



北区 子どもの未来 応援プラン

東京都北区子どもの貧困対策に関する計画



平成29年3月
北 区
北区教育委員会

目 次

第1章 総則.....	1
1 北区の計画策定について.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけと他計画との関係.....	1
(3) 計画期間.....	2
(4) 計画の対象.....	2
2 子どもの貧困について.....	3
(1) 子どもの貧困のとらえ方.....	3
(2) 子どもの貧困率（全国）.....	3
3 子どもの貧困対策に関する国・東京都の取組み.....	4
(1) 国の取組み.....	4
(2) 東京都の取組み.....	8
第2章 北区の子どもの貧困に関する状況と課題.....	9
1 北区における子どもの貧困の実態把握の方法.....	9
2 北区における子どもの貧困に関する状況.....	11
(1) 国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合.....	11
(2) 暮らし向きに関する認識.....	12
(3) 「物質的剥奪」の状況について.....	12
(4) 特に困難を抱えやすい子ども・世帯について.....	14
3 子どもや家庭の課題と必要としている支援等.....	18
(1) 保護者の抱える困難.....	18
(2) 子どもの抱える困難.....	25
(3) 子どもや家庭が必要としている支援.....	38
(4) 課題の整理.....	45
第3章 北区の子どもの貧困対策の基本的な考え方.....	47
1 基本目標.....	47
2 貧困の連鎖の解消のための3つの柱.....	47
3 施策体系.....	48
4 計画の進捗状況の把握.....	50

第4章 北区の子どもの貧困対策に関する取組み.....	53
柱1 子どもの育ち、学びをささえる.....	53
施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援.....	53
施策2 学校教育における学び、成長の支援.....	55
施策3 子どもの居場所づくりの推進.....	58
施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援.....	60
柱2 ライフステージに応じた相談・支援.....	62
施策5 孤立しないしくみづくり.....	62
施策6 保護者への就労、生活支援.....	65
柱3 地域全体で見守り、ささえる.....	68
施策7 地域全体でささえるネットワークの構築.....	68
第5章 計画の推進に向けて.....	70
1 計画の進行管理.....	70
2 国・東京都への働きかけ.....	70
3 子どもの貧困に関するデータや情報の収集.....	70
資料編.....	71
1. 主な取組事業一覧.....	72
2. (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会設置要綱	92
3. (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会 委員名簿	93
4. (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の開催経過	94
5. 子どもの貧困対策の推進に関する法律.....	95
6. 子どもの貧困対策に関する大綱（概要）.....	98

第1章 総則

1 北区の計画策定について

(1) 計画策定の趣旨

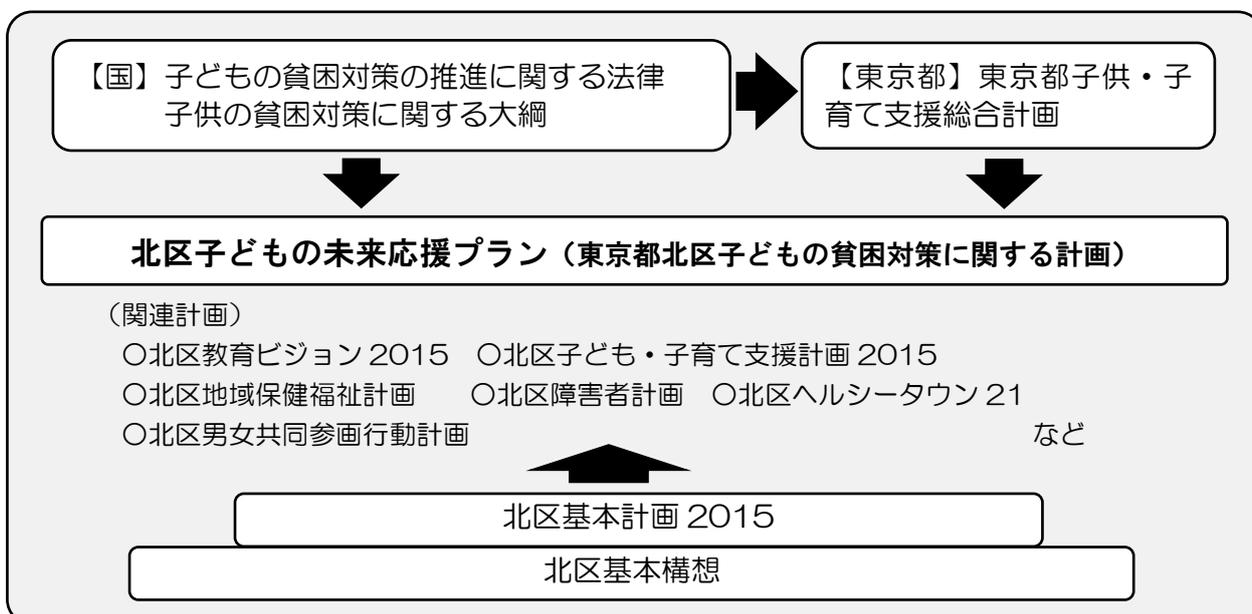
平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年時点の日本の子どもの貧困率は16.3%となり過去最高を更新しています。国においては、こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。大綱では、「子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく、必要な施策が実施されるよう配慮する。」としています。

北区においても、法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、区政の基本方針である「北区基本構想」を踏まえ、上位計画である「北区基本計画2015」や、「北区教育ビジョン2015」、「北区子ども・子育て支援計画2015」などにおける課題・背景や基本的な考え方を基に、北区の子どもの貧困対策の基本目標や施策展開の基本的な考え方、今後5年間で取り組む施策について示していくものです。

【関係図】



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の対象

本計画における対象は、原則 18 歳未満の子どもとその家庭としますが、施策によっては概ね 20 歳未満までの子どもとし、以下のいずれかの状態にある者とします。

- 現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭
- 保護者に疾病・障害がある家庭やひとり親家庭などのうち、将来、経済的困窮状態になる危険性の高い子どもとその家庭など

なお、本計画では、原則、「困難を抱える家庭の子どもと保護者」と記載します。

2 子どもの貧困について

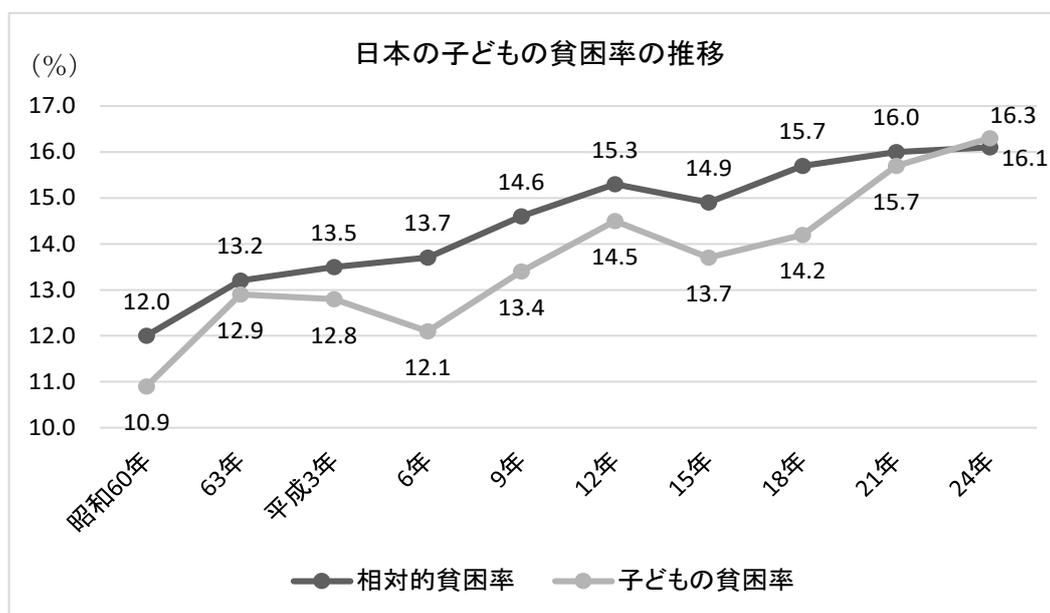
(1) 子どもの貧困のとらえ方

経済的困窮状態であることにより、子どもの成長や学習に必要なものが不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりすることや、社会的に孤立して支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況を「子どもの貧困」ととらえます。

このような状況は、家庭や本人の努力だけでは改善することが困難となっていることから、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策に、社会全体として取り組むことは極めて重要となっています。

(2) 子どもの貧困率（全国）

我が国における子どもの貧困率は、若干の増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、平成24年には、16.3%となっています。また、平成24年には、相対的貧困率を上回っている状況にあります。



(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

【注】「相対的貧困率」とは、収入から税金・社会保険料等を差し引いた手取り収入（可処分所得）から、世帯人数による影響を調整して算出した、世帯人員1人当たりの所得の中央値の半分の額（「貧困線」という。）に満たない人の割合をいいます。平成24年の貧困線は、122万円でした。

「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

3 子どもの貧困対策に関する国・東京都の取組み

(1) 国の取組み

① 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

平成 21 年における我が国の子どもの貧困率は 15.7%と、平成 22 年 OECD 加盟国 34 か国中 10 番目に高く、OECD 平均を上回っており、また、平成 25 年の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が 90.8%と、子ども全体 (98.6%) と比較して低い水準であることなどを背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に成立、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

【基本理念】 (第 2 条)

- 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行わなければならない。

【国の責務】 (第 3 条)

- 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】 (第 4 条)

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成 26 年 8 月、国は、法に基づき、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

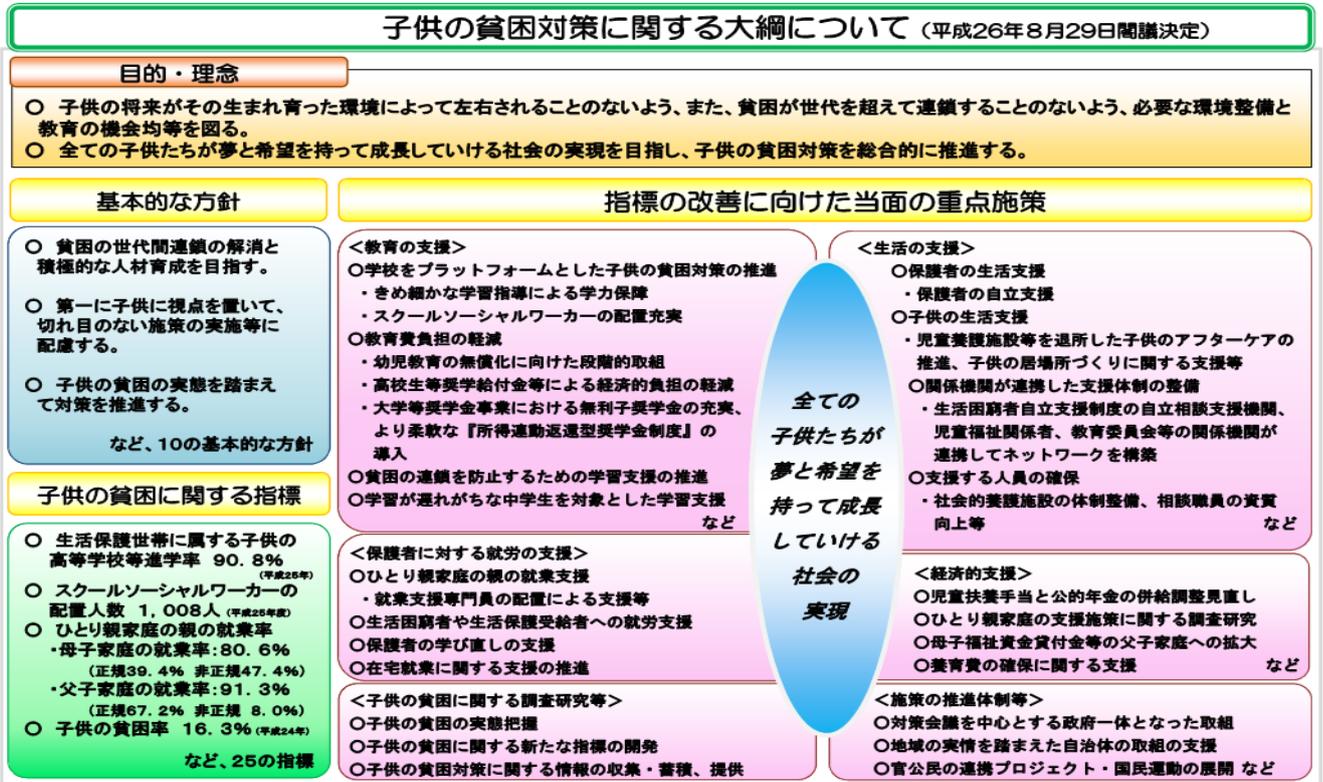
大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針とともに、子供の貧困率や生活保護世帯に属する子供の進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組みを明示しています。

【大綱に掲げる事項】 (法第 8 条 2 項)

- 子供の貧困対策に関する基本的な方針
- 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該

指標の改善に向けた施策

- 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項



【国の「子供の貧困対策に関する大綱」における子どもの貧困に関する指標】

指標	全国
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	全体 90.8% 内訳 全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1% 中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9% 高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9% (平成 25 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成 25 年度現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (大学等 19.2%、専修学校等 13.7%) (平成 25 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の就職率	中学校卒業後 就職率 2.5% 高等学校等卒業後 就職率 46.1% (平成 25 年 4 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後 進学率 96.6%、就職率 2.1% (高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%) 高等学校等卒業後 進学率 22.6%、就職率 69.8% (大学等 12.3%、専修学校等 10.8%) (平成 25 年 5 月 1 日現在)

指標	全国
ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	72.3%（平成23年度現在）
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後 進学率 93.9%、就職率 0.8% （高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%） 高等学校卒業後 進学率 41.6%、就職率 33.0% （大学等 23.9%、専修学校等 17.8%） （平成23年度）
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人（平成25年度）
スクールカウンセラーの配置率	小学校 37.6%、中学校 82.4%（平成24年度）
就学援助制度に関する周知状況	・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9% ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0% （平成25年度）
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	無利子：予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% 有利子：予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% （平成25年度実績）
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭の就業率 80.6% 父子家庭の就業率 91.3% （平成23年度）
子供の貧困率	16.3%（平成24年）
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%（平成24年）

③ 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の推進

国は、平成27年12月、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などについて、支援の一層の充実を図ることを目的として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をとりまとめました。

プロジェクトでは、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実を図るとし、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援の6つの項目において、施策の方向性を示しています。

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)

○母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

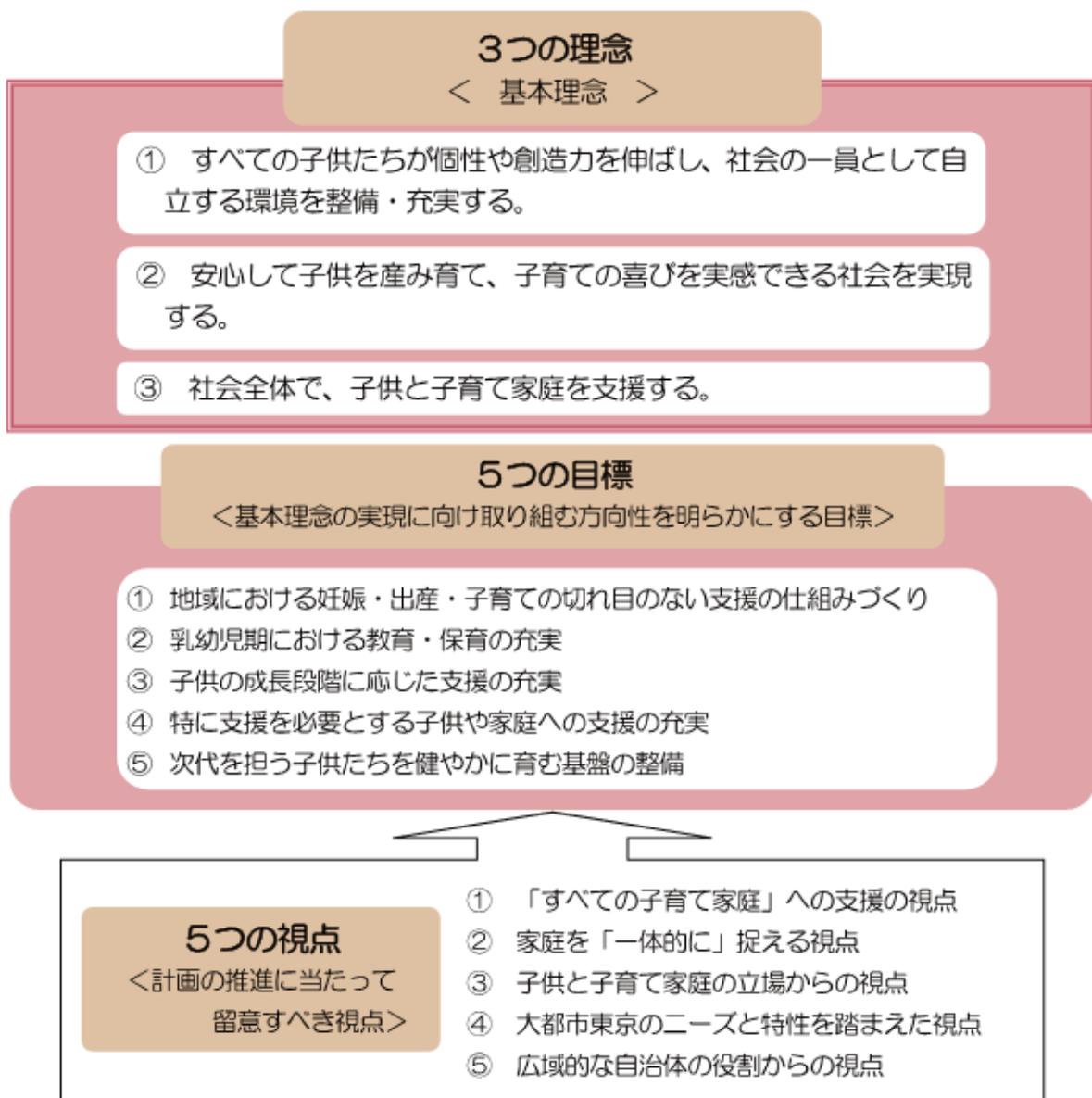
① 支援につながる	◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進
② 生活を応援	◆ 子どもの居場所づくり ◆ 児童扶養手当の機能の充実 ◆ 養育費の確保支援 ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
③ 学びを応援	◆ 教育費負担の軽減 ◆ 子供の学習支援の充実 ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
④ 仕事を応援	◆ 就職に有利な資格の取得促進 ◆ ひとり親家庭の親の就労支援 ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進 ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
⑤ 住まいを応援	◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
⑥ 社会全体で応援	◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進 ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法案の
平成28年通常国会提出を目指す

(2) 東京都の取組み

○ 東京都子供・子育て支援総合計画の策定

東京都は、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と、「次世代育成支援対策推進法」に基づく地域行動計画とを合わせた子供・子育てに関する総合計画として、平成27年度を初年度とする「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定しています。東京都では、同計画を、子どもの貧困対策に関する計画として位置づけ、子どもを安心して産み育てられ、次代を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指しています。



第2章 北区の子どもの貧困に関する状況と課題

1 北区における子どもの貧困の実態把握の方法

① 区民アンケート

区民アンケートは、「18歳未満の子どもがいる世帯」と「児童育成手当^{*1}受給世帯」を対象に実施しました。「18歳未満の子どもがいる世帯」アンケートは、平成28年4月1日現在の年齢が0歳から17歳までの子どもがいる世帯4,000世帯を対象としています。また、「児童育成手当受給世帯」アンケートは、平成28年度に児童育成手当(育成手当)を受給している世帯2,000世帯を対象としています。

18歳未満の子どもがいる世帯、児童育成手当を受給している世帯を対象に、家庭の経済的困窮の状況や物質的剥奪^{*2}の状況、子どもや保護者の健康状態、就業状況、子どもの生活環境や学習、進学状況等について把握し、子どもの貧困の状況を様々な観点から分析することを目的として実施しました。

② 小学校5年生アンケート

小学校5年生アンケートは、区立小学校に通う小学校5年生児童全員とその保護者を対象に、学校の協力を得て実施しました。

児童については、子どもの基本的な暮らしや学校生活の様子、学習意欲、放課後の過ごし方、将来の夢や希望、保護者との関わり等を把握するとともに、保護者については、家庭の経済状況や、就業状況、子どもとの関わり、子どもの学習・進学に関する意向等を把握し、子どもの生活実態と経済状況などの家庭の状況との関連を分析することを目的として実施しました。

③ 施設等利用者アンケート

区内の児童養護施設で生活する中学生・高校生や定時制高等学校の生徒、フリースクールに通う中学生・高校生の年代の子どもを対象に、生活状況や心配ごと・悩み、学習意欲、自己肯定感、将来の夢をかなえるために必要なこと等について直接的に意見をうかがうことを目的として実施しました。

④ 支援者ヒアリング

日ごろから困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援に関わっている関係機関や学校関係者、NPO法人等計19機関・団体を対象に、支援に関わる方の視点から、困難を抱える家庭の子どもと保護者の背景や生活状況、今後必要となる取組み、課題等について把握することを目的として実施しました。

^{*1} 児童育成手当(育成手当)とは、区内に在住し、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育しており、①離婚、死亡等により父または母がいない場合、あるいは、②父または母に重度の障害がある場合に支給される手当のこと。(東京都制度・所得制限あり)

^{*2} 物質的剥奪とは、貧困の状態において、社会で最低限必要とされる物が得られていない状況をいう。

区民アンケート・小学校5年生アンケート結果の分析にあたって

○経済的状況別の比較・分析について

家庭の経済状況と子どもや家庭が置かれている状況の関連性を分析するため、平成25年国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を基に、区民アンケート及び小学校5年生アンケート（以下「アンケート調査」という。）より得られた世帯全体の所得額、課税額等を使用して、「貧困線以上の世帯」と「貧困線を下回る世帯」に分類し、比較分析を行いました。

○世帯類型別の比較・分析について

区民アンケートでは、「18歳未満の子どもがいる世帯アンケート」の回答者の「ふたり親世帯」の占める割合が、96.3%（世帯構成不明：1.4%）となっていること、また、「児童育成手当受給世帯アンケート」の回答者の「ひとり親世帯」*3の占める割合が、91.8%（世帯構成不明：6.7%）となっていることから、「18歳未満の子どもがいる世帯アンケート」は、「ふたり親世帯」の状況、「児童育成手当受給世帯アンケート」は、「ひとり親世帯」の状況を示すものとして扱い、結果を比較することで、世帯類型と子ども・家庭が置かれている状況との関連を分析しました。

また、小学校5年生アンケートにおいて、保護者の回答をもとに、世帯類型（「ふたり親世帯」及び「ひとり親世帯」）を把握し、比較分析しています。

*3 アンケート調査におけるひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）から成る一般世帯をいう。

2 北区における子どもの貧困に関する状況

(1) 国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合

区では、経済的困窮状態にある子どもや家庭の状況の把握にあたり、国が「相対的貧困率」を算出する際の基準としている平成25年国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を基に、アンケート調査より得られた世帯全体の所得額、課税額等を使用して、国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合を算出しました。

結果は、貧困線を下回る世帯で生活している子どもの割合は、18歳未満の子どもがいる世帯では8.1%となり、およそ3,300人と推計されます。

なお、参考値となりますが、貧困線を下回る世帯で生活している子どもの割合は、児童育成手当受給世帯では55.1%となり、およそ1,900人と推計されます。また、小学校5年生の子どもがいる世帯では11.9%となっています。

アンケート調査における「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合

指 標	アンケート調査
18歳未満の子どもがいる世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	8.1%
児童育成手当受給世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合（参考値）	55.1%
小学校5年生がいる世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合（参考値）	11.9%

「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合に関する留意点

上記、「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合は、北区の貧困線を新たに定め、相対的貧困率を算出したものではなく、必ずしも北区の状況を正確に反映している数値ではないことに留意が必要です。また、算出結果については、次の点にも留意が必要です。

○所得額、課税額等の無回答者の状況について

算出に必要な所得額、課税額等の設問に対し、一定割合の方が無回答となっています。

- ・18歳未満の子どもがいる世帯アンケート：全体の44.6%が無回答
- ・児童育成手当受給世帯アンケート：全体の50.5%が無回答
- ・小学校5年生保護者アンケート：全体の25.2%が無回答

○ひとり親世帯の回答割合について

18歳未満の子どもがいる世帯アンケートでは、国勢調査における北区の状況と比べ、ひとり親世帯の回答割合が低くなっているため、「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合には、ひとり親世帯の状況が一部反映されていない可能性があります。

- ・平成22年国勢調査では、北区の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は8.1%^{*4}
- ・18歳未満の子どもがいる世帯アンケートでは、全回答者のうちひとり親世帯の割合は2.4%

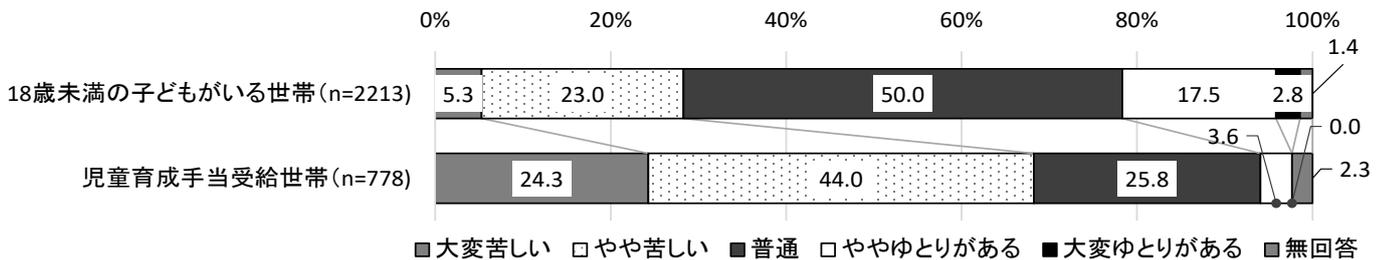
^{*4} 平成22年の国勢調査では、北区の18歳未満の子どもがいる世帯（23,779世帯）のうち、ひとり親世帯は1,932世帯となっている。

(2) 暮らし向きに関する認識

アンケート調査の結果によると、貧困線を下回る世帯と児童育成手当受給世帯の現在の暮らし向きは、厳しい状況にあることがうかがえます。現在の暮らしの状況に対する認識について、「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた『苦しい』と回答した割合は、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体が28.3%であるのに対して、児童育成手当受給世帯アンケート全体では68.3%と、大きな差があります。貧困線を下回る世帯では、18歳未満の子どもがいる世帯が54.2%、児童育成手当受給世帯が76.6%となっています（図表1）。

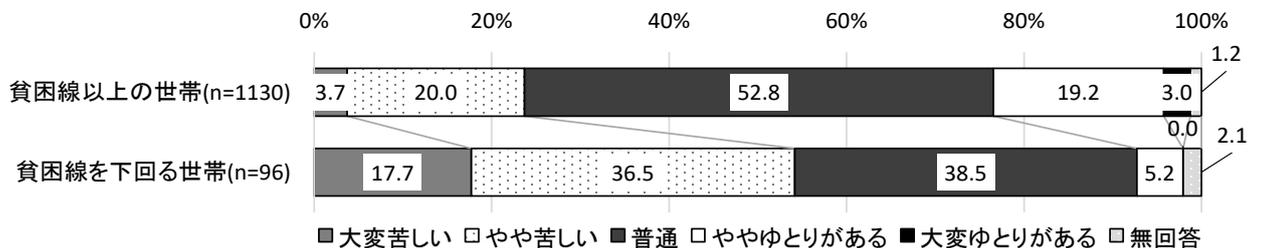
図表1 現在の暮らし向きに対する認識

【アンケート全体】

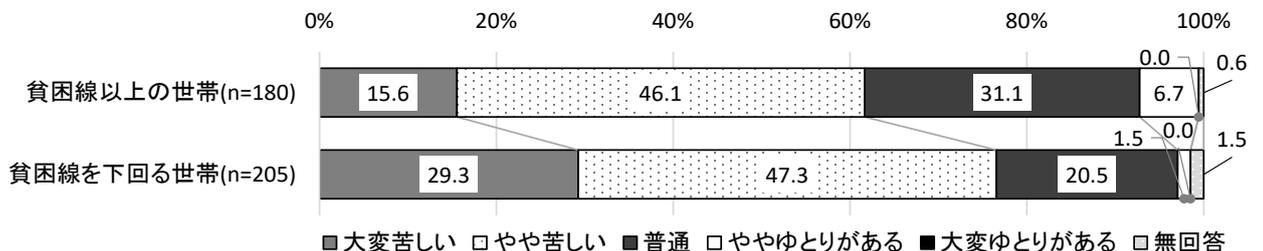


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)



(3) 「物質的剥奪」の状況について

子どもの貧困の状況は、世帯の収入など経済的な状況だけでなく、基本的な生活ニーズが満たされていない場合など、金銭面以外での状況をみていくことで、多面的に捉えていく必要があります。

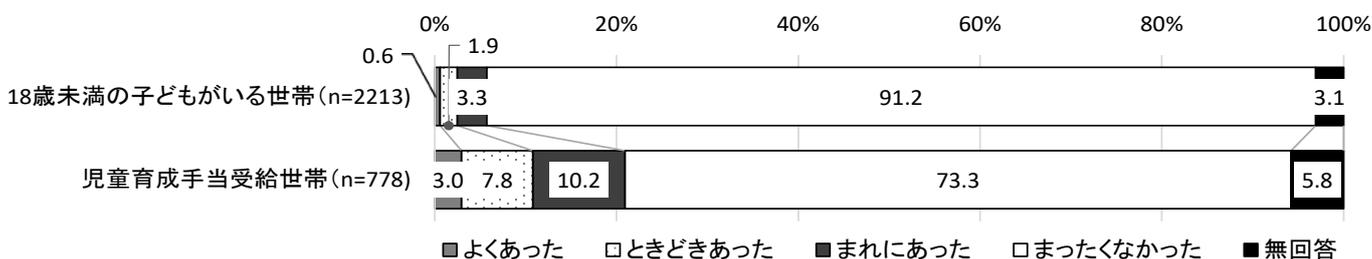
社会において最低限必要とされる物が得られていない物質的剥奪の状況について、アンケート調査では、基本ニーズである「食料」、「衣料」のほか、「必要な文具や教材」等の観点から把握をしました。

過去1年間に経済的理由により家族が必要な食料を買えなかった経験の有無について、「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体（2.5%）より、児童育成手当受給世帯アンケート全体（10.8%）の方が高くなっています。貧困線を下回る世帯では、18歳未満の子どもがいる世帯（8.4%）、児童育成手当受給世帯（13.6%）ともに、貧困線以上の世帯よりも『あった』と回答した割合が高くなっています（図表2）。

その他、「衣料」や「子どもが必要とする文具や教材」についても、同様の傾向がみられます。

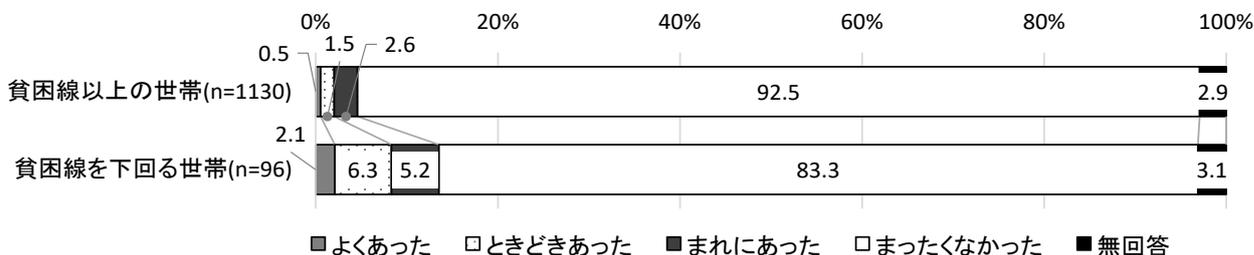
図表2 過去1年間に家族が必要な食料を買えなかった経験の有無

【アンケート全体】

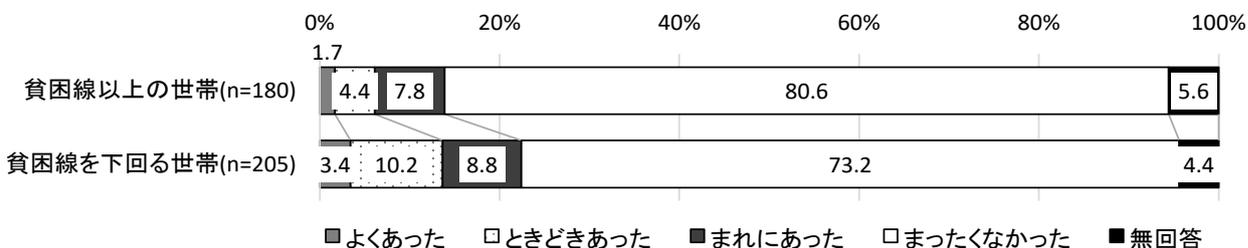


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)



(4) 特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

国の大綱では、児童養護施設^{*5}等に入所している子どもや生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもなど、支援を要する緊急度が高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。

北区におけるこれらの状況にある子どもや世帯、就学援助の状況は次のとおりです。

① 社会的養護のもとで暮らす子ども

「社会的養護」とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護を担う施設等として、児童養護施設、乳児院^{*6}、母子生活支援施設^{*7}、里親^{*8}、ファミリーホーム^{*9}等があります。

平成28年4月現在、北区にある児童養護施設の在籍者数は90人です。児童養護施設に入所している子どもは、保護者からの虐待をはじめ、保護者の病気、離婚、行方不明など、家庭での養育が望めない状況で社会的養護を受けるに至っており、複雑で深刻な背景を抱えている子どもが多いといえます。施設等利用者アンケートでは、児童養護施設に入所している子どもに、悩み事や心配なことをうかがったところ、「進学」、「就職」の回答が30.2%で最も多くなっており、施設退所後の生活に不安を抱えている意見などが聞かれました。

区内の母子生活支援施設の利用者数は、定員24世帯に対し、平成27年度で13世帯が入所しています。また、北区の平成27年度の委託里親数は2人、里親委託児童数は3人となっています。

② 生活保護世帯の子ども

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

北区の生活保護を受給している世帯の割合は、平成27年度で2.88%となっており、過去7年間で約1.3倍に増加しています。平成20年度以降、東京都、全国の数値を上回っています。

北区の生活保護世帯に属する18歳未満の子どもの数は、平成27年までは600人台で推移していましたが、平成28年は、583人とやや減少しています。北区の18歳未満の人口に占める生活保護世帯に属する18歳未満の子どもの割合は、平成28年で1.42%と、過去6年間で0.38%減少しています（図表3）。全国と比較すると、平成27年で全国が1.29%に対し、北区が1.58%と全国の数値を上回っています（図表4）。

^{*5} 児童養護施設とは、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。

^{*6} 乳児院とは、乳児（特に必要のある場合は幼児を含む。）を入院させて、これを養護し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。

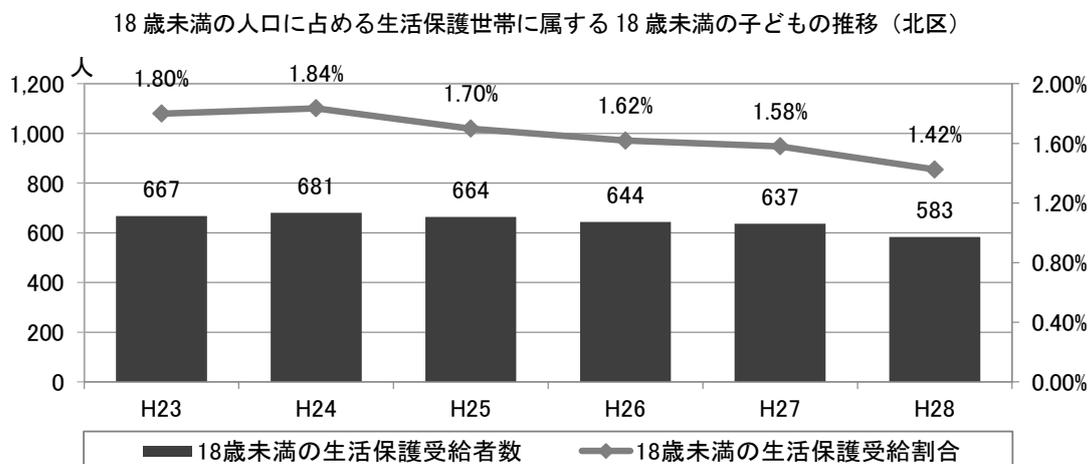
^{*7} 母子生活支援施設とは、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。

^{*8} 里親とは、要保護児童を養護することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認める者のこと。

^{*9} ファミリーホームとは、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの。

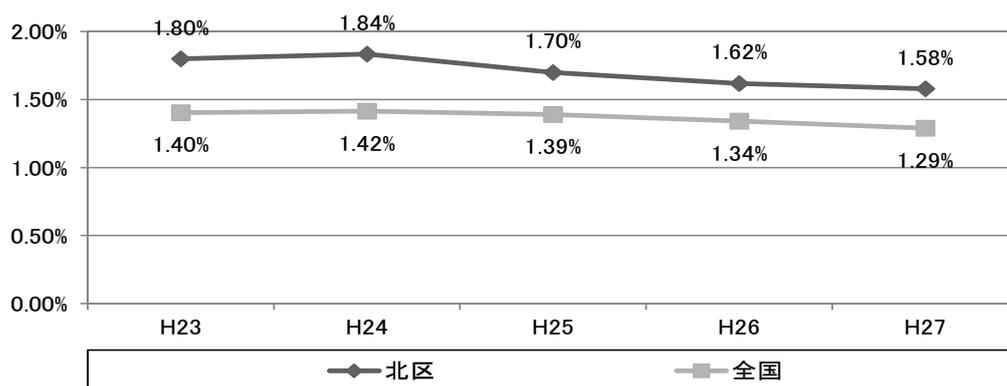
また、平成 27 年の北区の子どもの高等学校等の進学率は 98.3%に対し、生活保護世帯の子どもは 88.3%と、北区全体の割合を下回っています。高等学校の種別では、全日制高校の進学率は、北区全体が 90.2%に対し、生活保護世帯は 75.0%と、北区全体の割合を大きく下回っています(図表 5)。

図表3 生活保護世帯に属する 18 歳未満の子どもの数及び



出典：「区生活福祉課調べ」(各年 4 月 1 日現在)

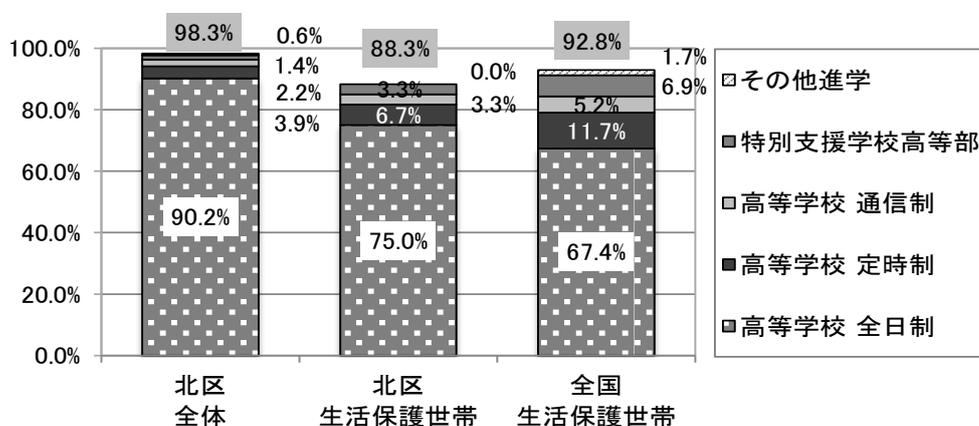
図表4 18 歳未満の人口に占める生活保護世帯に属する 18 歳未満の子どもの推移 (北区、全国)



出典：北区「区生活福祉課調べ」(各年 4 月 1 日現在)

全国「厚生労働省 被保護者調査」(各年 7 月末現在) ※生活保護世帯に属する 18 歳未満の子どもの数
「総務省統計局 人口推計」(各年 10 月現在) ※18 歳未満の人口

図表5 生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の高等学校等の進学率の比較 (北区、全国)



出典：北区全体「東京都教育委員会 公立学校統計調査報告書」(平成 27 年 5 月 1 日現在)

北区生活保護世帯「区生活福祉課調べ」(平成 27 年 4 月 1 日現在)

全国生活保護世帯「厚生労働省 社会・援護局保護課調べ」(平成 27 年 4 月 1 日現在)

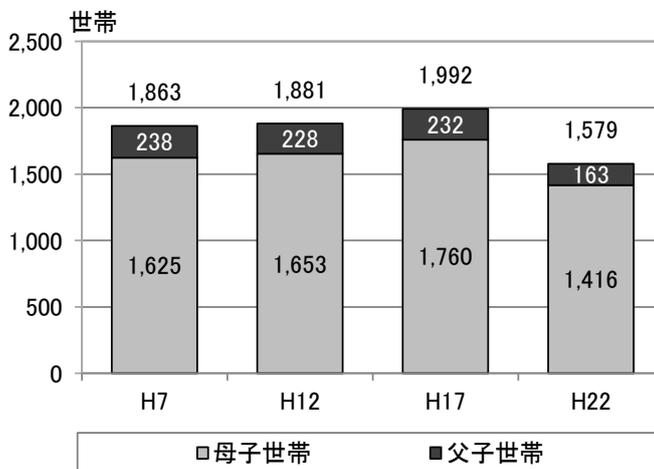
③ひとり親世帯の子ども

国勢調査によると、北区の母子世帯・父子世帯は、平成22年で母親と子のみの世帯が1,416世帯、父親と子のみの世帯が163世帯となっています。平成17年までは増加していましたが、平成22年にはいずれも減少しています（図表6）。

また、北区における生活保護を受給している母子世帯数は平成22年度で253世帯であり、平成22年国勢調査の母子世帯数の17.9%となっています。生活保護を受給している母子世帯数は、過去7年間で約1.3倍に増加しています（図表7）。

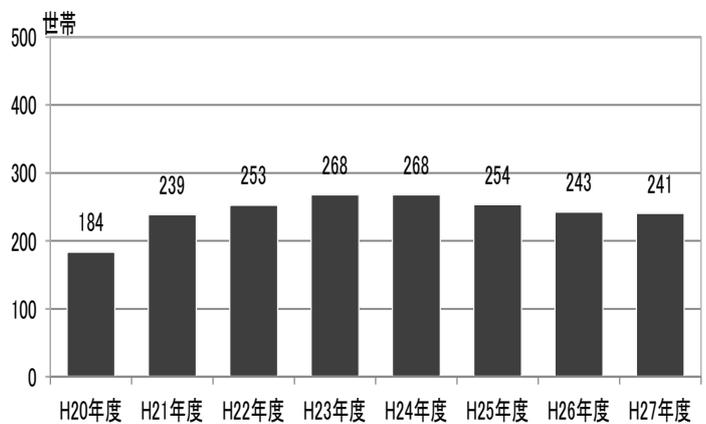
北区の児童扶養手当^{*10}受給世帯数は平成27年度で1,963世帯、児童育成手当受給者数は平成27年度で2,903人となっています（図表8）。児童扶養手当受給世帯の世帯類型別の構成をみると、平成27年度は、母子世帯は離婚世帯が最も多く83.4%、次いで未婚世帯が14.3%となっています。父子世帯も同様に離婚世帯が86.2%と最も多く、次いで死別世帯が8.0%となっています。

図表6 母子世帯・父子世帯数の推移（北区）



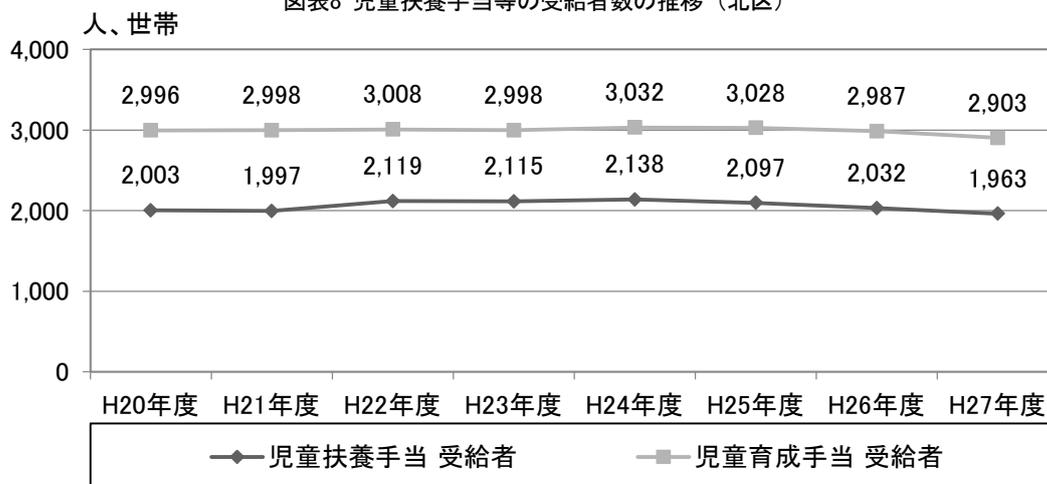
出典：総務省 国勢調査（各年10月1日現在）
注：母子世帯・父子世帯は、未婚、死別または離別の女親（男親）とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯を指す

図表7 生活保護を受給している母子世帯数の推移（北区）



出典：「区生活福祉課調べ」（各年度末現在）
注：母子世帯は、死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみから成る世帯を指す

図表8 児童扶養手当等の受給者数の推移（北区）



出典：「東京都福祉保健局 福祉・衛生行政統計」
注：児童扶養手当は各年度末現在、児童育成手当は各年度2月末現在

^{*10} 児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当のこと。（国制度・所得制限あり）

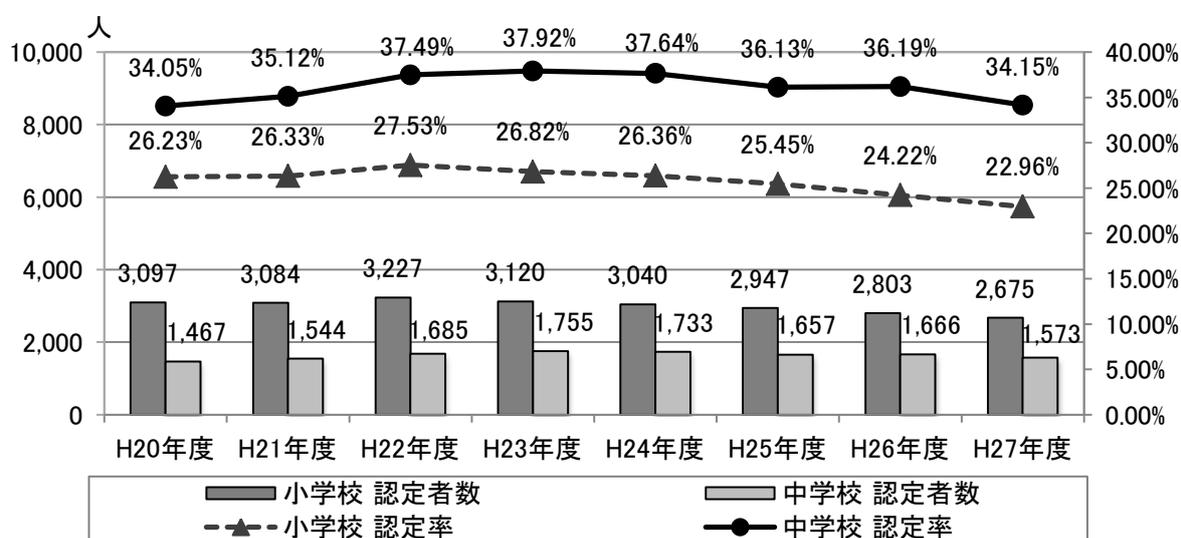
④就学援助の状況

就学援助制度は、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、学習に必要な費用の一部を援助するものです。生活保護を受給しているか、それに準ずる程度の経済的困窮状況にあると北区が認定した方が対象です。

北区の就学援助の平成27年度の認定者数は、小学校が2,675人、中学校が1,573人、認定率は、小学校が22.96%、中学校は34.15%となっています。認定者数・認定率ともに、平成22年度以降、減少傾向にあります（図表9）。

国の調査では、平成25年度における就学援助率は、国で15.4%、東京都で22.3%、北区が29.6%となっています。なお、自治体により認定基準の一部が異なる状況があるため、あくまで参考値となります。

図表9 就学援助の認定者数・認定率の推移（北区）



出典：「区学校支援課調べ」（各年度末現在）、注：認定者数は、区域外を含まない

3 子どもや家庭の課題と必要としている支援等

北区の子どもの貧困に関する課題を把握するために、保護者や子どもの抱える困難、必要としている支援等について、支援者ヒアリングとアンケート調査結果を基に整理しました。

(1) 保護者の抱える困難

① 保護者の過去の経験

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭では、保護者自身が子どもの頃に、両親の離婚、親からの虐待や暴力などの困難を経験している場合が多いことが指摘されており、親との関係が疎遠になっている保護者も多く、親族にも頼れない状況の方も多いたことが指摘されています。

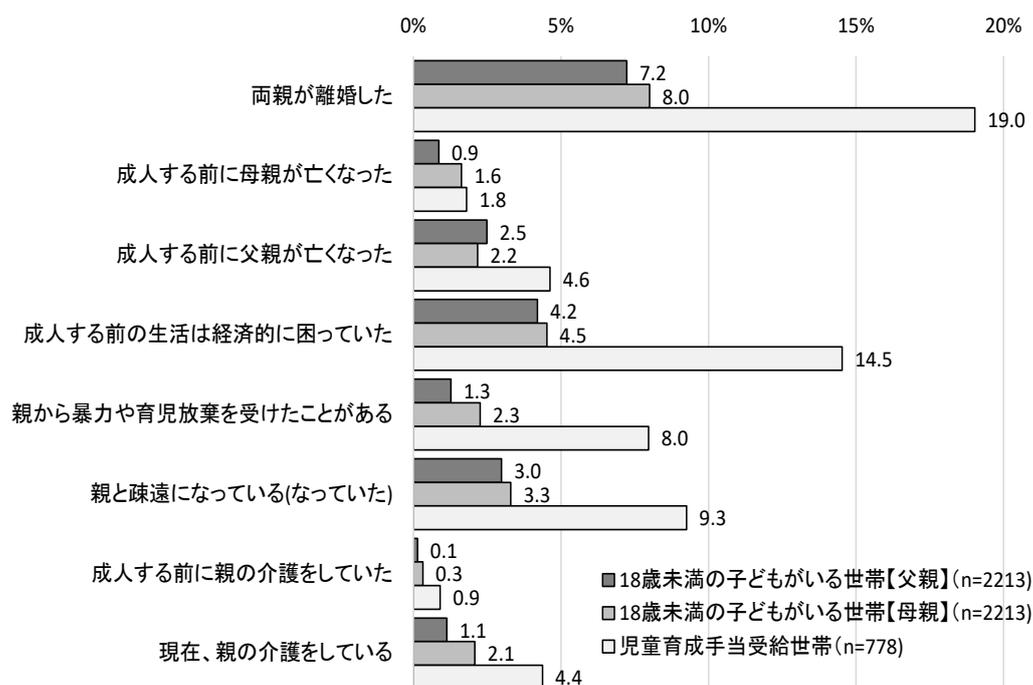
区民アンケートでは、保護者自身の親との関係について、両親の離婚を経験した割合は、18歳未満の子どもがいる世帯アンケートの父母の約8%に対し、児童育成手当受給世帯アンケート全体は19.0%となっており、差がみられます。また、貧困線を下回る世帯では、18歳未満の子どもがいる世帯において、両親の離婚や成人前の経済的困窮を経験した割合が高くなっています。(図表10)。

また、配偶者との関係、暴力の有無について、配偶者または元配偶者からの暴力を経験した割合は、児童育成手当受給世帯では20.1%となっており、18歳未満の子どもがいる世帯との差がみられます(図表11)。

これらの状況から、貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯(児童育成手当受給世帯)では、保護者自身が、両親の離婚や配偶者の暴力、成人前の経済的困窮などの困難を経験している場合が一定程度あることがうかがえます。

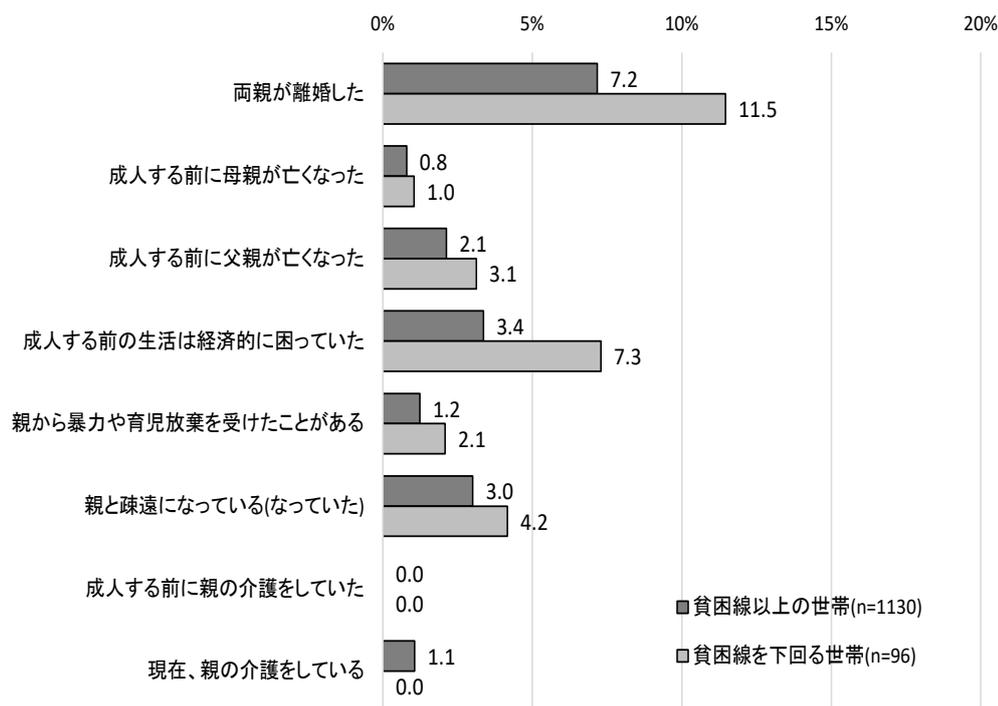
図表10 保護者自身の経験(親との関係)【複数回答】

【アンケート全体】

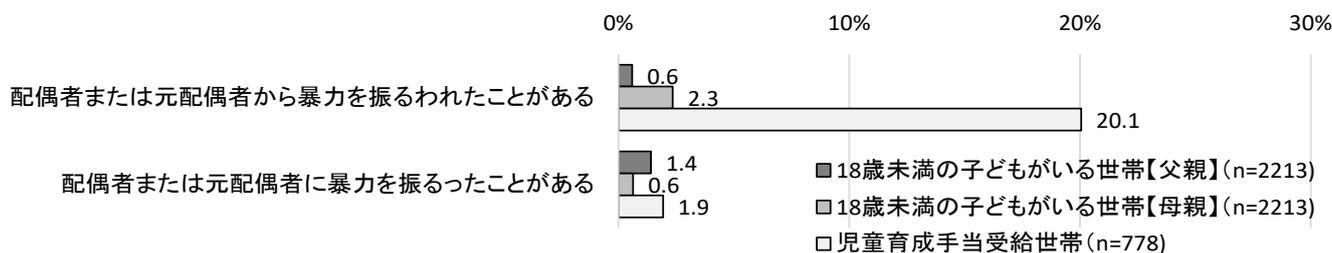


【経済的状况別】

(18歳未満の子どもがいる世帯・父親)



図表11 保護者自身の経験（配偶者との関係）【複数回答】



② 保護者の健康状態

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の保護者が、障害や精神疾患等を抱えているケースが増えていることが指摘されています。また、これらの障害等により、人とのコミュニケーションに課題を抱え、仕事が長続きしない場合などの影響もあることも聞かれました。

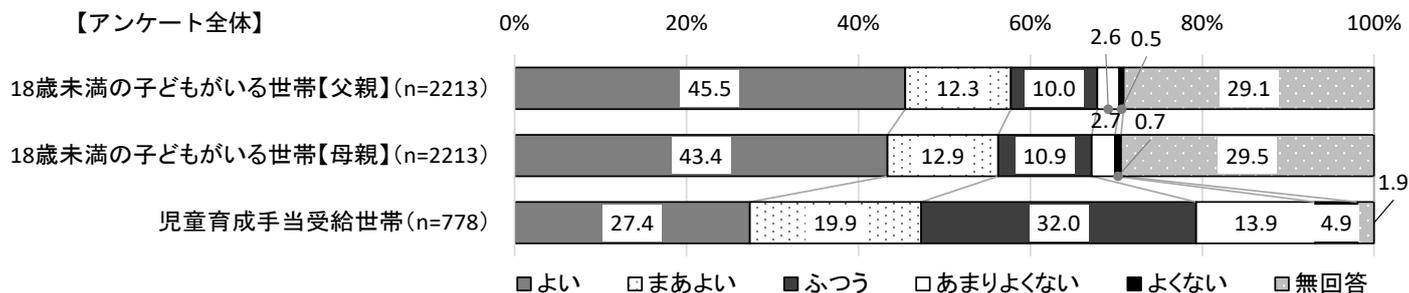
区民アンケートでは、保護者の現在の健康状態について、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『よくない』の割合が、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体の父母が3%台に対し、児童育成手当受給世帯の保護者では18.8%と、大きな差がみられます。また、貧困線を下回る世帯では、『よくない』の割合が高くなっています（図表12）。

抑うつ傾向があると考えられる保護者の割合は、児童育成手当受給世帯アンケート全体で52.0%となっています。また、貧困線以上の世帯では48.8%、貧困線を下回る世帯では59.5%となっており、差がみられます（図表13）。なお、平成25年の国民生活基礎調査では、抑うつ傾向があると考えられる大人の割合は、20～40歳代で概ね30%台前半となっており、北区の児童育成手当受給世帯アンケート結果と比べ、大きな差がみられます。

これらの状況から、貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯（児童育成手当受給世帯）では、保護

者が健康の面の不調や精神的な負担を感じている割合が高い傾向にあることがうかがえます。

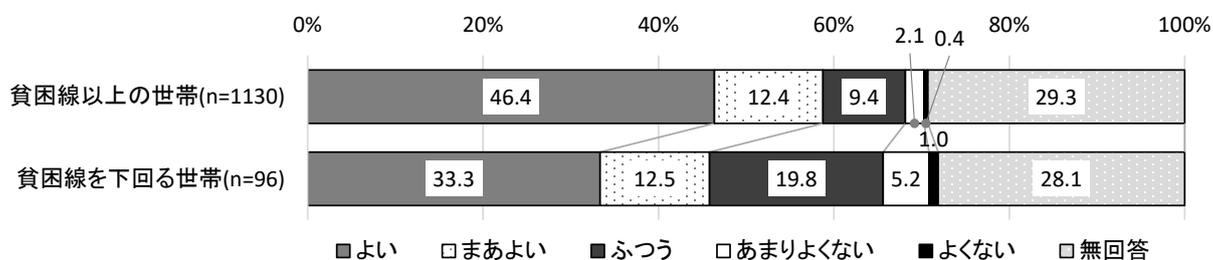
図表12 保護者の健康状態



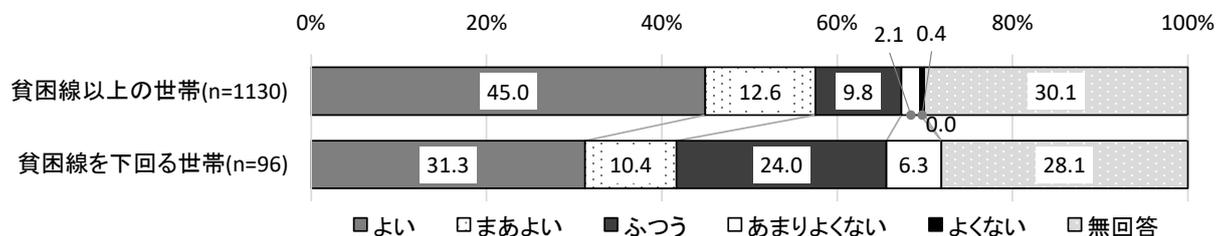
【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)

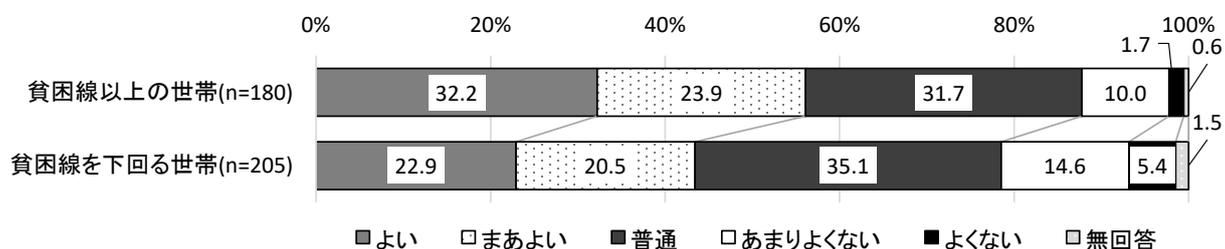
(父親)



(母親)

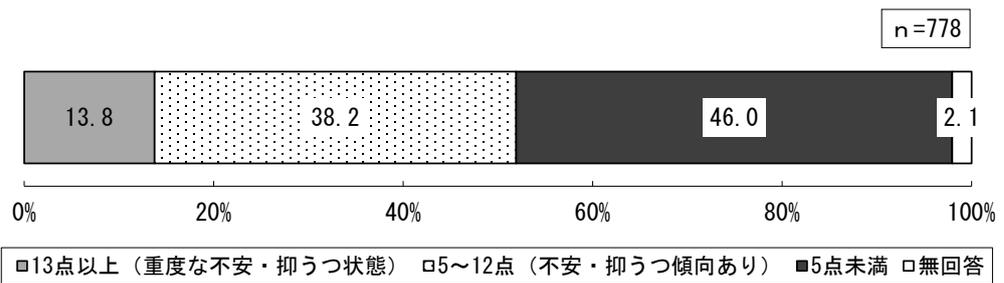


(児童育成手当受給世帯)

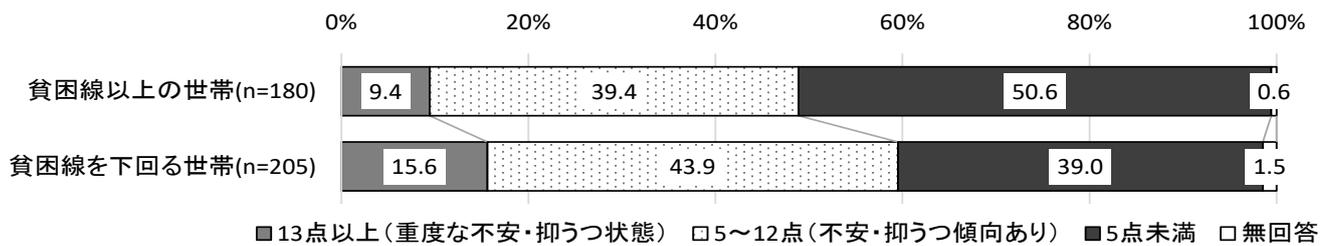


図表13 保護者の抑うつ傾向（児童育成手当受給世帯）＜K6*¹¹の結果＞

【アンケート全体】



【経済的状況別】



③保護者の「社会的孤立」

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の保護者は、地域や他の保護者との人間関係をうまく築くことができない傾向にあることが多く、孤立してしまう場合があることが指摘されています。また、子どもや保護者の外見などからは、経済的困窮の状況が分かりづらくなっていることが、孤立に拍車をかけているとの指摘があります。

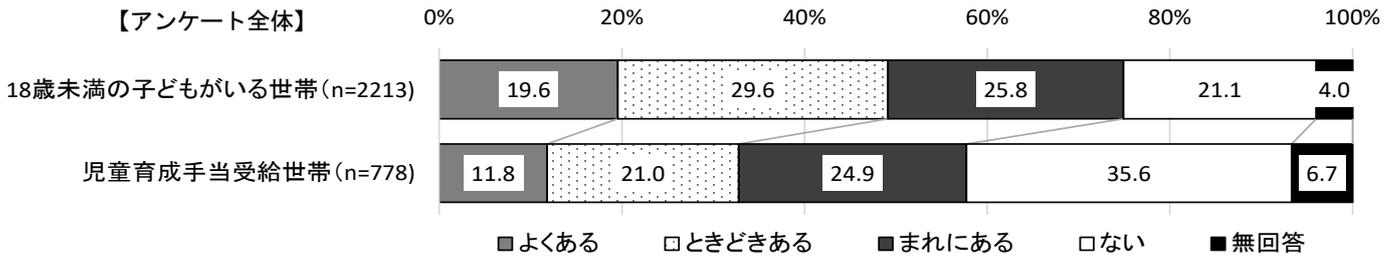
区民アンケートでは、地域の行事への子どもとの参加状況について、参加することが「ない」の割合が、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体では21.1%、児童育成手当受給世帯アンケート全体では35.6%となっており、差がみられます。また、貧困線を下回る世帯では、18歳未満の子どもがいる世帯において、「ない」(26.0%)の割合が高くなっています(図表14)。

心おきなく相談できる相手の有無について、「相談相手がおらず、ほしい」の割合が、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体では8.9%、児童育成手当受給世帯アンケート全体では17.5%となっており、差がみられます。また、貧困線を下回る世帯の方が、貧困線以上の世帯よりも「相談相手がおらず、ほしい」の割合が高くなっています(図表15)。

これらの状況から、貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯(児童育成手当受給世帯)では、地域との関わりが希薄だったり、相談相手がいないなど、社会的孤立の傾向がうかがえます。

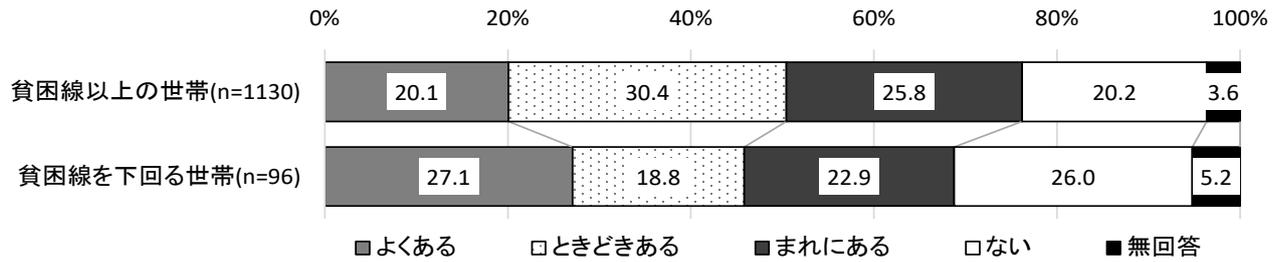
*¹¹ K6とは、米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニング(選別)するために開発された尺度。6つの項目について5段階(「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点))で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

図表14 子どもと地域の行事に参加すること

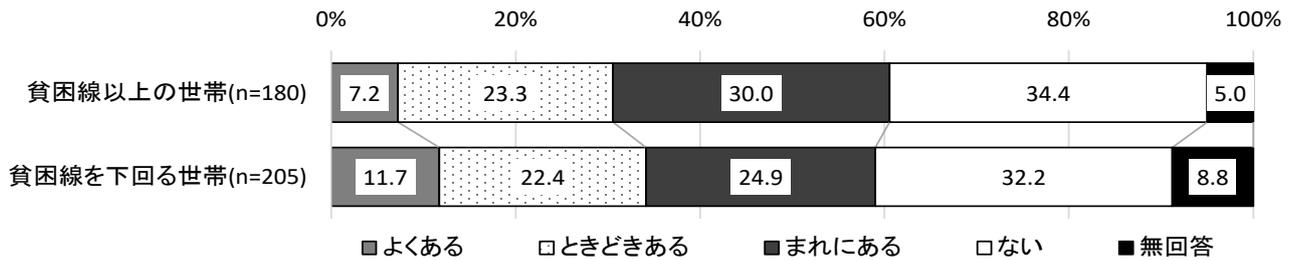


【経済的状況別】

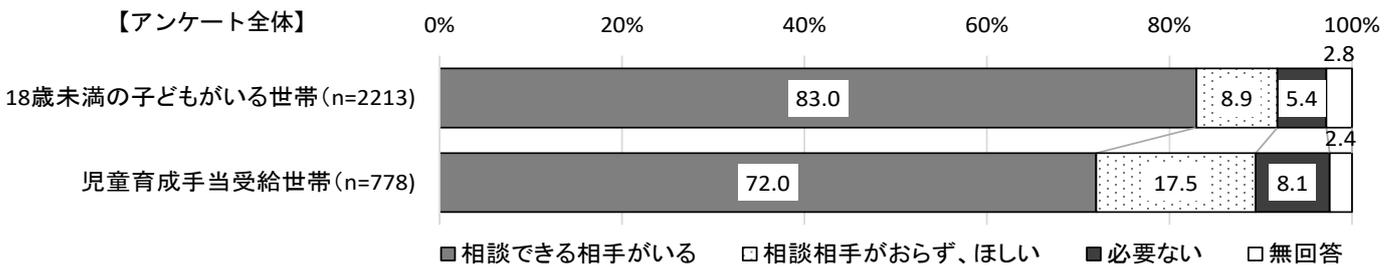
(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)

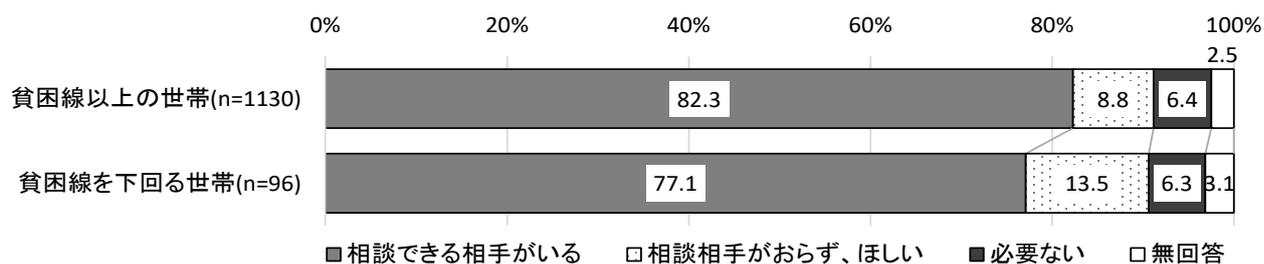


図表15 相談相手の有無

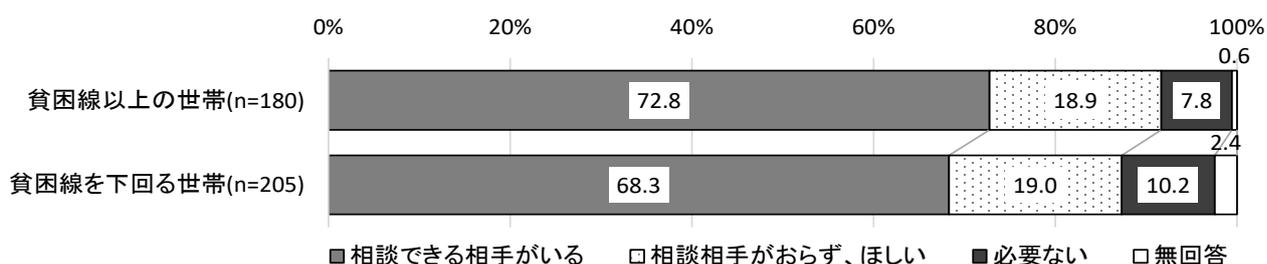


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)



④ 保護者の就業状況

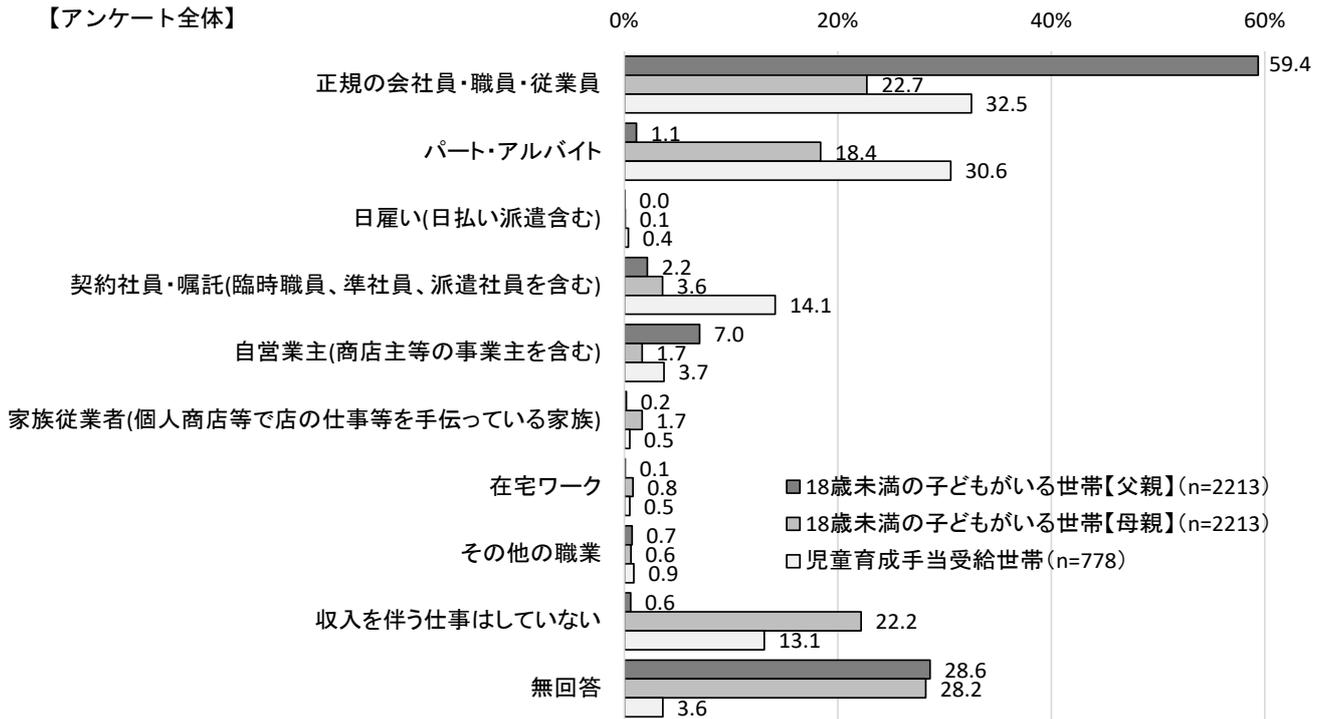
支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の傾向として、仕事をしていても、非正規雇用の場合が多く収入が安定していないなど、十分な収入が得られていないことが多いことが指摘されています。また、収入の安定を図るために、複数の仕事の掛け持ちや、比較的長時間給の高い夜間勤務の仕事をする事で長時間勤務になり、体調を崩してしまう場合があること、ひとり親世帯の場合には、子育てとの関係から就業時間等の条件が合う仕事が見つからず、非正規雇用にせざるを得ない状況もあることが聞かれました。

区民アンケートでは、保護者の就業状況について、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体では、父親は70.7%、母親は49.6%、児童育成手当受給世帯アンケート全体では83.2%が就業をしています。そのうち、「パート・アルバイト」と「契約社員・嘱託」をあわせた『非正規雇用』の割合は、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体では、父親が3.3%、母親が22.0%となっているのに対し、児童育成手当受給世帯アンケート全体では44.7%と、差がみられます。また、貧困線を下回る世帯では、18歳未満の子どもがいる世帯の父親が11.5%、母親が26.1%、児童育成手当受給世帯が63.4%と、いずれも『非正規雇用』の割合が高くなっています(図表16)。

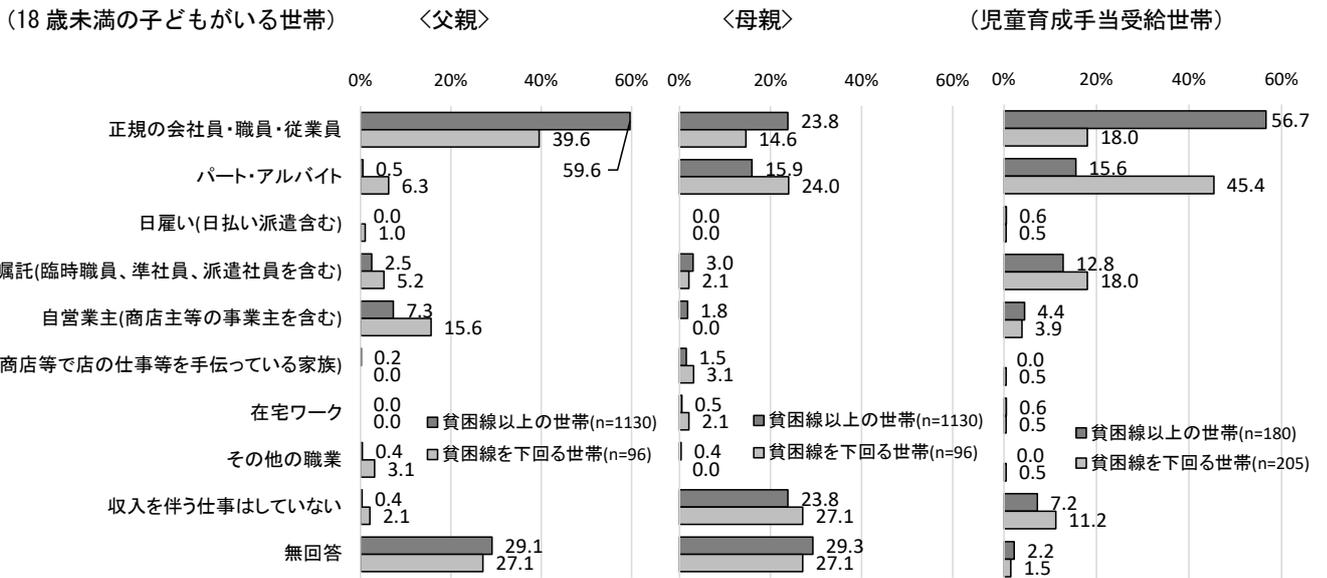
また、過去1年間の複数の仕事の掛け持ち(ダブルワーク)の状況について、児童育成手当受給世帯の就業者の24.3%が経験し、さらに貧困線を下回る世帯の方が、ダブルワークの経験の割合が高くなっています(図表17)。

これらの状況から、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯(児童育成手当受給世帯)では、非正規雇用で働いている割合が高く、特に、ひとり親世帯では、複数の仕事を掛け持つなど、保護者が心身に大きな負担を抱えている傾向がうかがえます。

図表16 保護者の就業状況

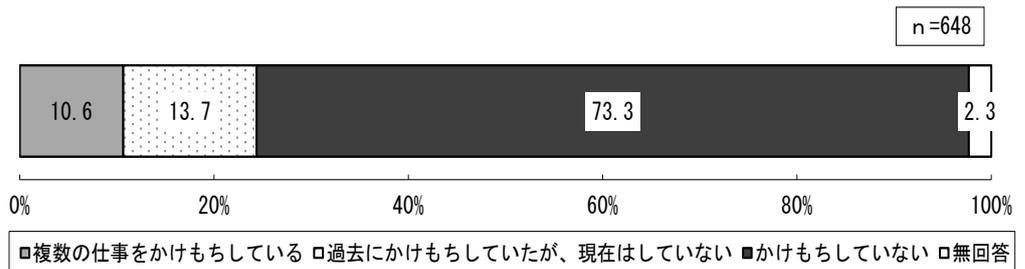


【経済的状況別】

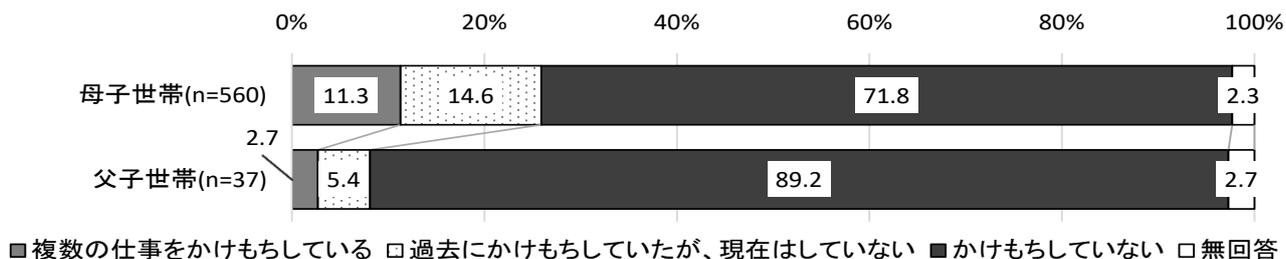


図表17 ダブルワークの状況 (児童育成手当受給世帯)

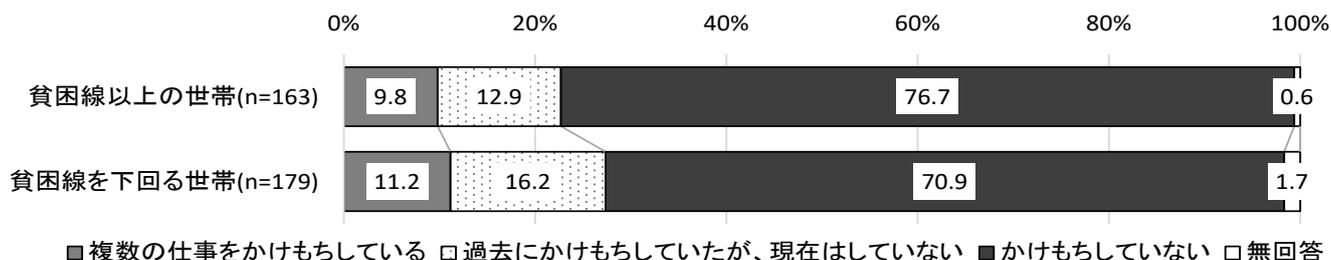
【アンケート全体】



【世帯類型別】



【経済的状況別】



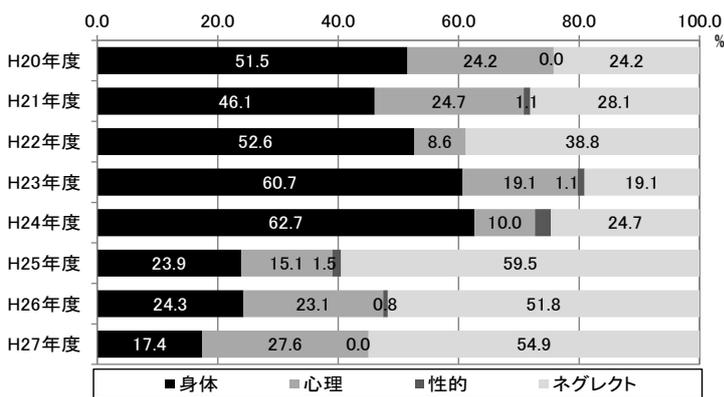
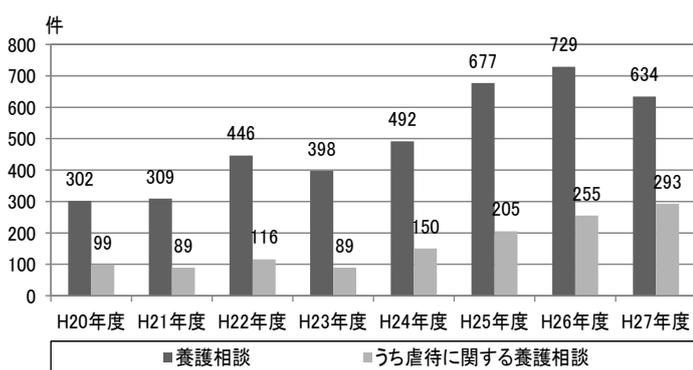
(2) 子どもの抱える困難

① ネグレクトを含む児童虐待の状況

北区子ども家庭支援センターにおける養護相談のうち虐待に関する相談は、平成 23 年度以降増加傾向にあり、平成 20 年度と比較すると、平成 27 年度は約 3 倍に増加しています (図表 18)。虐待に関する相談の内訳は、ネグレクトや心理的虐待の割合が増加してきており、平成 27 年度では、ネグレクトが 54.9%、心理的虐待が 27.6%、身体的虐待が 17.4%となっています (図表 19)。

図表 18 北区子ども家庭支援センターにおける養護相談件数

図表 19 北区子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談の内訳



出典：「区子ども家庭支援センター調べ」

出典：「区子ども家庭支援センター調べ」

② 子どもの生活習慣

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の子どもは、食生活が不規則であったり、朝起きられないなど基本的な生活習慣が定着していない場合が多いと指摘されています。その背景として、保護者が、仕事の長時間勤務や深夜勤務による忙しさから、子どもと向き合う時間や余裕がない傾向

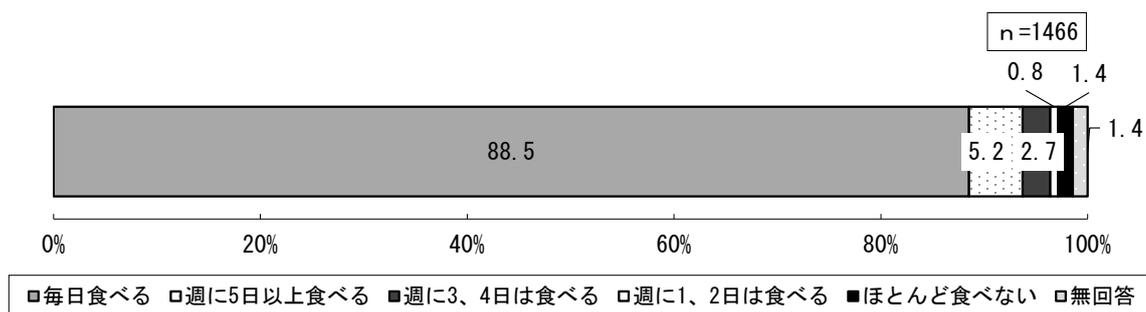
にあるとの話が聞かれました。

小学校5年生アンケートでは、朝食を毎日食べない子どもの割合は、全体では10.1%となっており、ひとり親世帯(16.6%)の方が、ふたり親世帯(7.6%)より高くなっています。また、貧困線以上の世帯では7.4%、貧困線を下回る世帯では18.8%となっており、差がみられます(図表20)。

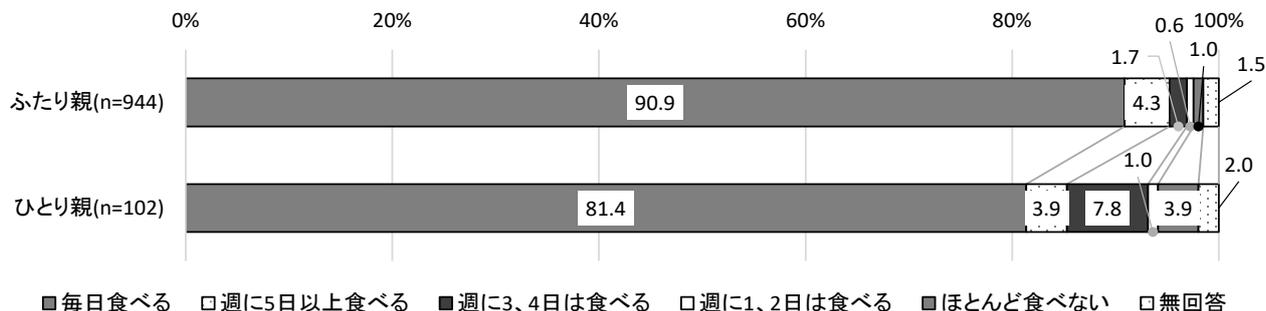
これらの状況から、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯では、毎日朝食を食べない子どもが多く、その理由も、「時間がない」、「食欲がわからない」、「朝食を食べるよりも寝ていたい」といった回答が上位となっていることから、基本的な生活習慣が定着していない傾向にあることがうかがえます。

図表20 朝食の摂取状況(小学校5年生児童)

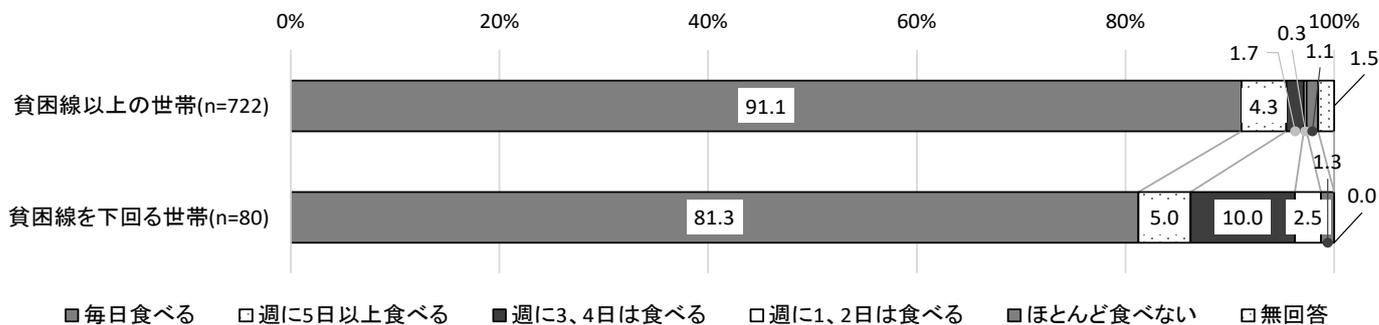
【アンケート全体】



【世帯類型別】



【経済的状況別】



③ 子どもの「孤食」の状況

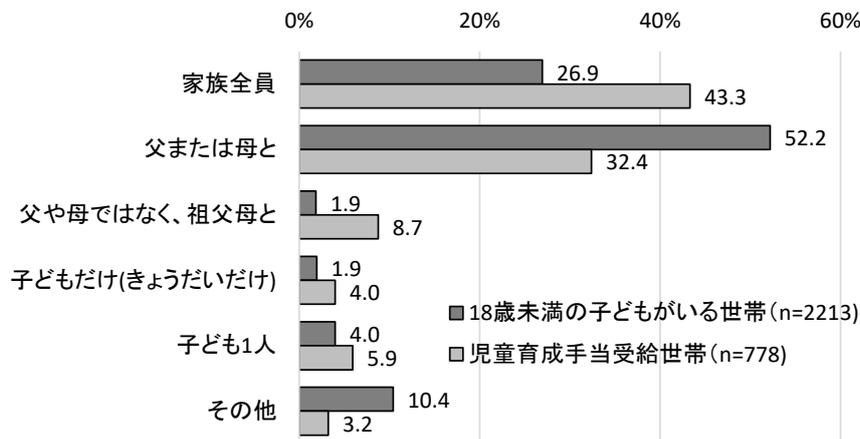
支援者ヒアリングでは、ひとり親世帯において保護者の就業の事情で、平日の夕食時や週末に子どもが一人になる時間が多く、食事を子どもだけで食べている場合が多いことが指摘されています。

区民アンケートでは、子どもが夕食を一緒に食べる相手について、きょうだいを含めた子どもだけで夕食を食べている割合は、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体では5.9%、児童育成手当受給世帯アンケート全体では9.9%となっています(図表21)。また、夕食を子どもだけで食べる理由として、「働いている親の帰宅が遅いから」の回答が、18歳未満の子どもがいる世帯では24.4%、児童育成手当受給世帯では46.8%となっており、「働いている親の帰宅が遅いから」と回答した親の帰宅時間は『20～24時の間』が半数を占めています(図表22、23)。

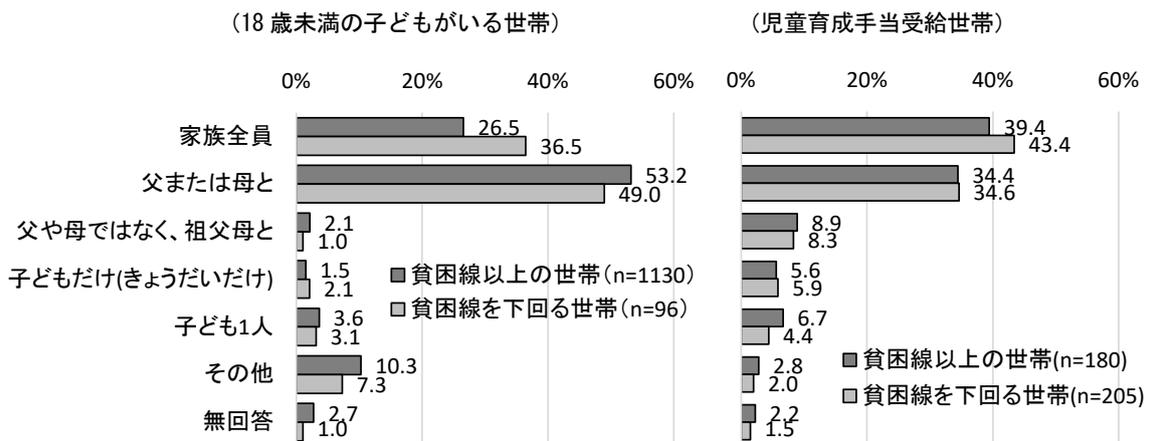
これらの状況から、困難を抱える家庭のうち、特にひとり親世帯(児童育成手当受給世帯)では、保護者の就業状況が、子どもの孤食に影響を及ぼしている傾向がうかがえます。

図表21 夕食と一緒に食べる相手

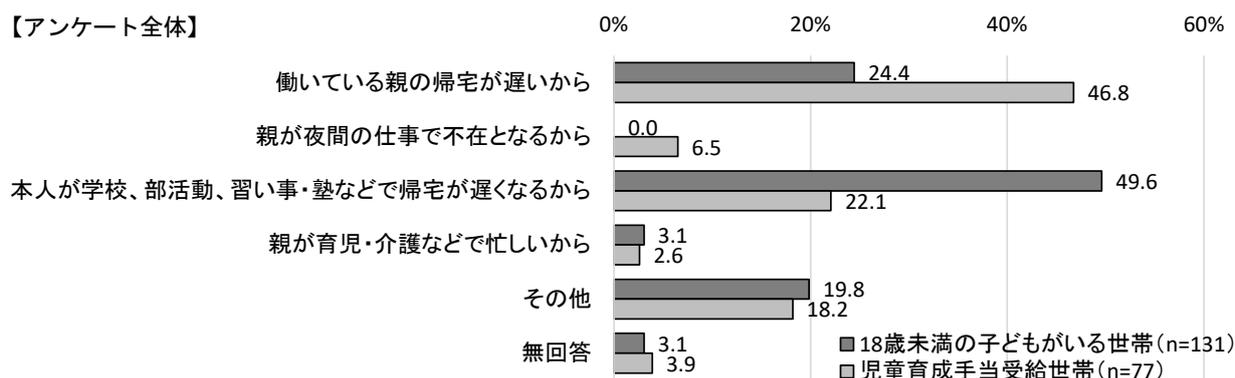
【アンケート全体】



【経済的状況別】



図表22 夕食を子どもだけで食べる理由



図表23 「働いている親の帰宅時間が遅いから」と回答した人の親の帰宅時間

上段：回答者数(人) 下段：回答割合(%)	合計	18時まで	18～20時 の間	20～22時 の間	22～24時 の間	その他時 頃	交替制勤務で帰宅 時間は決まってい ない	無回答	非該当
18歳未満の子どもが いる世帯	25 100.0	4 16.0	7 28.0	12 48.0	2 8.0	0 0.0	-	-	0
児童育成手当受給世 帯	34 100.0	1 2.9	11 32.4	10 29.4	6 17.6	1 2.9	4 11.8	1 2.9	2

※18歳未満の子どもがいる世帯の親の帰宅時間は、父親、母親のいずれか早い方の時間で集計しています。

④ 子どもの体験や学習の機会

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の子どもは、人との出会いや様々な体験をする機会が少ない傾向にあることが指摘されています。このような状況は、家庭の経済的な事情や保護者の就業等による忙しさや疲労が要因となっているとの話が聞かれました。

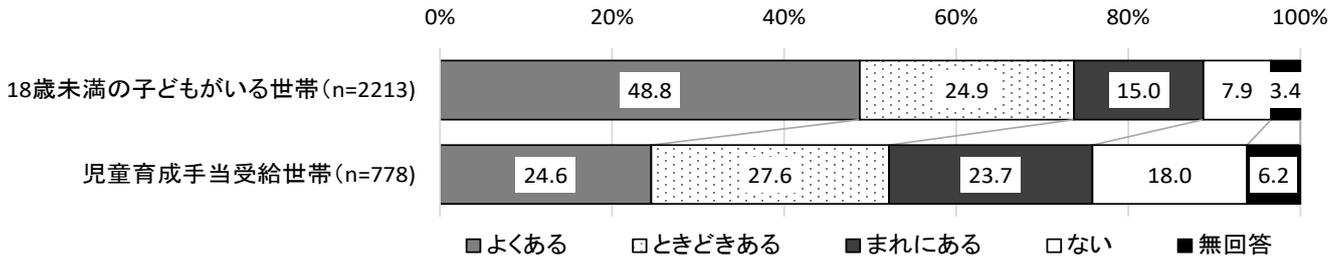
区民アンケートでは、週末に家族と出かける頻度について、「まれにある」と「ない」を合わせた『ない』の割合が、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体では22.9%に対し、児童育成手当受給世帯アンケート全体では41.7%となっています。また、貧困線を下回る世帯では、『ない』の割合が、18歳未満の子どもがいる世帯では28.1%、児童育成手当受給世帯では42.9%となっており、貧困線以上の世帯よりも高くなっています（図表24）。

小学校5年生アンケートでは、学習塾や習い事の状況について、「塾や習い事はしていない」の割合が、全体では7.6%となっており、ひとり親世帯（12.7%）の方がふたり親世帯（5.4%）よりも高くなっています。貧困線以上の世帯では、「塾や習い事はしていない」の割合が3.7%に対し、貧困線を下回る世帯では16.3%となっており、差がみられます。また、「学習塾・進学塾」に通っている割合は、貧困線以上の世帯では53.2%に対し、貧困線を下回る世帯では30.0%となっており、大きな差がみられます（図表25）。

これらの状況から、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯（児童育成手当受給世帯）では、子どもの体験や学習の機会が少ない傾向がうかがえます。

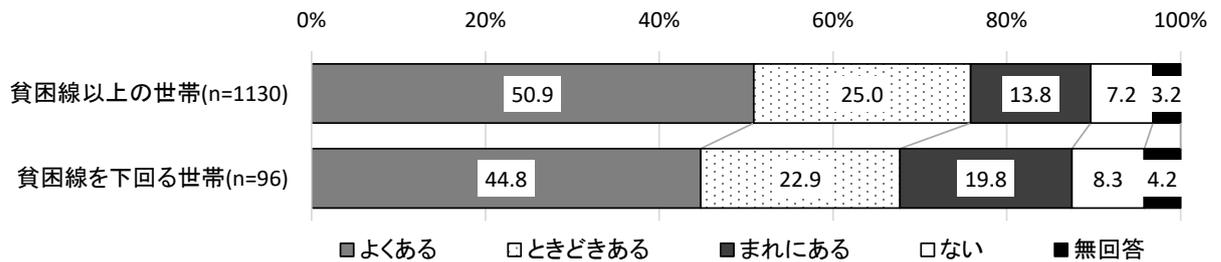
図表24 週末に家族で出かけること

【アンケート全体】

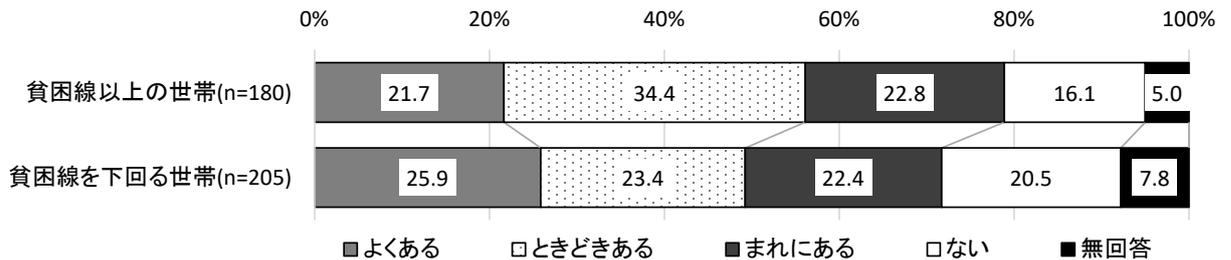


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)

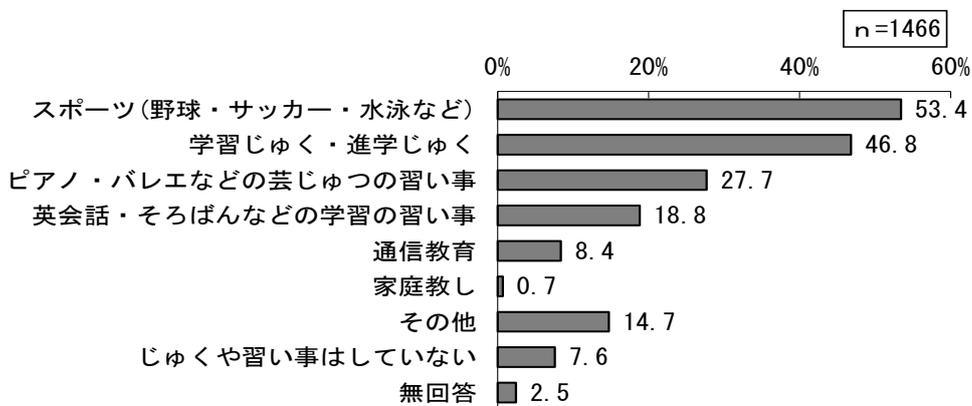


(児童育成手当受給世帯)

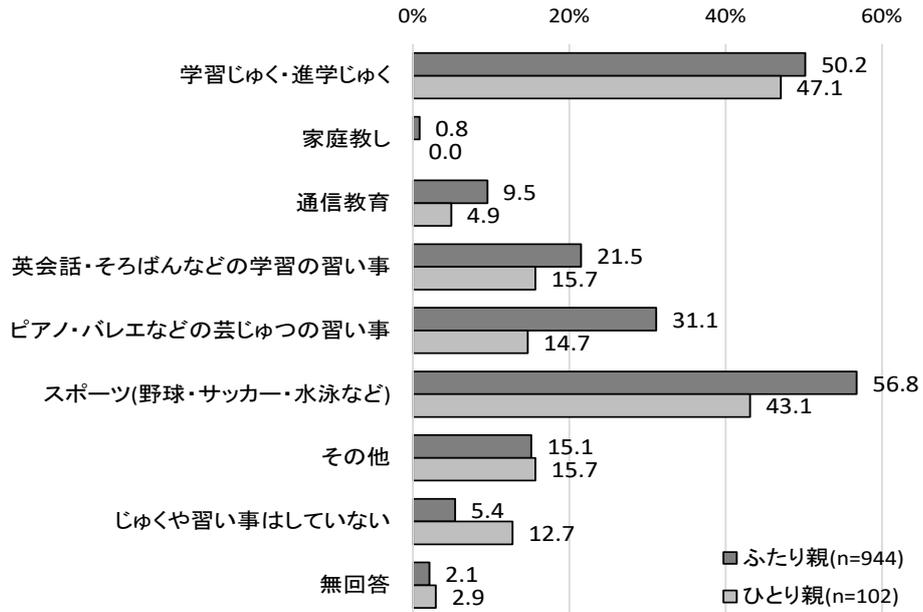


図表25 塾・習い事の状況 (小学校5年生児童)

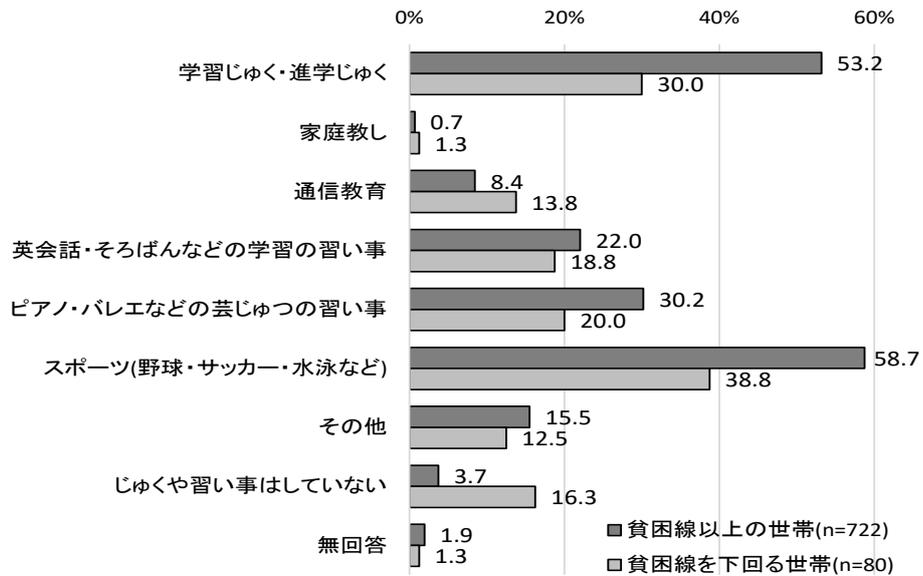
【アンケート全体】



【世帯類型別】



【経済的状況別】



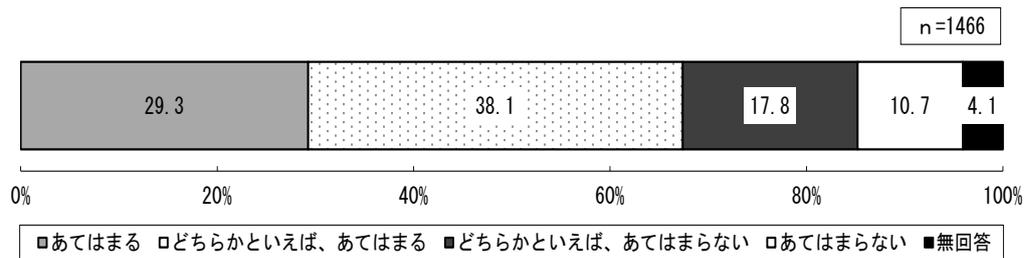
⑤ 子どもの自己肯定感

小学校5年生アンケートでは、「自分のはちのある人間だと思う」の質問について、「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた『あてはまらない』の割合は、全体では28.5%となっており、ひとり親世帯で36.2%、ふたり親世帯で26.2%と、差がみられます。また、貧困線を下回る世帯(31.3%)の方が、貧困線以上の世帯(27.7%)より、『あてはまらない』の割合は高くなっています(図表26)。

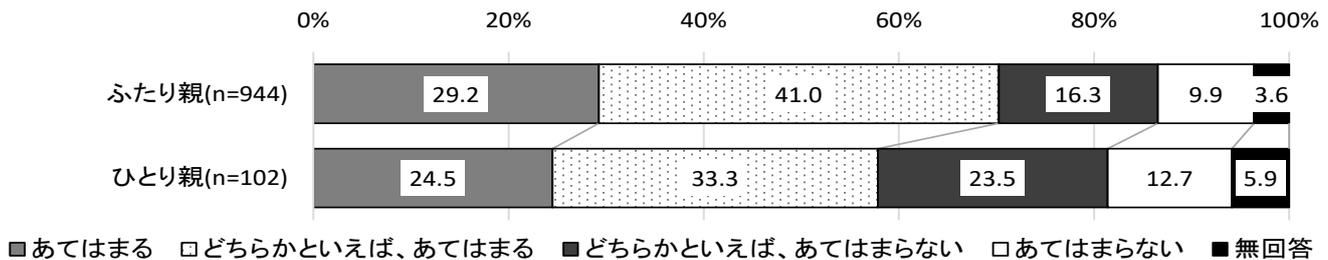
貧困線を下回る世帯、ひとり親世帯の子どもでは、自己肯定感が低い傾向がうかがえます。

図表26 自己肯定感の状況(小学校5年生児童)

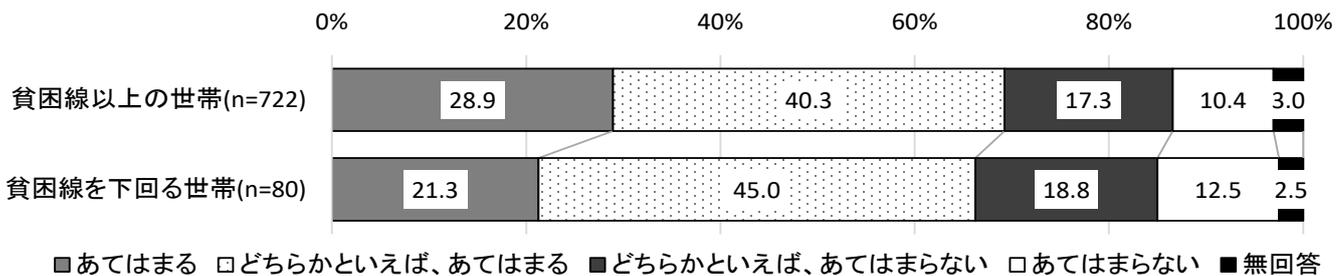
【アンケート全体】



【世帯類型別】



【経済的状況別】



⑥ 子どもの学力・学習習慣

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の子どもは、個人差はあるものの、物事に対する積極性や意欲が低下傾向にあることが指摘されています。特に、学習意欲については、「自分が少し勉強したくらいで何も変わらない」、「大学を卒業しても就職できるとは限らない」といった意識のもと、学習する習慣が定着していない子どもが多いということも指摘されています。

小学校5年生アンケートでは、授業の理解度について、「半分くらいわかる」、「分からないことが多い」、「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、全体では21.4%となっており、

ひとり親世帯 (27.5%) の方が、ふたり親世帯 (17.6%) より『わからない』の割合が高くなっています。また、貧困線を下回る世帯で 35.1%、貧困線以上の世帯で 17.1% となっており、大きな差がみられます (図表 27)。

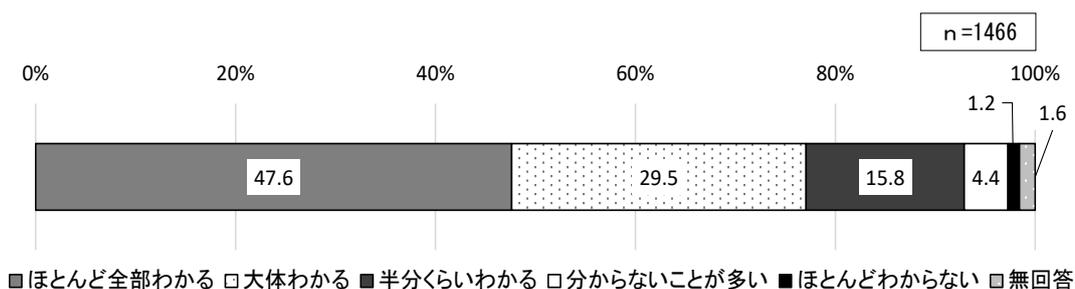
学習意欲について、「勉強が好きか」の質問に対し、「あまり好きではない」と「まったく好きではない」を合わせた『好きではない』の割合が、全体では 20.0% に対し、「貧困線を下回る世帯」で 33.8% となっており、大きな差がみられます (図表 28)。

平日の自宅での勉強時間について、区民アンケートでは、「全くしていない」、「30 分未満」、「30 分～1 時間未満」を合わせた『1 時間未満』の割合は、18 歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体で 63.1%、児童育成手当受給世帯アンケート全体で 73.8% となっており、差がみられます。また、貧困線を下回る世帯では、18 歳未満の子どもがいる世帯において、『1 時間未満』の割合が 80.3% となっており、貧困線以上の世帯の 62.8% と、大きな差がみられます (図表 29)。

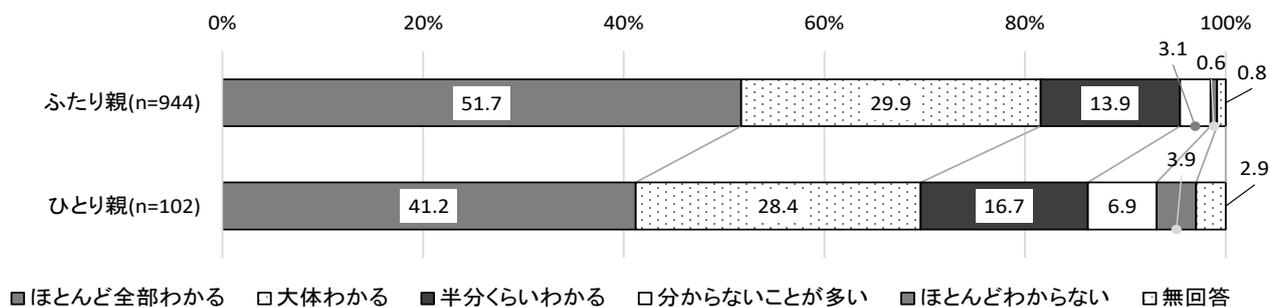
これらの状況から、貧困線を下回る世帯、ひとり親世帯 (児童育成手当受給世帯) では、子どもの授業の理解度や学習意欲が低かったり、学習習慣が定着していない傾向がうかがえます。

図表27 授業の理解度 (小学校 5 年生児童)

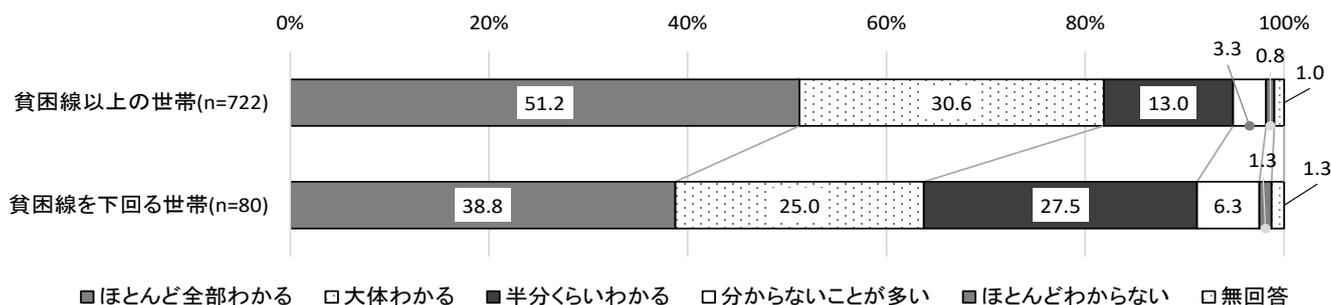
【アンケート全体】



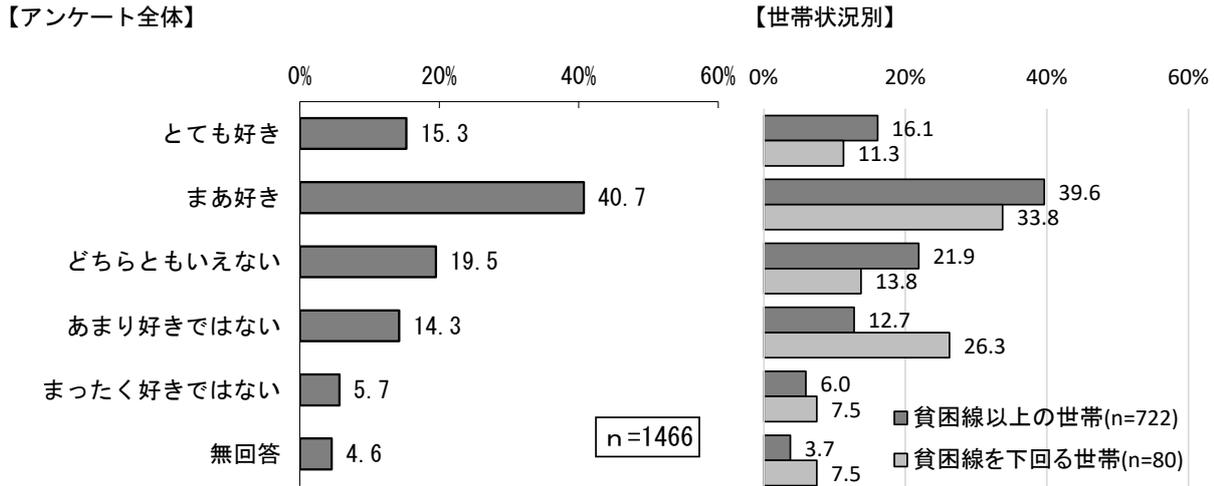
【世帯類型別】



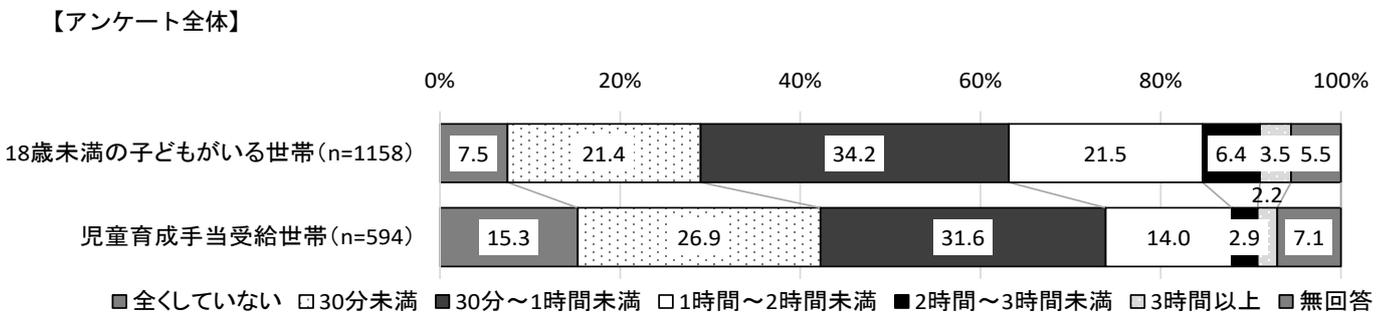
【経済的状況別】



図表28 学習意欲（小学校5年生児童）

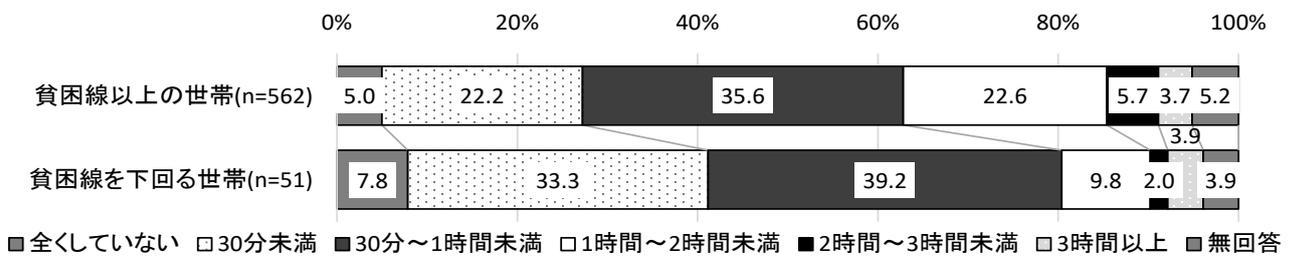


図表29 平日の学校以外での勉強時間（自宅での勉強）

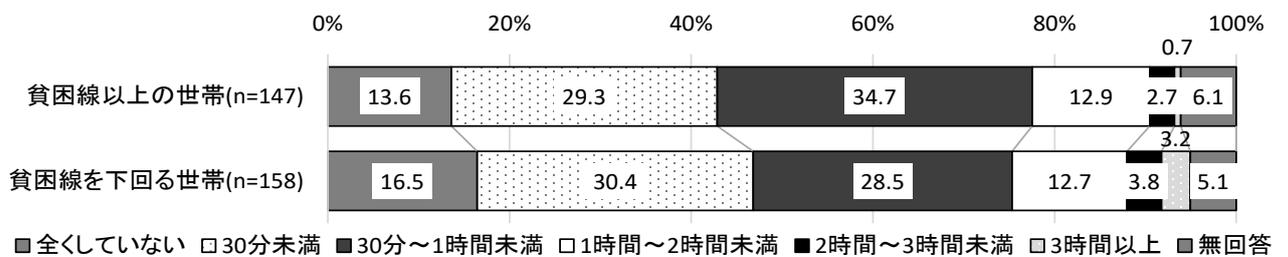


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)



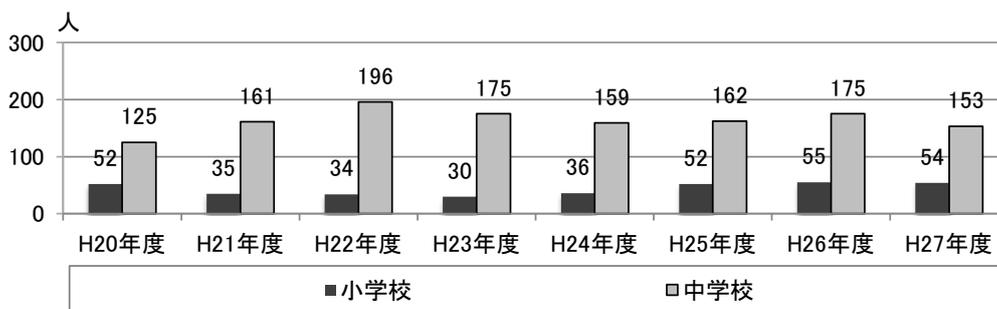
⑦ 子どもの不登校

北区の不登校児童生徒数は、平成 27 年度で小学校が 54 人、中学校が 153 人となっており、平成 20 年度と比較すると、小学校はほぼ横ばい、中学校は 1.2 倍となっています（図表 30）。不登校児童生徒の割合をみると、小学校では、平成 25 年度以降、全国を上回り、中学校では、平成 20 年度以降、全国を上回っています（図表 31）。

支援者ヒアリングでは、不登校となる子どもの背景として、家庭の経済的困窮や、友人関係のもつれやいじめの経験など、人との関わりに課題を抱えていることが多いことが指摘されています。また、不登校になることで、生活リズムが崩れ、起床時間が遅くなることで不登校の傾向がさらに強くなるという話が聞かれました。

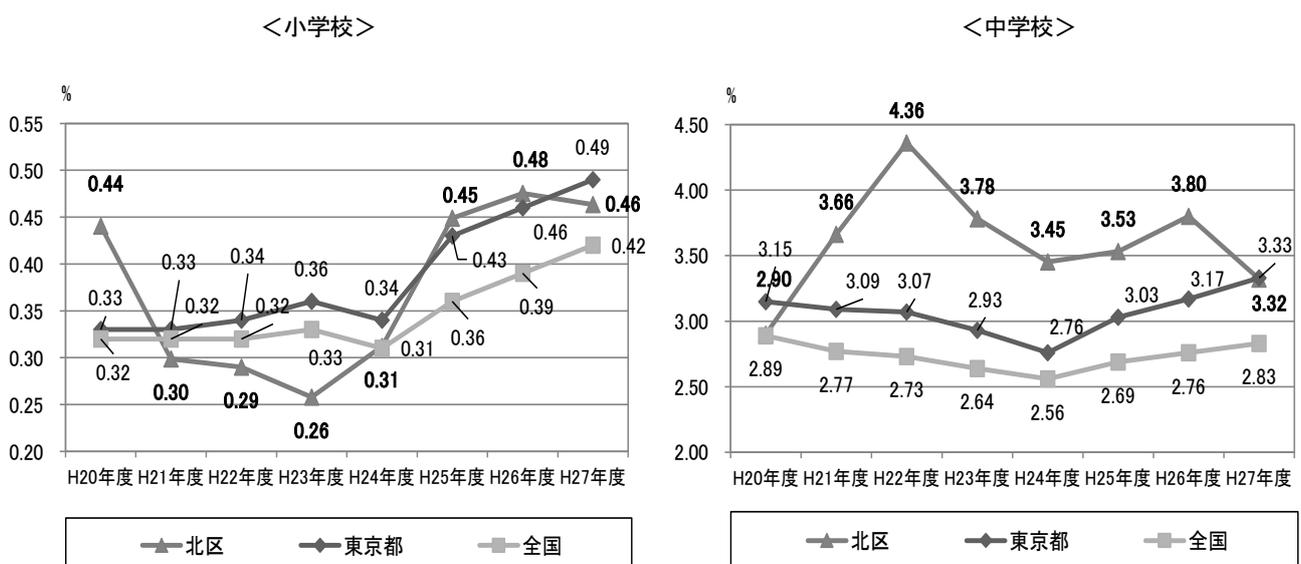
施設等利用者アンケートでは、フリースクールに通う子どもにうかがった、悩み事や心配なことについて、「進路・将来」の回答が 65.6%と最も高くなっています。また、自己肯定感に関する「自分のはちのある人間だと思うか」の質問について、「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはならない」を合わせた『あてはまらない』の割合は 40.6%となっています。

図表30 不登校児童生徒数の推移（北区）



出典：「文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表31 不登校児童生徒割合の推移（北区、東京都、全国）



出典：「文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

⑧ 子どもの進学、中退

支援者ヒアリングでは、困難を抱える家庭の子どもが、家庭の経済状況を配慮して、進学意向を親へ相談できない場合や、進学の希望を持つことを諦めてしまう場合もあるとの話が聞かれました。

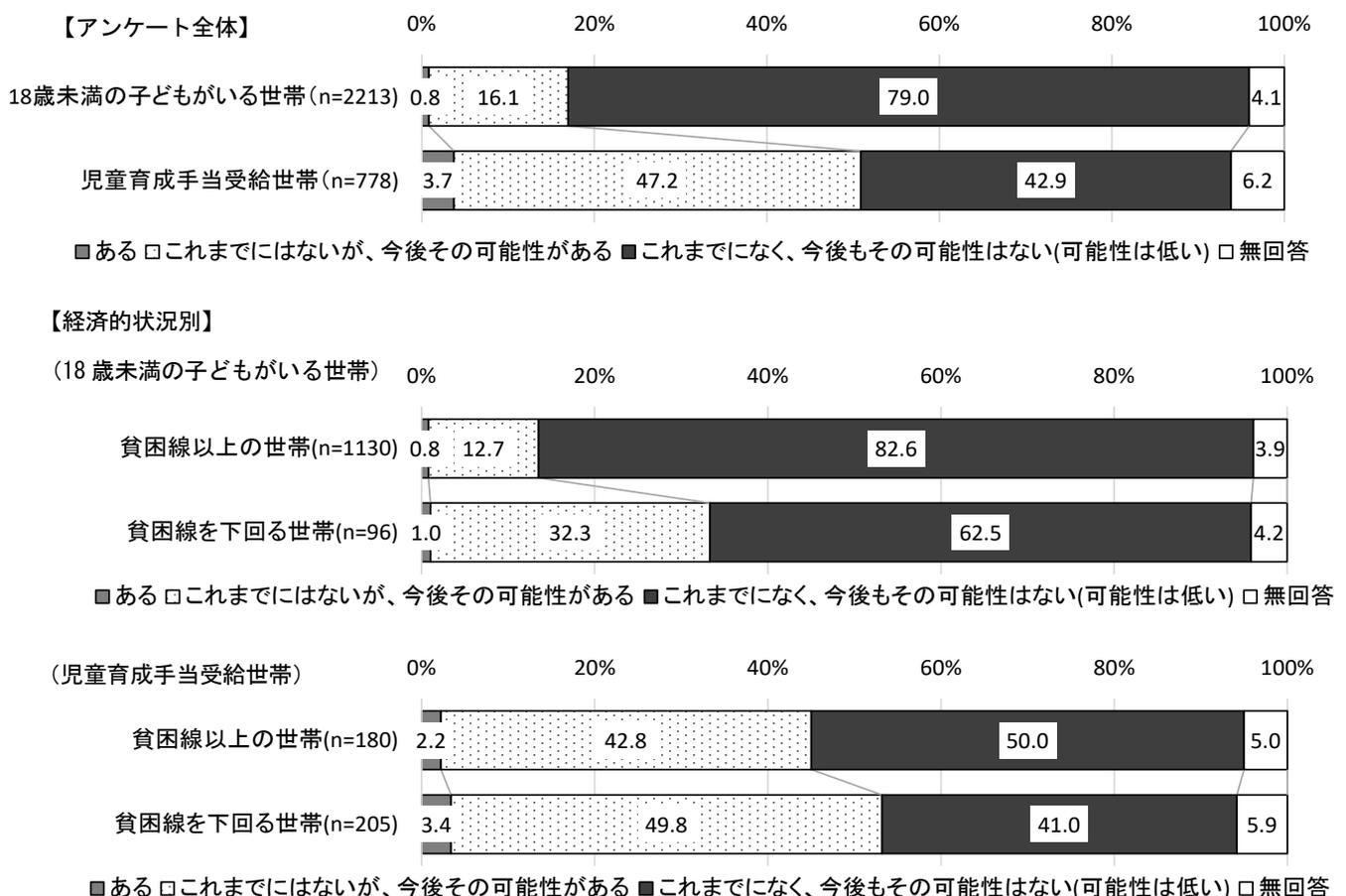
区民アンケートでは、経済的理由による子どもの進学の断念や中退の経験について、「ある」と「これまでにはないが、今後その可能性がある」を合わせた『ある』の割合が、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体で16.9%、児童育成手当受給世帯アンケート全体で50.9%となっており、大きな差がみられます。また、18歳未満の子どもがいる世帯では、『ある』の割合が、貧困線以上の世帯の13.5%に対し、貧困線を下回る世帯では33.3%と、大きな差がみられます（図表32）。

小学校5年生アンケートでは、子ども自身の将来の進路希望について、「大学」を希望する割合が、全体では44.7%となっています。世帯類型別では、ふたり親世帯の48.0%に対し、ひとり親世帯では35.3%、また、経済的状況別では、貧困線以上の世帯の50.1%に対し、貧困線を下回る世帯では30.0%と、大きな差がみられます（図表33）。

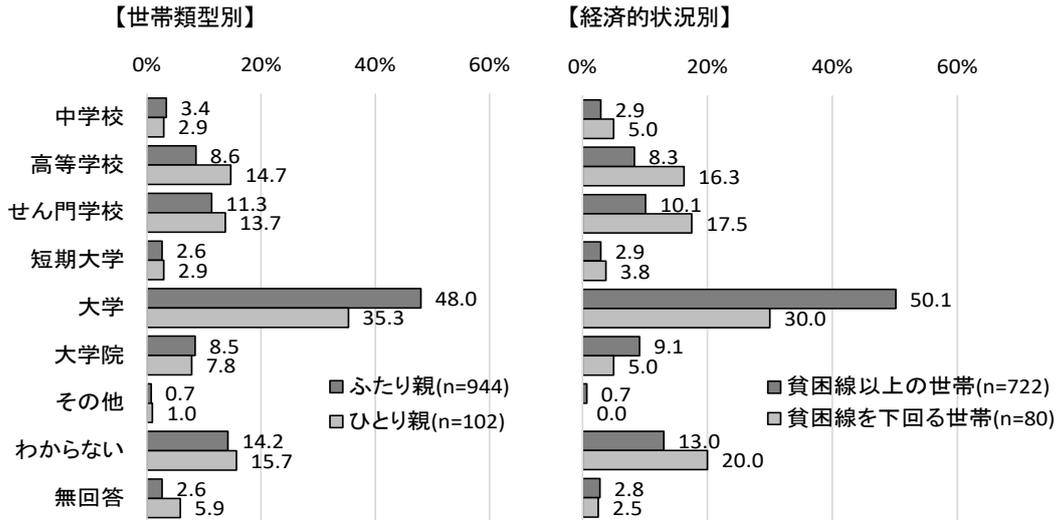
これらの状況から、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯（児童手当受給世帯）では、家庭の経済的理由により子どもが進学や就学をあきらめざるを得ない可能性が高い傾向にあることがうかがえます。

また、施設等利用者アンケートでは、「大学」を希望する子どもの割合は、児童養護施設に入所している子どもで7.0%、フリースクールに通う子どもで15.6%、定時制高校の生徒で39.0%となっています。

図表32 経済的な理由による子どもの進学の断念の経験



図表33 子ども自身の将来の進学希望（小学校5年生児童）



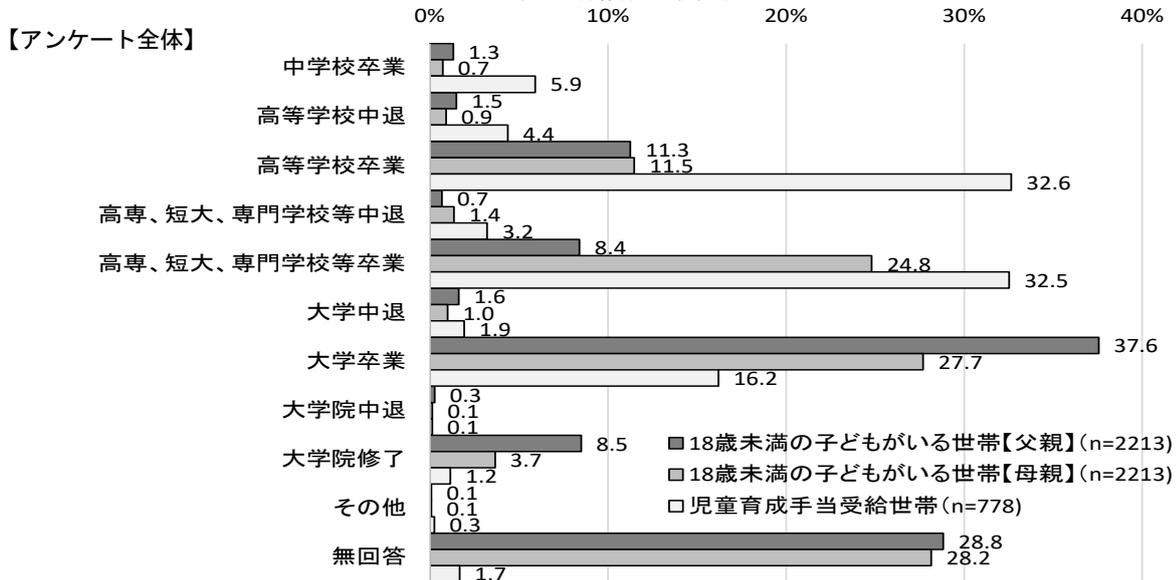
⑨ 学歴の連鎖

区民アンケートでは、保護者の最終学歴について、18歳未満の子どもがいる世帯アンケート全体（父母）より、児童育成手当受給世帯アンケート全体の方が、「大学卒業」の割合が低く、大きな差がみられます。また、貧困線を下回る世帯の方が、貧困線以上の世帯より「大学卒業」の割合が低くなっており、世帯状況や経済的状況と学歴の関連がうかがえます（図表34）。

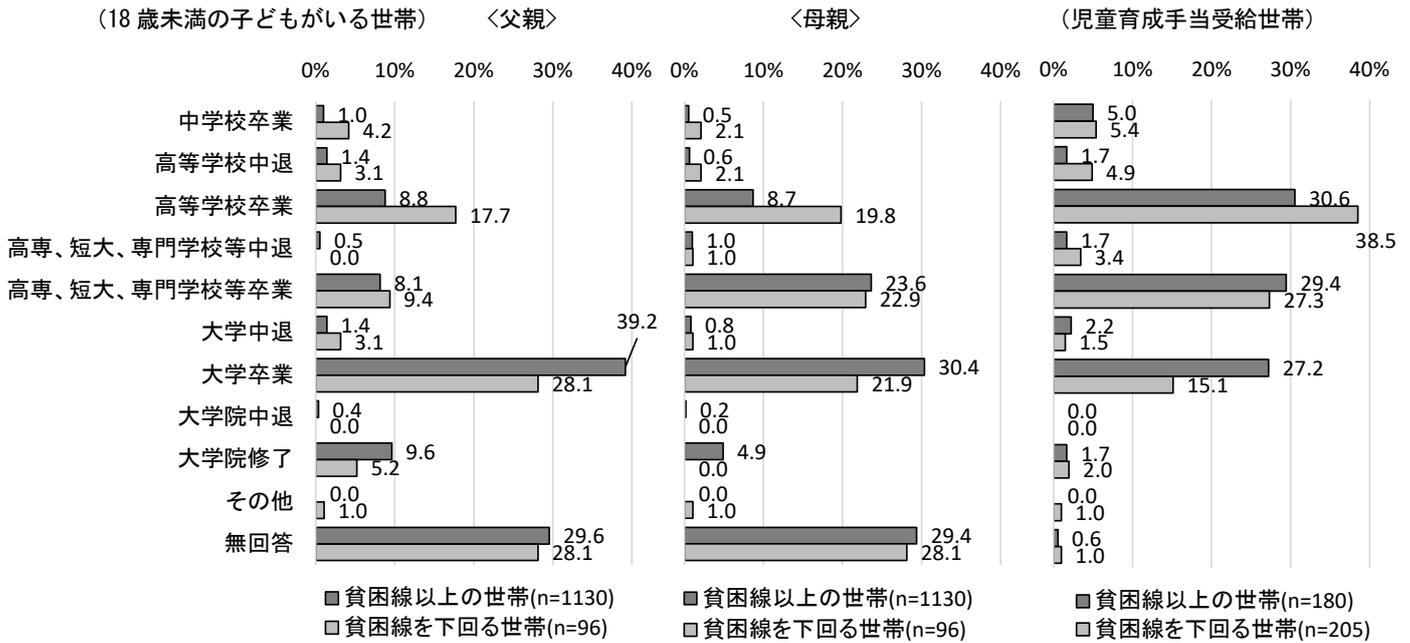
さらに、保護者の最終学歴と子どもの進学に対する意向の関係では、18歳未満の子どもがいる世帯、児童育成手当受給世帯ともに、保護者自身の学歴が高いほど、子どもに大学・大学院まで「受けさせたい」割合が高い傾向がみられます。また、子どもに大学・大学院まで「受けさせたいが、経済的に受けさせられない」とする保護者は、18歳未満の子どもがいる世帯では、「父母ともに大学卒業以上」では0.2%に対して、「父母共に非大学卒業」の場合は16.7%、児童育成手当受給世帯では、「大学卒業以上」では10.3%に対して、「非大学卒業」での場合は35.3%となっており、明確な違いがみられます（図表35）。

これらの状況から、保護者の学歴の状況が子どもに連鎖している傾向がうかがえます。

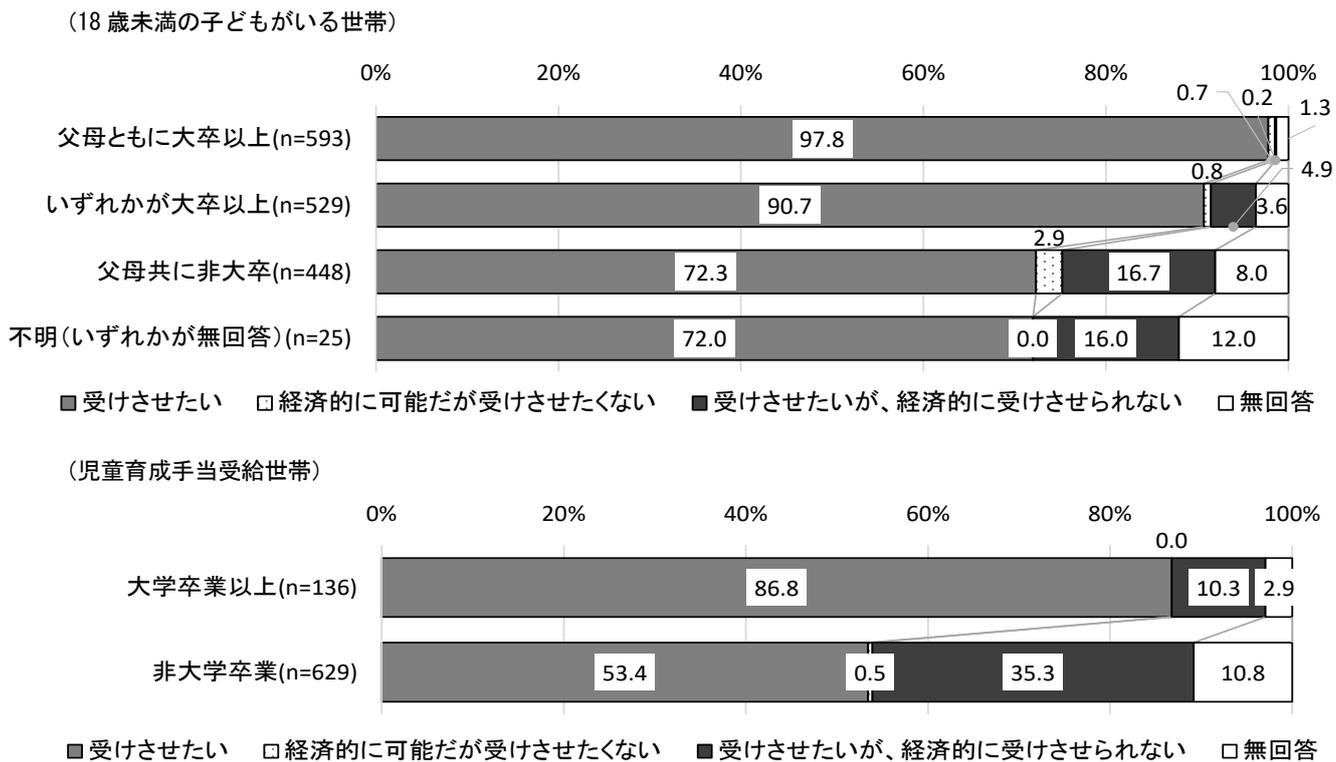
図表34 保護者の最終学歴



【経済的状況別】



図表35 子どもの大学・大学院までの進学の意向



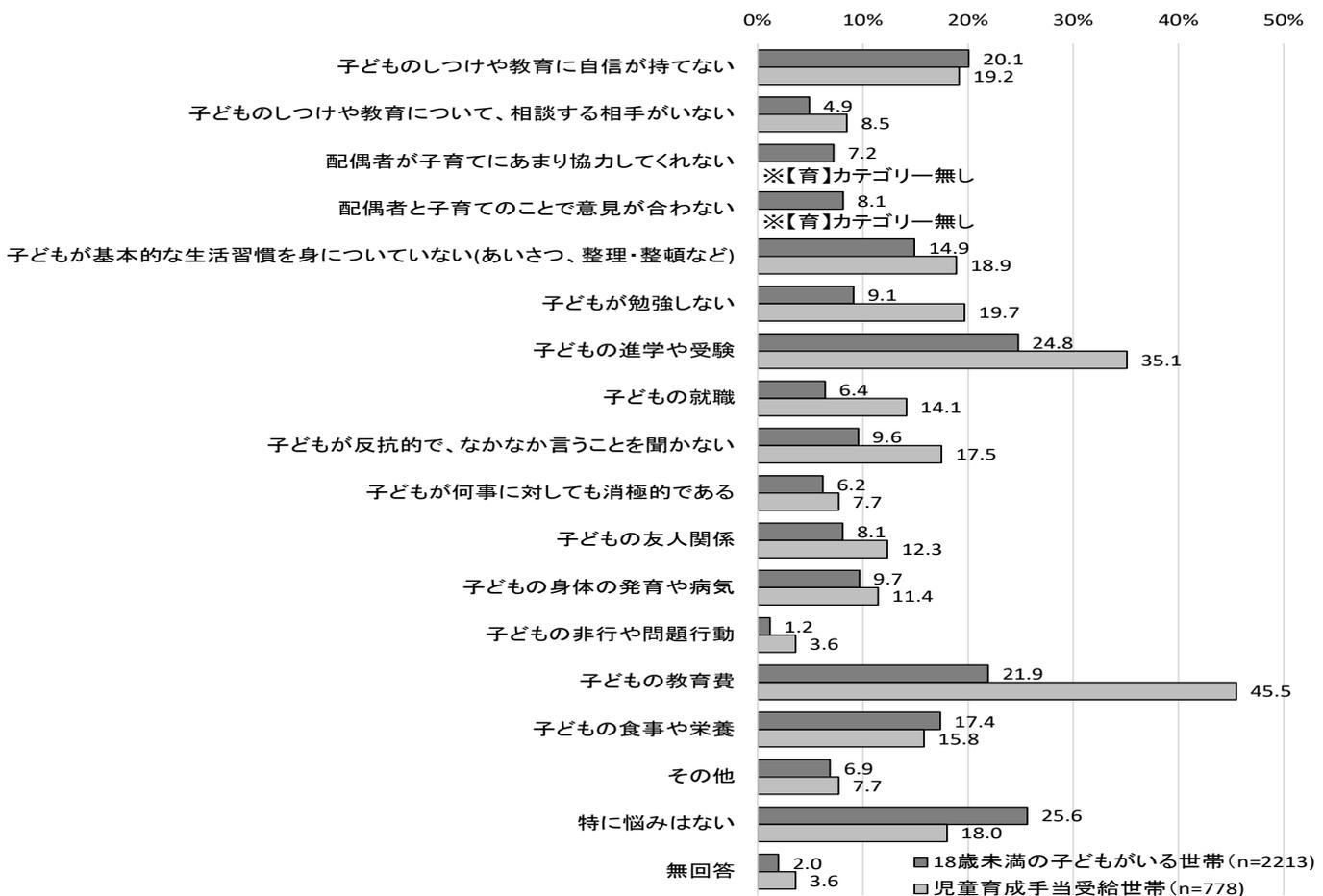
(3) 子どもや家庭が必要としている支援

これまでに述べたとおり、経済的困窮を抱えている家庭の保護者については、両親の離婚、成人前の経済的困窮等の経験、障害や疾病、就業の状況、学歴など、様々な困難を同時に重層的に抱えている可能性があります。特に、ひとり親世帯の保護者については、配偶者からの暴力や、就業と子育ての両立の負担、子どもと向き合うことが不十分になりがちであることなど、子どもの育ちに影響を及ぼす困難や社会的な不利を抱えるリスクが高いことが支援者ヒアリングでは指摘されています。

区民アンケートでは、子どものことに関する悩みについて保護者の回答を分析したところ、アンケート全体の回答では、「子どもの教育費」と「子どもの進学や受験」が上位を占めています。貧困線を下回る世帯やひとり親世帯（児童育成手当受給世帯）でも、同様の悩みが上位を占めています（図表 36）。

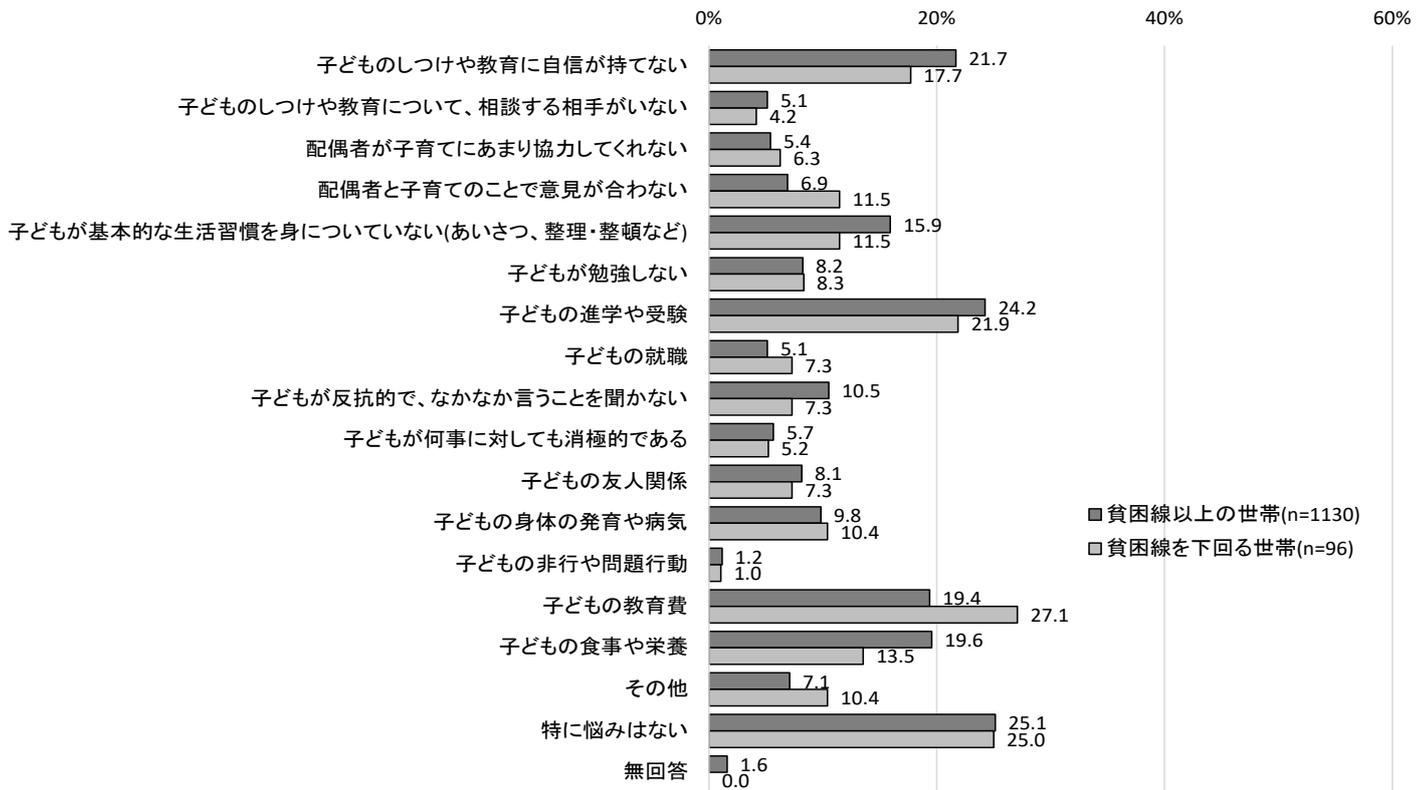
図表36 子どもについて悩んでいること【複数回答】

【アンケート全体】

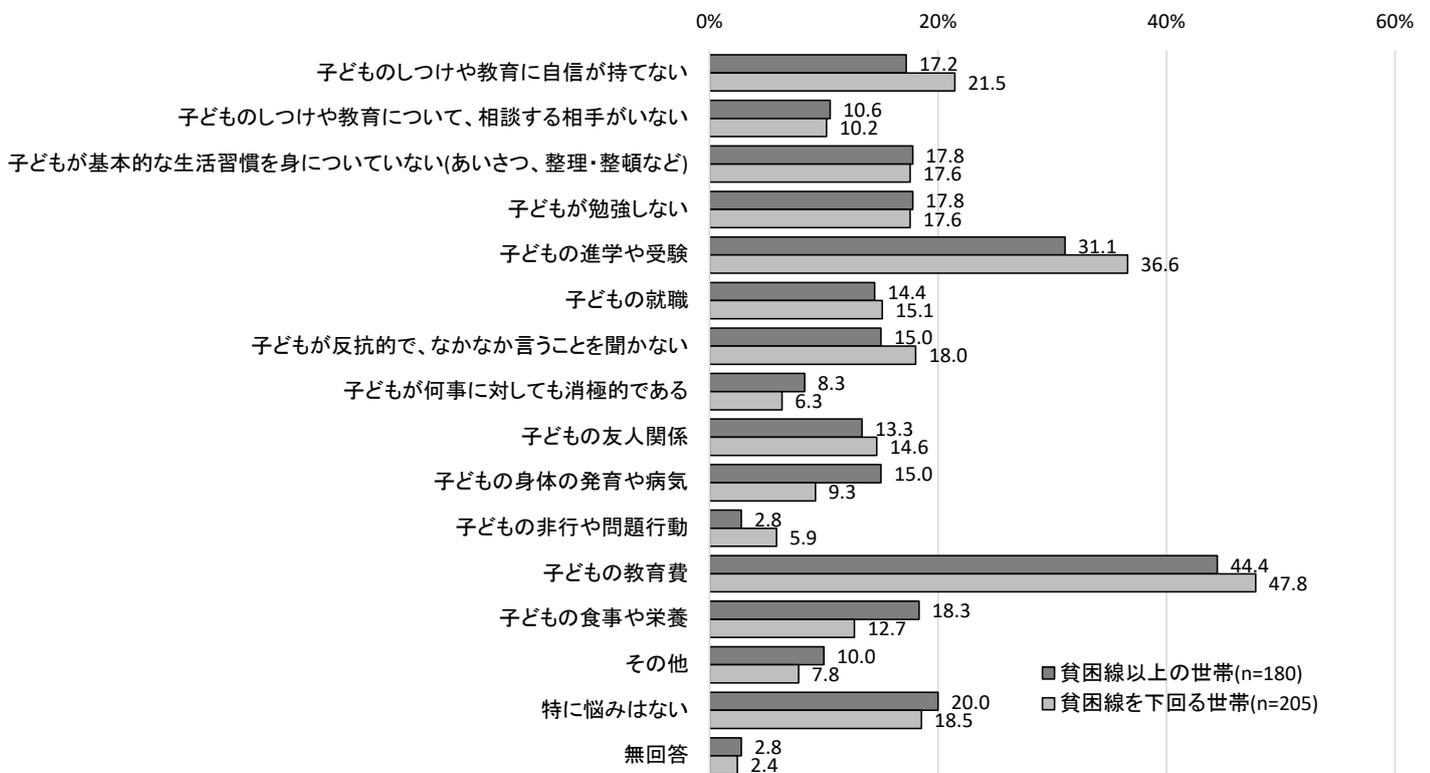


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



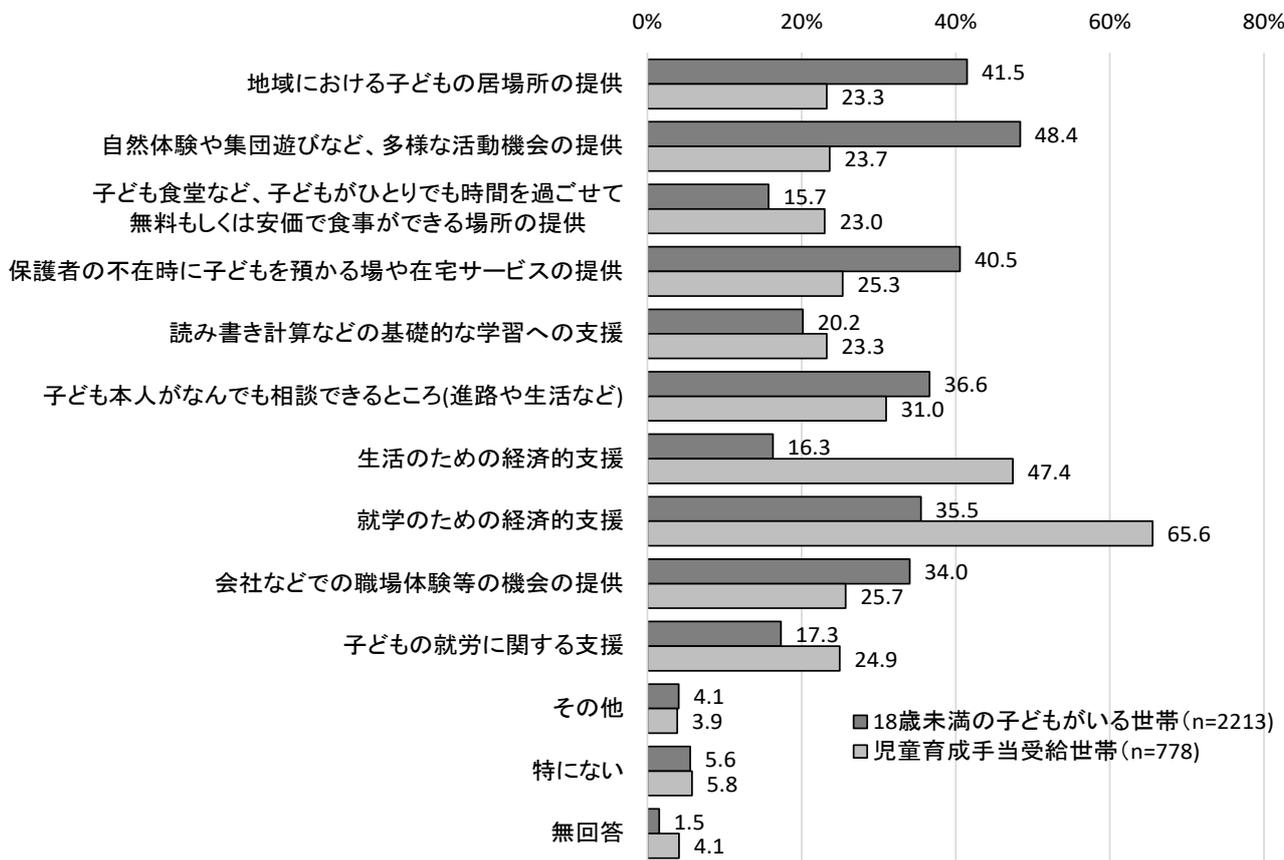
(児童育成手当受給世帯)



子どもにとってあるとよいと思う支援等については、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯（児童育成手当受給世帯）の5割以上が「就学のための経済的支援」と回答しており、経済的な面での課題が大きいことがうかがえます（図表37）。

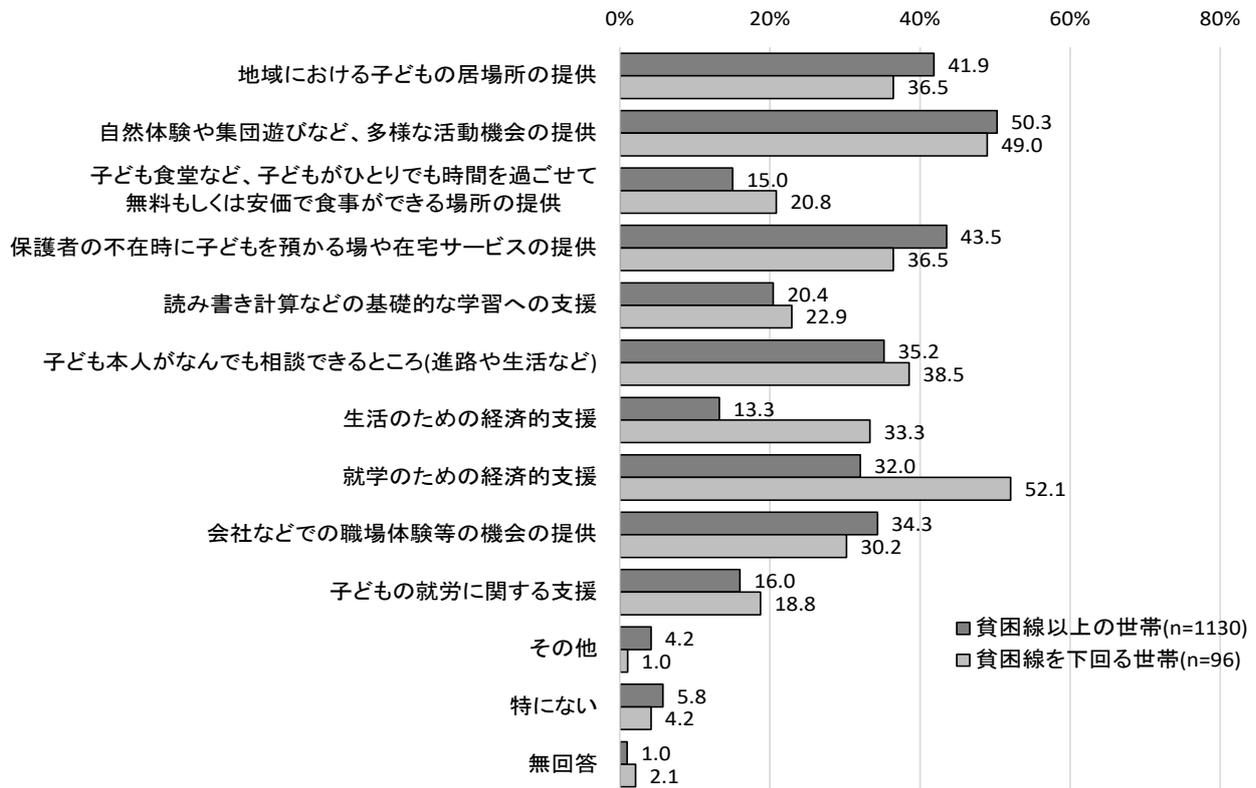
図表37 子どもにとってあるとよいと思う支援等【複数回答】

【アンケート全体】

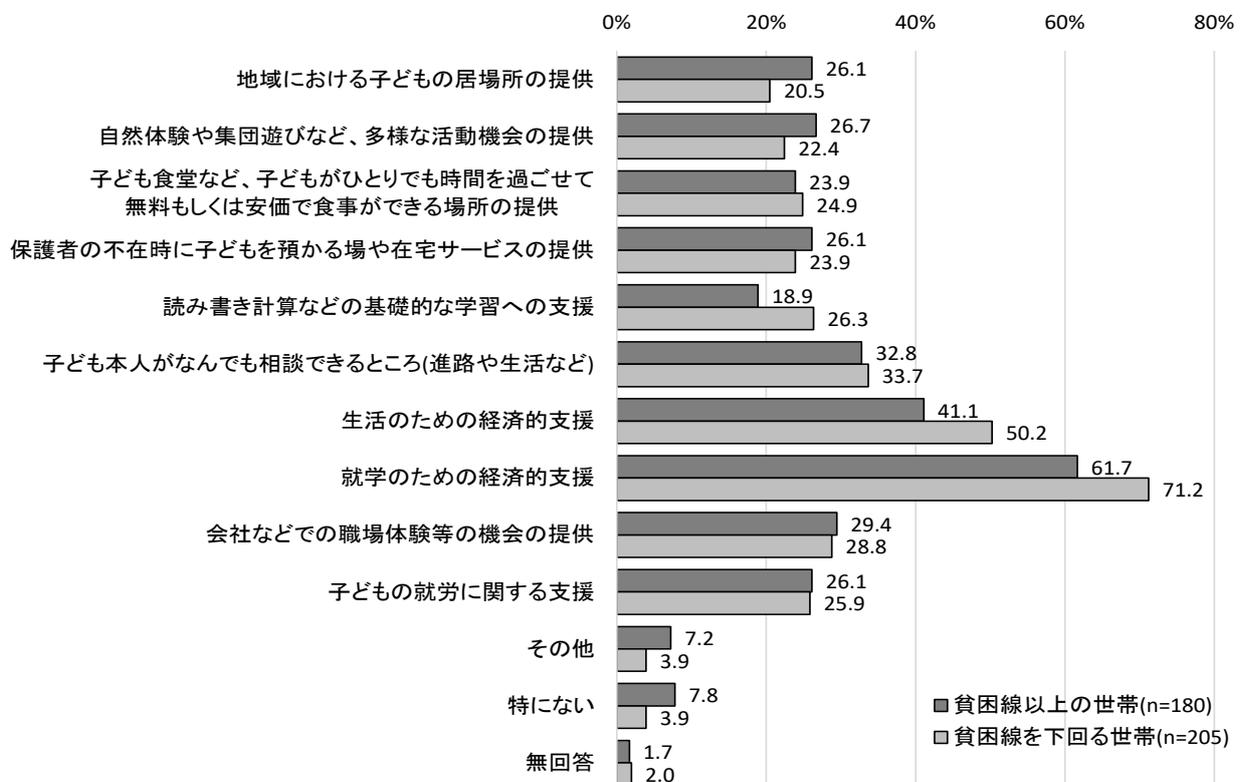


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



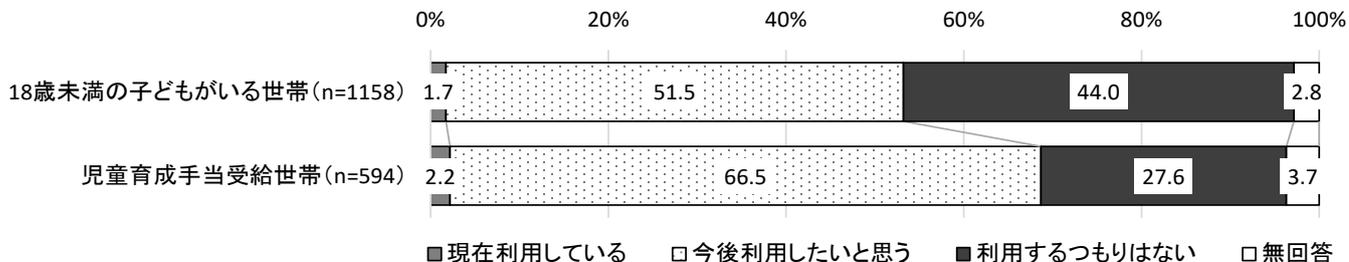
(児童育成手当受給世帯)



また、学生ボランティア等による無料の学習支援制度（学習の手助けなど）の利用意向は、貧困線を下回る世帯、児童育成手当受給世帯の約7割が『利用したい』（「現在利用している」と「今後利用したいと思う」の合計）と回答しています（図表38）。

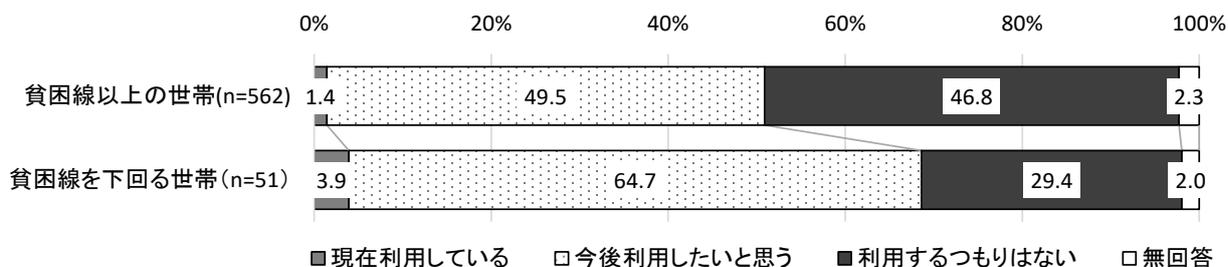
図表38 無料の学習支援制度の利用意向

【アンケート全体】

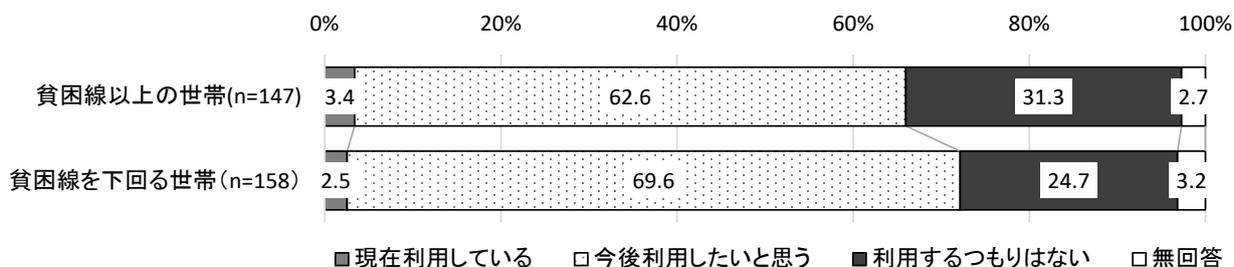


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)

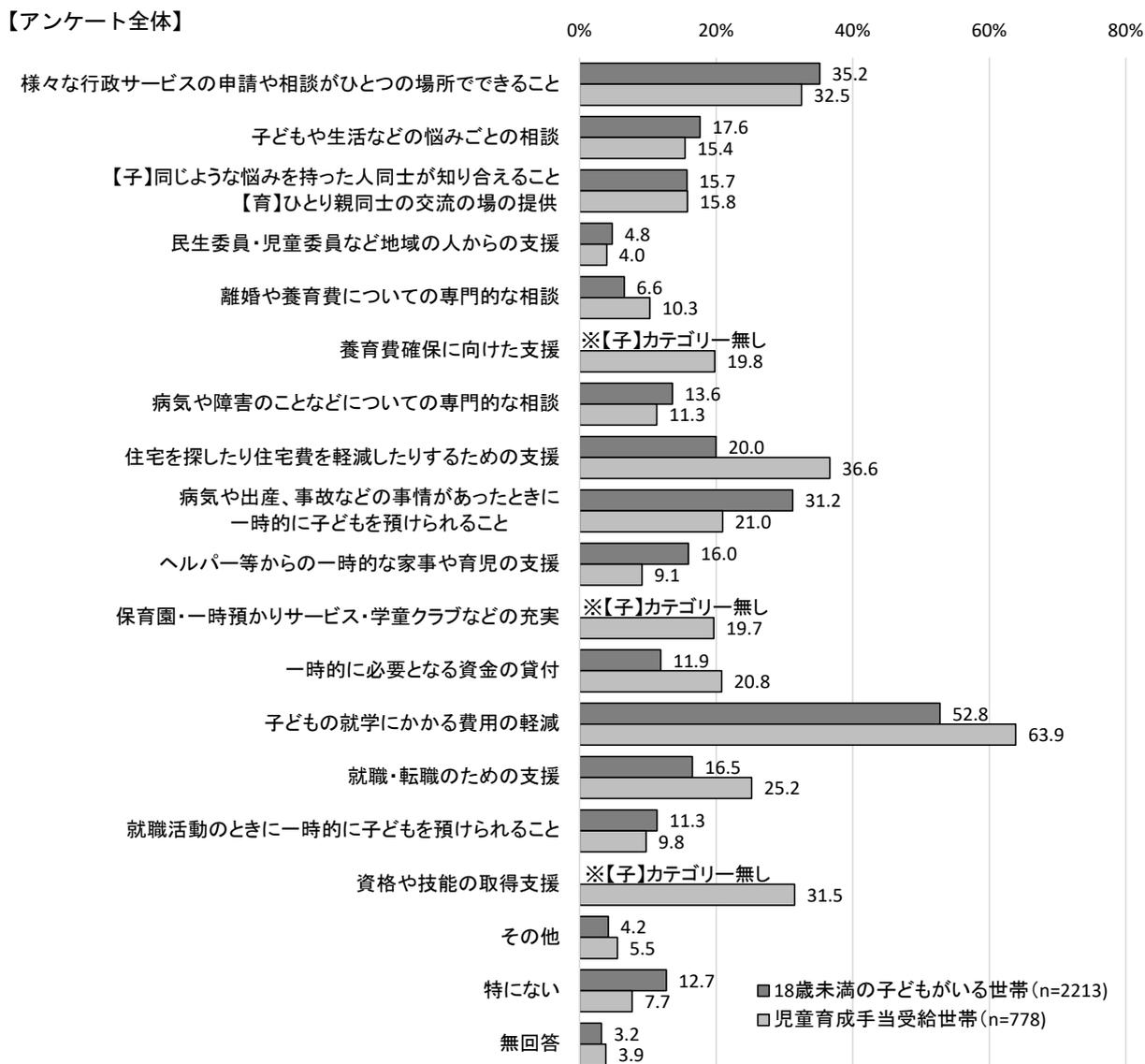


支援者ヒアリングでは、支援が必要な状態にあっても、支援につながっていない子どもや保護者がいるという指摘がされています。例えば、社会的孤立の状況にあり、支援に関する公的制度等の情報を得られていない方や公的な支援を受けることに抵抗を感じて、経済的に困窮していても支援等を望まない方もいるとされています。

区民アンケートでは、保護者が重要だと思う支援等について、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯(児童育成手当受給世帯)では、「様々な行政サービスの申請や相談がひとつの場所でできること」、や「住宅を探したり住宅費を軽減するための支援」の回答が3割~4割となっています。

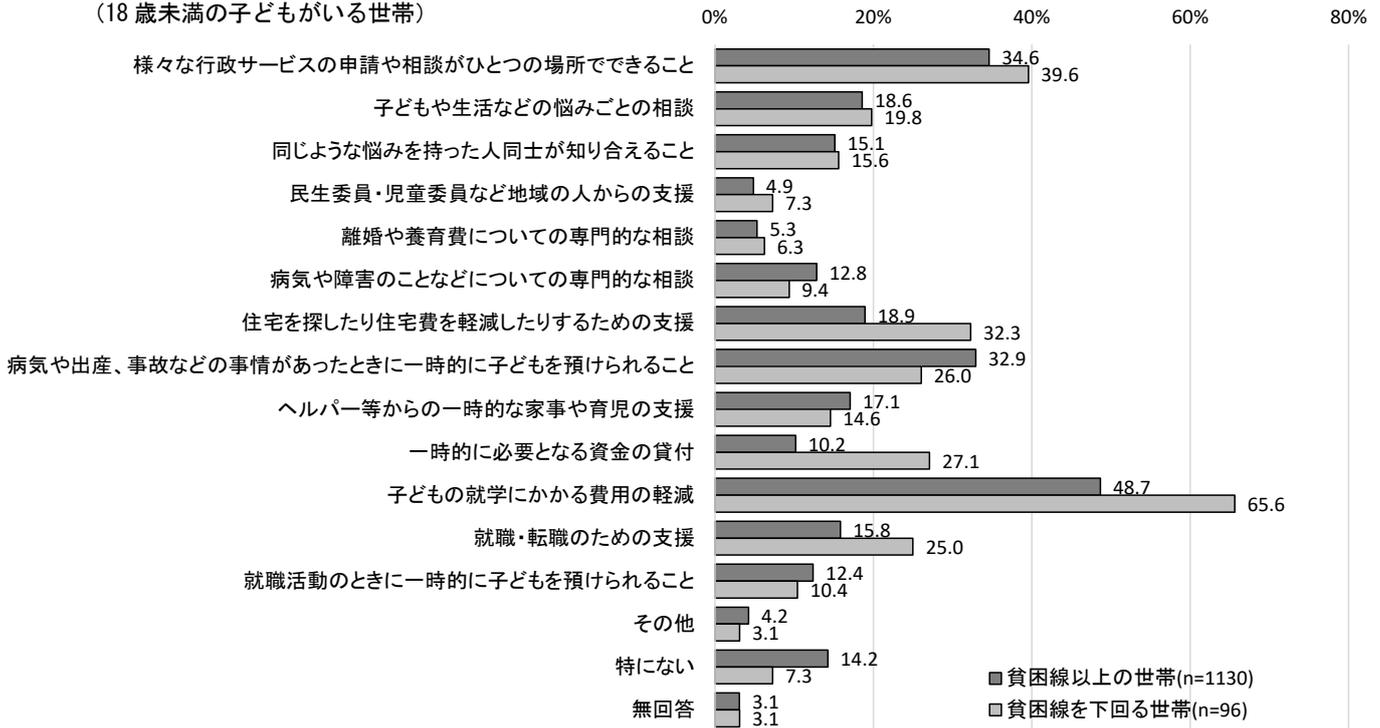
また、児童育成手当受給世帯では、「資格や技能の取得支援」や「就職・転職のための支援」の回答も上位を占めています(図表39)。

図表39 保護者が現在必要としていること、重要だと思う支援等【複数回答】

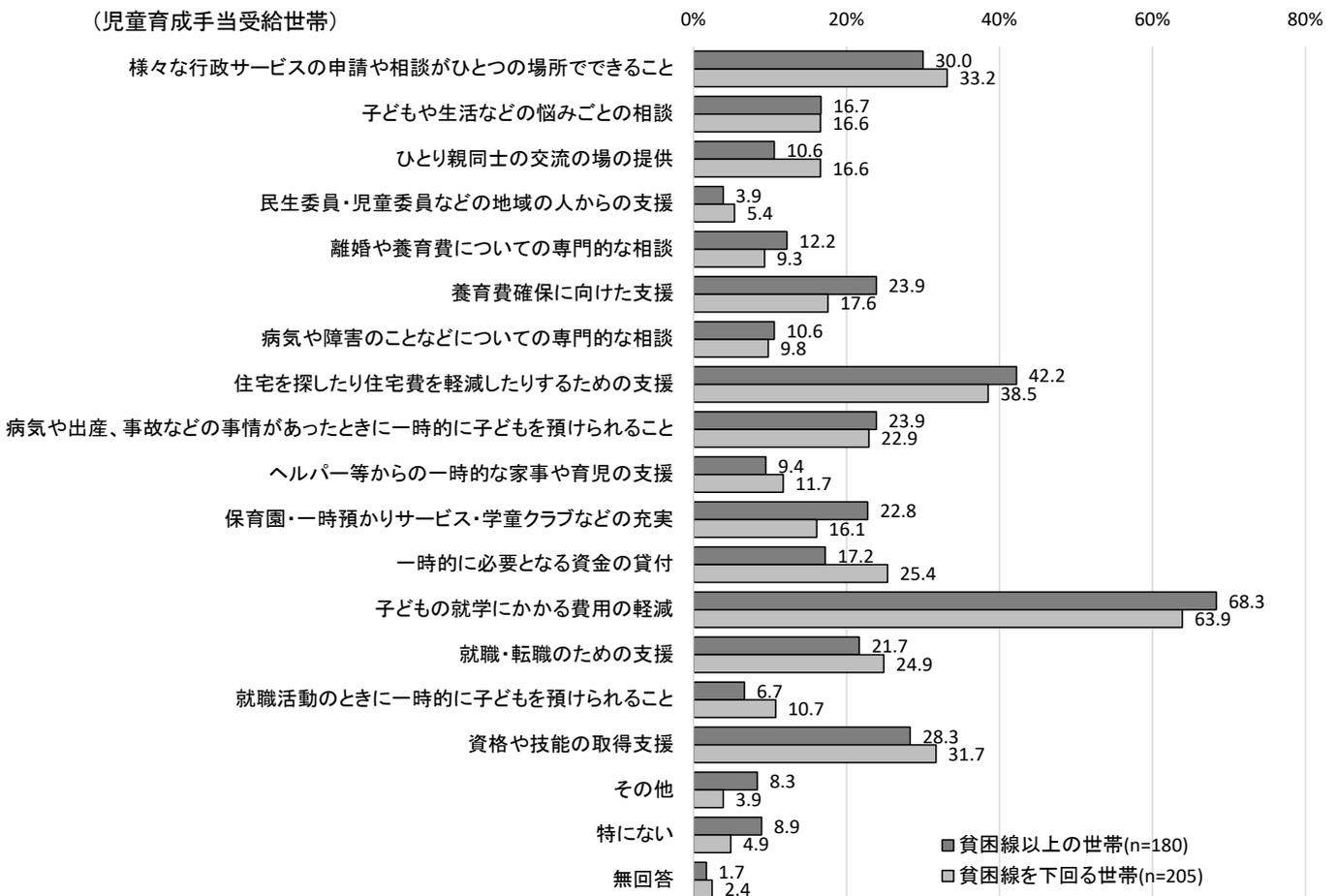


【経済的状況別】

(18歳未満の子どもがいる世帯)



(児童育成手当受給世帯)



(4) 課題の整理

調査結果等から明らかになった、子どもの貧困による主要な課題を以下のとおり、整理しました。

【困難を抱える家庭等の状況】

【課題】

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況

- ・保護者が日々の生活に追われて、子どもと十分に向き合う時間や余裕がなく、子どもの生活習慣の未定着や、社会性や道徳性を育むための経験が不足している傾向がみられます。
- ・自己肯定感や、学習意欲、授業の理解度が低い傾向がみられます。
- ・学習塾などの習い事や家庭学習などの学校外の学習機会が少ない傾向がみられます。
- ・就業による親の帰宅が遅いなどの理由から、夕食を子どもだけで食べる「孤食」の状況がみられます。
- ・経済的な理由により、将来、進学や就学をあきらめざるを得ない状況がみられます。

課題①

子どもが自己肯定感や生活習慣などの人間形成の基礎を育む乳幼児期からの対応が求められています。

課題②

学齢期の子どもが、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことができる教育環境の整備が求められています。

課題③

家庭環境や経済状況により、家庭学習が不十分であったり、家で一人で過ごすことの多い子どもに対する、家庭機能を補完するための取組みが求められています。

2. 困難を抱えやすい子ども（若者）の状況

- ・児童養護施設等に入所している子どもは、退所とともに自立しなければならない状況にあり、大変厳しい状況にあります。
- ・高校を中途退学したり無業等の状態にある若者は、将来、貧困や社会的孤立につながる危険性が高い状態にあります。

課題④

困難を抱えやすい子ども（若者）の社会的自立に向けた支援が求められています。

【困難を抱える家庭等の状況】

【課題】

3. 困難を抱える家庭の保護者の状況、社会的孤立

- ・困難を抱える家庭の保護者は、健康面での不調や精神的な負担を感じている割合が高くなっています。
- ・就業においては、非正規雇用の割合が高くなっています。
- ・ひとり親家庭では、家計と子育ての担い手の役割を一人で果たしているため、働き方に制約がでたり、仕事の掛け持ちをするなど、心身に大きな負担を抱えています。
- ・保護者が働いて収入を得ることは、子どもが保護者の働く姿を見て、労働の価値や意味を学ぶことにもつながります。
- ・困難を抱える家庭では、地域との関わりが希薄だったり、相談する相手がいないなど、社会的孤立の傾向がみられます。
- ・社会的孤立の状況は、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性があります。



課題⑤

母子保健、子育て支援、学校など、様々な関わりの中で、困難を抱える家庭を早期に把握し、支援につなぐための取組みが求められています。



課題⑥

保護者の自立と就労を支援するとともに、収入の安定した正規雇用につなぐ取組みが求められています。



課題⑦

困難を抱える家庭を地域全体で見守り、ささえる取組みが求められています。

第3章 北区の子どもの貧困対策の基本的な考え方

1 基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

2 貧困の連鎖の解消のための3つの柱

国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることのできる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、実効性の高い施策を展開します。

○ 柱1 子どもの育ち、学びをささえる

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や意欲を持ち、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。

- 施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
- 施策2 学校教育における学び、成長の支援
- 施策3 子どもの居場所づくりの推進
- 施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

○ 柱2 ライフステージに応じた相談・支援

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援に確実につなぐための仕組みをつくります。

また、困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活自立を応援します。

- 施策5 孤立しないしくみづくり
- 施策6 保護者への就労、生活支援

○ 柱3 地域全体で見守り、ささえる

地域を構成するすべての人が子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

- 施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

3 施策体系

■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

■3つの柱

柱1
子どもの育ち、
学びをささえる

柱2
ライフステージに
応じた相談・支援

柱3
地域全体で見守り、
ささえる

■施策

施策1
乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策2
学校教育における学び、成長の支援

施策3
子どもの居場所づくりの推進

施策4
困難を抱えやすい子ども（若者）
への支援

施策5 孤立しないしくみづくり

施策6
保護者への就労、生活支援

施策7
地域全体でささえるネットワークの
構築

■取組みの方向性

1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
 - (1) 質の高い教育・保育の提供
 - (2) 育ちの連続性を重視した学齢期への円滑な接続
 - (3) 経済的負担の軽減
2. 発達に課題のある乳幼児への支援

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進
2. 豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実
3. 個に応じたきめ細かな教育の推進
4. 不登校対策の推進
5. 学びをささえる就学支援の推進
6. 子どもの貧困問題に対する学校における理解促進

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援
2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり
3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

1. 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みの検討
2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進
 - (1) 就労支援事業への誘導強化
 - (2) 高校生の就職支援

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化
3. 支援につながるしくみづくり
 - (1) 教育・福祉の関係機関の更なる連携強化
 - (2) 相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）
 - (3) わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導の強化
 - (4) 子どもの貧困の理解を深め、支援につなぐための職員のスキルアップ
4. 情報共有のあり方の検討

1. 保護者の就労支援の推進
2. ひとり親家庭への生活支援の充実
3. 暮らしを支える給付、貸付制度

1. 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける取組み
2. 多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組み
3. 地域全体で見守り、ささえるネットワークづくり

4 計画の進捗状況の把握

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行っていきます。

子どもの貧困の要因は様々であり、そこから生じる課題も教育機会の確保や生活の安定、保護者の就労など多岐にわたることに加えて、それらが複雑に絡み合っていることから、現時点では、各指標に数値目標を設定することは困難であると考えています。

指標については、必要に応じて見直しを行い、追加や修正を行っていきます。

【北区における子どもの貧困に関する指標】

No	対象期	指標名	対象者	直近の現状値
1	妊娠・ 出産期	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦	今後集計予定
2	乳幼児 期	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	3歳児	10.1% (27年度)
3		歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	3歳児	9.4% (27年度)
4	小学生	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区立小学1年生	35.69% (27年度)
5		歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区立小学1年生	19.57% (27年度)
6	小・中 学生	子どもの朝ごはん摂取率	区立小学2、4、6年生、 中学2年生	小2 男 95.1%、女 95.8% 小4 男 89.5%、女 92.5% 小6 男 87.3%、女 89.1% 中2 男 81.5%、女 80.9% (27年度)
7		「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立小学6年生、 中学3年生	小6 73.6% 中3 62.9% (27年度)
8		「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	区立小学6年生、 中学3年生	小6 国語 A 72.1%、国語 B 66.2% 算数 A 76.6%、算数 B 47.6% 中3 国語 A 75.4%、国語 B 65.0% 数学 A 65.6%、数学 B 42.1% (27年度)

No	対象期	指標名	対象者	直近の現状値
9	小・中学生	<p>「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率 (教科別観点※注)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※注：「北区基礎・基本の定着度調査」の教科別の観点</p> <p>【国語】 ①国語への関心・意欲・態度 ②話す・聞く能力 ③書く能力 ④読む能力 ⑤言語についての知識・理解・技能</p> <p>【算数】 ①算数への関心・意欲・態度 ②数学的な考え方 ③数量や図形についての技能 ④数量や図形についての知識・理解</p> <p>【理科】 (小学4年生以上) ①自然事象への関心・意欲・態度 ②科学的な思考・表現 ③観察・実験の技能 ④自然事象についての知識・理解</p> <p>【社会】 (小学5年生以上) ①社会的事象への関心・意欲・態度 ②社会的な思考・判断・表現 ③観察・資料活用の技能 ④社会的事象についての知識・理解</p> <p>【数学】 (中学生) ①数学への関心・意欲・態度 ②数学的な見方や考え方 ③数学的な技能 ④数量や図形などについての知識・理解</p> <p>【英語】 (中学生) ①コミュニケーションへの関心・意欲・態度 ②外国語表現の能力 ③外国語理解の能力 ④言語や文化についての知識・理解</p> </div>	区立小学2、4、6年生、中学2年生	<p>小2</p> <p>【国語】 ①110.0% ②104.6% ③104.0% ④103.9% ⑤110.6%</p> <p>【算数】 ①107.1% ②106.6% ③106.7% ④104.3%</p> <p>小4</p> <p>【国語】 ①93.9% ②101.9% ③82.5% ④97.6% ⑤96.1%</p> <p>【算数】 ①96.7% ②98.3% ③101.2% ④101.2%</p> <p>【理科】 ①104.0% ②100.6% ③89.3% ④95.6%</p> <p>小6</p> <p>【国語】 ①101.6% ②103.5% ③99.5% ④109.5% ⑤105.5%</p> <p>【算数】 ①96.7% ②101.0% ③101.0% ④100.7%</p> <p>【理科】 ①107.1% ②105.1% ③100.3% ④102.2%</p> <p>【社会】 ①104.5% ②104.5% ③101.9% ④100.5%</p> <p>中2</p> <p>【国語】 ①103.7% ②102.5% ③104.4% ④98.5% ⑤97.2%</p> <p>【数学】 ①97.3% ②97.8% ③97.5% ④95.1%</p> <p>【理科】 ①84.3% ②87.1% ③86.0% ④86.9%</p> <p>【社会】 ①101.0% ②101.0% ③85.3% ④89.6%</p> <p>【英語】 ①98.8% ②97.1% ③98.8% ④91.1%</p> <p style="text-align: right;">(27年度)</p>

No	対象期	指標名	対象者	直近の現状値
10	小・中学生	学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立小学6年生、 中学3年生	小6 35.7% 中3 34.1% (27年度)
11		小学校・中学校の不登校者数(率)	区立小・中学校の 児童・生徒	小学校 54人(0.46%) 中学校 153人(3.32%) (27年度)
12	中学生	区立中学校の高校進学率	区立中学3年生	全体 99.5% 内訳 全日制 90.0% 定時制 4.2% 通信制 3.0% 特別支援 1.5% その他 0.8% (27年度)
13		生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の 中学3年生	全体 95.8% 内訳 全日制 52.1% 定時制 25.0% 通信制 4.2% 特別支援 14.6% その他 0.0% (28年)
14		「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生	67.0% (27年度)
15	高校生	区内都立高校の中退者数(率)	区内都立高校の 生徒	全体 70人(2.67%) 内訳 全日制 19人(0.94%) 定時制 51人(8.43%) (27年度)
16		区内都立高校の卒業時の進路未決定者数(率)	区内都立高校の 生徒	進路未決定 61人(7.73%) 一時的な仕事 40人(5.07%) (27年度)
17	ひとり親家庭	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率	ひとり親家庭	データなし 今後集計予定

第4章 北区の子どもの貧困対策に関する取組み

柱1 子どもの育ち、学びをささえる

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策の方針

- 困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、今後の育ちや学びをささえる基盤となる基本的な生活習慣や自己肯定感を育みながら健やかに成長できるよう、子どもの育ちを支えます。

現状と課題

乳幼児期は、子どもが基本的な生活習慣の定着や自己肯定感、人に対する基本的な信頼感などの人間形成の基礎を培う時期であり、小学校以降の学習習慣や学習意欲、課題や困難に立ち向かうたくましさの基盤を育む重要な時期です。

乳幼児は、親をはじめとする周囲の大人との関わりや、生活や遊びといった多様な経験を通して、基本的な生活習慣や、自己肯定感などを身につけ、小学校以降の生活や学習の基礎を培い、成長・発達しますが、困難を抱える家庭の子どもの中には、保護者が日々の生活に追われて、子どもと十分に向き合う時間や余裕がなく、基本的な生活習慣が定着していない場合や、子ども同士の交流や体験活動など社会性や道徳性の基盤を育むための経験が不足している場合があります。

こうした状況から、家庭環境や経済状況にかかわらず、すべての子どもが、発達や学びの連続性を重視した質の高い乳幼児期の教育・保育を受けることができる環境を整備するとともに、子ども一人ひとりの発達に応じた子どもの育ちをささえる取組みを進めていく必要があります。

取組みの方向性

1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

(1) 質の高い教育・保育の提供

- ・困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもの、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、質の高い就学前の教育・保育の提供を図るとともに、就学前の教育・保育の量的な充実を図ります。
- ・児童館の子どもセンターへの移行を推進し、乳幼児親子が一日過ごせる居場所の提供を図るとともに、乳幼児の年齢にあわせた活動プログラムの提供や専門相談員による相談事業などにより、子どもの育ちと親育ちをささえます。

(2) 育ちの連続性を重視した学齢期への円滑な接続

- ・幼児教育から小学校教育への子どもの発達と学びの連続性を重視した円滑な接続に向けた取組みを推進し、子どもの成長を継続的にささえます。

(3) 経済的負担の軽減

- ・家庭の経済状況に関わらず、質の高い就学前の教育・保育が受けられるよう、世帯の所得状況に応じた保育料等の負担軽減を図ります。

2. 発達に課題のある乳幼児への支援

- ・発達に課題のある乳幼児に対する早期相談・早期療育を推進するため、保育園、幼稚園等の関係機関と連携しながら、子ども発達支援センター「さくらんぼ園」を中心に、発達支援を行います。

施策1にかかる重点検討項目

- 小学校教育への連続性を重視した就学前の教育・保育の質の向上
- 児童館の子どもセンターへの移行の推進

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(就学前の教育・保育)

- きらきら0年生応援プロジェクトの推進（幼児教育の質の向上、学齢期への円滑な接続）
- 保育所待機児童解消の取組みの推進
- 保育園、幼稚園の保育料等の負担軽減
- 区立認定こども園の開設

(発達に課題のある乳幼児への支援)

- さくらんぼ園（子ども発達支援センター）
- 保育園の特別支援児保育 ○幼稚園の特別支援児受け入れ
- 障害児保育巡回指導員の派遣

施策2 学校教育における学び、成長の支援

施策の方針

- 困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての学齢期の子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育み、困難な状況にあってもたくましく生きる力を身に付けられる教育環境を整えます。

現状と課題

すべての児童・生徒に教育の機会の均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を解消するという観点からも非常に重要です。

アンケート調査の結果からは、家庭環境や経済状況によって授業の理解度や学習意欲に差がみられています。また、困難を抱える家庭の子どもは、大学への進学意向が低い傾向にあり、将来、経済的な理由により、進学や就学をあきらめざるを得ない可能性があることもうかがえます。

こうした状況から、家庭環境や経済状況にかかわらず、すべての児童・生徒の学ぶ意欲や自己肯定感を高め、将来の社会的・職業的な自立に向けた生きる力を育むための取組みの推進や、就学援助、奨学資金の貸付等による就学支援など、子どもが学び続けるための環境の整備が求められています。

一方、北区の不登校児童・生徒の割合は、小学校、中学校とも全国の水準を上回っています。不登校という状況が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、子どもの貧困対策の観点からも取組みを推進する必要があります。

また、学校は、児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす場所であり、子どもの変化や困難に気づきやすい場所でもあります。すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深め、子どもの貧困のサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐための取組みが必要となります。

取組みの方向性

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進

- ・すべての子どもたちが、自己肯定感や学ぶ意欲を高め、将来の夢と希望が持てるよう、少人数・習熟度別指導や放課後補習の充実、学力調査の分析結果等を基にした授業改善の推進などの基礎的・基本的な学力の定着と向上を図る取組みを推進します。

2. 豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実

- ・すべての子どもたちが、豊かな人間性や自ら学び考える力を育み、将来の目標を持つきっかけとなるよう、人生のモデルとなる大人との交流や自然、文化などと触れあう多様な体験活動、小・中学校における体系的なキャリア教育の充実を図ります。

3. 個に応じたきめ細かな教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国児童・生徒、外国人児童・生徒などに対する個に応じたきめ細かな教育の推進を図ります。

4. 不登校対策の推進

- ・不登校に関わる課題を解決するため、適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）の運営、不登校に関わる調査・分析、教育相談の充実等の取組みを推進し、教育相談所等の関係機関と連携を図りながら、総合的な不登校対策を推進します。
- ・不登校児童・生徒に対する支援を行うフリースクールと情報交換を行うなど連携の推進を図ります。

5. 学びをささえる就学支援の推進

- ・就学援助、奨学資金の貸付等による就学支援により、経済的に困難な状況にある児童・生徒の学びをささえる取組みを推進します。また、経済的な理由により、意欲と能力のある生徒が進学を断念することがないように就学支援のあり方について検討を行います。

6. 子どもの貧困問題に対する学校における理解促進

- ・困難を抱える家庭の子どもの生活状況や、子どもの貧困が及ぼす子どもの健康、学力、将来への影響、学校における取組み等について、子どもの貧困問題の理解促進のための研修の実施をはじめ、様々な場面で教職員の理解促進を図ります。

施策2にかかる重点検討項目

- 確かな学力向上プロジェクトの推進
- 就学援助、奨学資金の貸付などの就学支援のあり方の検討
- 子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(学力保障の推進)

- 確かな学力向上プロジェクト
(・学力パワーアップ事業 ・学力フォローアップ教室 ・中学校スクラム・サポート事業
・本気でチャレンジ教室 ・夢サポート教室)
- 基礎・基本の定着度調査 ○理科支援員配置事業 ○英語が使える北区人事業

(多様な体験活動、キャリア教育の充実)

- 自然体験活動の充実 ○イングリッシュ・サマーキャンプ

○スーパーサイエンススクール ○キャリア教育の実施

○北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業【再掲】

(個に応じたきめ細かな教育)

○特別支援学級 ○特別支援教室の推進

○特別支援教育システム ○日本語適応指導教室

(不登校対策)

○ホップ・ステップ・ジャンプ教室 (適応指導教室)

○子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業)【再掲】

○教育相談所の運営【再掲】

(就学支援)

○就学援助 ○特別支援学級就学奨励費 ○外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金

○北区奨学資金貸付事業 ○その他奨学金制度等の周知

○受験生チャレンジ支援貸付事業

○自立支援プログラム (高校進学支援プログラム)

○高等学校等就学費の支給 ○修学旅行支度金の支給

(家庭教育力の向上)

○家庭教育力向上プログラム

施策3 子どもの居場所づくりの推進

施策の方針

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子どもの将来的な自立を促進します。
- 困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごすことができる多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

現状と課題

学校教育においては、全ての児童・生徒の学力を保障するための取組みを行っていますが、経済的に困難な状況にある家庭の子どもの中には、学校外での学習や進学において格差が生じている傾向がみられます。

アンケート調査の結果からは、困難を抱える家庭の子どもの状況として、食生活などの基本的な生活習慣が定着していない傾向や、授業の理解度や学習意欲が低く、塾などの習い事や家庭学習などの学校外の学習機会が少ない傾向が見られています。また、ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っていることから、親が仕事などで忙しく、子どもと十分に向き合う時間がとりにくい状況が見られ、放課後に子どもだけで家で過ごす割合も高くなっています。

また、困難を抱える家庭の保護者は、子どもの教育への関心は高いものの、経済的理由から学習塾等の習い事に通わせられない実態もうかがえ、無料の学習支援制度に対する保護者の利用意向が非常に高くなっています。

さらに、就業による親の帰宅が遅いなどの理由から、夕食を子どもだけで食べる「孤食」の状況がみられます。

困難を抱える家庭の子どもの背景には、経済的困窮や虐待、ネグレクトなど様々な要因があり、支援にあたっては、子どもが自己肯定感を持てるように、緩やかな居場所を提供し、勉強に取り組む入口に立つための子ども一人ひとりに寄り添った支援を行うことが重要です。

こうした状況から、子どもだけで家で過ごす時間の長い子どもや、生活習慣や学習習慣の定着が不十分な子どもに対する、家庭学習を補完するための学習支援の実施や、食事の提供も含めた生活支援、学習支援、相談支援等を行う多様な居場所づくりを推進する必要があります。

取組みの方向性

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援

- ・経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。特に、子どもの将来的な社会的自立につなげるため、小学校高学年から中学生に対する学習支援の充実を図ります。

2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり

- ・区民施設や生涯学習施設などの区有施設を活用し、地域や包括協定締結大学の学生ボランティア、指定管理者などの協力を得ながら、保護者の就業等で、家で一人で過ごすことの多い小・中学生等が過ごせる多様な学習の場や居場所づくりの推進を図ります。
- ・小学生が安心して過ごせる学童クラブ、わくわく☆ひろばにおける学習支援の充実の検討を行います。

3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

- ・子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりに主体的に取り組むNPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。

施策3にかかる重点検討項目

- 生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象とした学習支援事業の充実
- 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり
- 学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実
- NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(学習支援)

- 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業

(子どもの居場所)

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進
- 放課後子ども教室 ○地域寺子屋 ○児童館での小学生対応事業
- ティーンズセンター ○児童館・児童室での中高生対応事業

施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

施策の方針

○児童養護施設等を退所する子どもや、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者など困難を抱えやすい状況にある子ども（若者）が、希望する未来を実現できるよう応援、支援します。

現状と課題

国の大綱では、児童養護施設等に入所している子どもについて、生活保護世帯やひとり親家庭の子どもなどとともに、支援を要する緊急度が高く、優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。

児童養護施設等に入所している子どもは、退所とともに自立生活を余儀なくされるため、一般と比べて経済的に不利な面が多く、大学進学率も低い状況にあります。また、大学に進学した場合でも、保護者等に頼ることができない場合が多く、学業と両立しながら学費や住居、生活費等を一人で捻出しなければならず大変厳しい状況にあることも指摘されています。

児童養護施設等を退所する子どもへの支援については、児童福祉施設等の社会的養護施策の実施主体である東京都が主たる対策をとる立場にありますが、北区としても、東京都との連携や実施可能な取組みについて検討していく必要があります。

また、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者は、保護者と一緒に暮らしている場合や、保護者からの援助を受けている場合もあり、現在、必ずしも経済的に困難な状況にあるとはいえませんが、将来的には貧困や社会的孤立につながる危険性が高い状態にあると考えられます。

若者の就労支援は本人の意思や意欲に大きく左右されますが、ハローワークなどの関係機関や福祉部門との連携のもと、本人の働く意欲を高め、やりがいを感じて就労できるよう支援していく必要があります。

取組みの方向性

1. 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みの検討

- ・国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みを検討します。

2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進

（1）就労支援事業への誘導強化

- ・高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取組みを推進します。

(2) 高校生の就職支援

- ・ハローワークや学校等の関係機関と連携しながら、高校生が希望する就職の願いがかなうよう、就職支援事業を推進します。

施策4にかかる重点検討項目

- 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み
- 困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(若者向け就労支援事業)

- 北区ジョブトライ事業 ○赤羽しごとコーナー
- 北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業) 【再掲】

(高校生への就職支援事業)

- 高校生就職支援コーディネーターの配置
- 高校生向け模擬面接の実施 ○保護者向け就職読本の配付
- 北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

施策5 孤立しないしくみづくり

施策の方針

○困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、母子保健の取組みや保育園・幼稚園、学校などでの関わりの中で気づき、必要な支援が確実につながるしくみを構築します。

現状と課題

子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらく、また、困難を抱える人は、真に困窮するほど自らSOSを発しにくいといわれており、困難を抱える家庭の子どもと保護者が社会的に孤立し、より一層困難な状況に置かれることのないよう、早期に発見し、必要な支援につないでいくことが求められています。

アンケート調査の結果からは、経済的に困難な状況にある家庭の約1割、ひとり親家庭（児童育成手当受給世帯）の約2割の保護者が、相談相手がいない状況にあり、社会的孤立の傾向がうかがわれ、精神的負担を感じている割合も高くなっています。また、行政サービスの申請、相談について、ワンストップ機能の充実を求める声が多く、気軽に相談ができ、利便性の高い相談窓口の充実が求められています。

また、困難を抱える家庭に必要な情報を確実に届ける工夫や、妊娠・出産・乳幼児期における母子保健の取組みや地域の子育て支援、保育園・幼稚園等での様子、学齢期における学校生活での気づきなど、子どもと家庭に接する関係者の子どもの貧困への感度を高め、子どものライフステージに応じて切れ目なく、困難を抱える家庭の子どもと保護者を早期に発見し、必要な支援に確実につなぐためのしくみづくりを推進する必要があります。

また、困難を抱える家庭の子どもと保護者の課題は、複合的なものが多く、単独の窓口や機関で解決することが難しい場合があります。このため、子どもと家庭の支援に関わる機関の更なる連携の強化の取組みや必要な範囲での個人情報の共有のあり方の検討を進める必要があります。

取組みの方向性

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- ・ 出産・子育て応援事業（はぴママ・きたく）、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などの母子保健や、子どもセンター、児童館・保育園、利用者支援事業などの子育て支援の取組みなどの様々な機会を捉えて、出産前の早期からリスクの高い家庭を把握し、養育困難、児童虐待の早期発見、早期予防を図るとともに、子どもの貧困を早期に発見し、必要な支援につなぐ取組みを推進します。
- ・ 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。

2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化

- ・学校を窓口として、困難を抱える家庭の子どもを早期に発見し、必要な支援・制度に確実につなぐため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を持つスタッフの更なる活用・充実を検討し、相談支援体制の強化を図ります。

3. 支援につながるしくみづくり

(1) 教育・福祉の関係機関の更なる連携強化

- ・教育と福祉の関係機関の更なる連携強化を図るため、子どもと家庭の支援に関わる関係機関等が定期的な意見交換や事例検討ができる連絡会の設置など、関係機関同士の顔の見える関係やネットワークづくりを推進します。

(2) 相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）

- ・特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成 29 年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置します。

(3) わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導の強化

- ・支援を必要としている子どもと家庭が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などわかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。

(4) 子どもの貧困の理解を深め、支援につなぐための職員のスキルアップ

- ・日頃から子どもと接する教職員や保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブの職員等が、子どもの貧困についての理解を深め、子どもの些細な言動などから子どものサインを的確に把握し、早期に支援につなぐための研修を平成 29 年度から実施します。

4. 情報共有のあり方の検討

- ・困難を抱える家庭の子どもと保護者に対し、切れ目のない支援を展開するには、関係機関の連携強化とともに、関係者間での個人情報の共有のあり方が大きな課題となっています。相談の受付時に本人からあらかじめ関係機関への情報提供について同意を得る手法をはじめ、切れ目のない支援を展開するための情報共有のあり方について検討を行います。

施策5にかかる重点検討項目

- 乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討
- スクールソーシャルワーカーの活用、充実
- 教育と福祉の関係機関の更なる連携強化の推進
- 児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置
- ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などのわかりやすい情報発信
- 子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【再掲】
- 関係機関による情報共有のあり方の検討

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(切れ目のない支援)

- 出産・子育て応援事業（はぴママ・きたく） ○妊産婦健康診査
- 妊婦歯科健康診査 ○妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業
- 産前産後セルフケア講座 ○未熟児養育医療助成
- 乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）
- みんなで祝い輝きバースデー事業 ○乳幼児歯科保健相談
- 2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会（児童館）
- 地域育て合い事業（児童館、保育園）
- 幼稚園・保育園における地域子育て支援活動
- 子育て相談事業（児童館） ○利用者支援事業（子育てナビ）

(養育困難家庭への支援)

- 養育支援訪問事業 ○安心ママヘルパー事業 ○見守りサポート事業
- 要保護児童対策地域協議会の運営

(学校における相談支援体制)

- スクールソーシャルワーカーの活用 ○スクールカウンセラーの配置
- 教育相談所の運営
- 子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業）
- 学校支援ボランティア活動推進事業

(情報発信)

- 子育て応援サイト「きたハピ」 ○子育てガイドブック、子育てマップの発行
- 子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）

(専門相談)

- 区民相談室（法律相談等） ○こころと生き方・DV相談 ○女性のための法律相談

施策6 保護者への就労、生活支援

施策の方針

- 経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。
- 特に、家計と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭に対しては、資格取得などの正規雇用につながる支援や、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援を図ります。

現状と課題

保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、貧困の連鎖の解消にあたって大きな教育的意義があります。

経済的に困難な状況にある家庭の多くは、経済面だけでなく、健康や家庭、生活面など、様々な課題を重層的に抱えている可能性があります。また、ひとり親家庭については、家計と子育ての担い手としての役割を保護者が一人で果たしているため、働き方に制約が出たり、複数の仕事を掛け持つなど、心身に大きな負担を抱えている場合があります。

アンケート調査の結果からは、経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者は、健康面で不調や精神的な負担を感じている割合が高く、就業面においては、非正規雇用の割合が高くなっています。特に、児童育成手当受給世帯については、約45%が非正規雇用となっており、また、国の貧困線を下回る水準で生活する世帯の割合が半数を超えるなど、ひとり親家庭の全国的傾向と同様に、経済的な困難を抱える家庭が多くなっています。

こうした状況から、経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対する就業による自立に向けた包括的な支援を推進するとともに、ひとり親家庭の保護者については、子育てと就業の両立などひとり親家庭が抱える様々な課題に対応した就労支援や生活支援を推進する必要があります。

取組みの方向性

1. 保護者の就労支援の推進

- ・経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対しては、「北区くらしとしごと相談センター」において包括的な相談支援を行い、自立・就労支援、家計相談支援、住居確保給付金などにより生活自立に向けた支援を推進します。

平成29年度からは、直ちに就労支援を行うことが困難な方を対象に、就労支援に先立ち、就労体験等を通じた支援や、規則正しい生活などの日常生活支援、コミュニケーションなどの社会生活支援を行う就労準備支援を開始します。

- ・ひとり親家庭の保護者に対しては、母子・父子自立支援員による包括的な相談支援を行うとともに、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得の支援などにより生活自立に向けた支援の充実を図ります。

2. ひとり親家庭への生活支援の充実

- ・家計と子育ての両方を一人で担い、困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。平成29年度からは、生活支援のための講習会の実施やひとり親家庭の交流の場の提供を開始します。

3. 暮らしを支える給付、貸付制度

- ・家庭の生活状況に応じた保護者に対する各種手当や子ども医療費助成、貸付制度等の経済的な支援により生活基盤をささえます。

施策6にかかる重点検討項目

- 生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進
- ひとり親家庭の保護者への就労支援の充実
- ひとり親家庭への生活支援の充実

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(保護者の就労支援)

(生活困窮世帯の保護者への就労支援)

○北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業)

○就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)

(ひとり親家庭の保護者への就労支援)

○ひとり親家庭に対する相談体制 (母子・父子自立支援員)

○ひとり親家庭への就労支援

・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【北区社会福祉協議会事業】

・ひとり親家庭自立支援プログラム策定

(生活保護受給者への就労支援)

○被保護者就労支援事業 ○被保護者自立促進事業

(その他の就労支援)

○北区ジョブトライ事業【再掲】 ○中高年者向け就職支援セミナー

○女性再就職支援事業 ○就職フェア in 王子

(ひとり親家庭への生活支援)

○ひとり親家庭休養ホーム事業 ○母子生活支援施設 (浮間ハイマート)

(給付、貸付制度等)

(給付制度)

- 生活保護制度 ○児童扶養手当の支給 ○児童育成手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給 ○児童手当の支給
- 子ども医療費助成 ○ひとり親家庭医療費助成

(貸付制度)

- 東京都母子及び父子福祉資金貸付 ○母子福祉応急小口資金貸付
- 女性福祉資金貸付 ○生活福祉資金貸付【北区社会福祉協議会事業】

(住宅の支援)

- 区営住宅の供給 ○障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成
- 住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援事業)

柱3 地域全体で見守り、ささえる

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

施策の方針

○子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえる人材や活動のすそ野を広げるとともに、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、ささえるネットワークの構築に取り組みます。

現状と課題

子どもの貧困対策を推進するためには、行政や関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の地域を構成するすべての人々が協力・連携して、困難を抱える家庭の子どもと保護者を暮らしの中で気づき、見守り、ささえるネットワークを構築する必要があります。

その実現のためには、区民一人ひとりが子どもの貧困問題に対する理解を深め、それぞれの立場からできる取組みを行う機運を醸成することや、行政や関係機関による支援の拡充に加え、地域や企業、NPO等との協力関係の構築を図ることが重要です。

また、困難を抱える家庭の子どもと保護者の課題や必要とする支援は様々であり、そのニーズに応じたきめの細かな支援を展開するためには、地域や企業、NPOなどの多様な主体が行う活動を支援し、支援の選択肢が広がる取組みを推進する必要があります。さらに、現在活動を行っている団体等の活動継続のためのサポートや、新たに支援に取り組む団体等へのサポートなども求められています。

取組みの方向性

1. 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける取組み

- ・子どもの貧困について、平成29年度から地域や企業、NPOなどに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信や北区応援サポーター寄附制度へのメニュー設定などにより、地域全体に広く理解と協力を求めることで、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえる機運の醸成や支援に関わる人材の育成を目指します。

2. 多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組み

- ・困難を抱える家庭の子どもと保護者の支援に意欲がある企業、NPOやボランティア団体などの多様な主体が行う活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組みを推進します。

3. 地域全体で見守り、ささえるネットワークづくり

- ・関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等との協力関係を構

築し、地域全体で見守り、ささえるネットワークづくりを推進します。

- ・子どもの貧困に関する地域の現状把握や、地域ネットワークの構築、居場所づくりの立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置の検討を行います。

施策7にかかる重点検討項目

- 区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施
- 北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定
- NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討【再掲】
- 地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置

(主な取組事業)

※各事業の内容は、資料編に記載しています。

(協働による地域づくり)

- 協働による地域づくりの推進(地域づくり応援団事業)
- 政策提案協働事業

(ネットワークの形成)

- 子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業【北区社会福祉協議会事業】

第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、北区の教育・子育て施策・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を、子ども自身の成長・自立の視点に立って、これまで以上に相互に連携し、横断的に取り組んでいく必要があります。また、教育・医療・福祉の関係機関や企業、産業団体等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図ります。

1 計画の進行管理

本計画で位置づけた施策の進行管理は毎年度行い、副区長を本部長とする「子ども」・かがやき戦略推進本部等で、庁内の関係部局間における横断的な調整と情報の共有を図るとともに、学識経験者や区内団体の代表者、関係機関、区民公募委員で構成する北区子ども・子育て会議において、施策の進捗状況や対策の効果等を検証・評価し、必要に応じて、見直し、改善を図ります。

2 国・東京都への働きかけ

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであることから、国や東京都をはじめ、社会全体で取り組まなければならない課題です。区としては、本計画の推進に向けて着実な取組みを進めるとともに、国や東京都などの関係機関との適切な役割分担のもと、更なる連携強化を図るとともに、必要に応じて働きかけを行っていきます。

3 子どもの貧困に関するデータや情報の収集

本計画の策定にあたり、北区の子どもの貧困に関連する事業を改めて整理するとともに、アンケート調査や支援者へのヒアリングなどにより実態把握のための調査を実施しました。

計画の推進にあっても、他自治体での実態調査の結果や取組みの好事例などのデータや情報を積極的に収集し、北区の状況の変化や取組みの成果等の把握に努め、今後の計画や指標の見直し、改善に活用していきます。

資料編

1. 主な取組事業一覧

施策1 乳幼児期の子どもへの育ち、成長の支援

1. 乳幼児期の子どもへの育ち、成長の支援

No	事業名	事業内容	所管課
1	小学校教育への連続性を重視した 就学前の教育・保育の質の向上 重点検討項目	乳幼児期の子どもが、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。また、幼児教育から小学校教育への子どもの発達と学びの連続性を重視した円滑な接続に向けた取組みを推進します。	
	1-1 きらきら0年生応援プロジェクトの推進 (幼児教育の質の向上) (学齢期への円滑な接続)	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。 また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣し、幼児教育の質の向上を図ります。	教育政策課
	1-2 保育所待機児童解消の取組みの推進	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子育て施策担当課
	1-3 区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設を、モデル実施として、平成29年度に1園を開設します。	学校支援課
2	児童館の子どもセンターへの移行の推進 重点検討項目	児童館の子どもセンターへの移行を推進し、乳幼児親子が一日過ごせる居場所の提供を図るとともに、乳幼児の年齢にあわせた活動プログラムの提供や専門相談員による相談事業などを行い、子どもの育ちと親育ちをささえます。	子ども未来課
3	保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	学校支援課 子育て施策担当課 保育課

2. 発達に課題のある乳幼児への支援

No	事業名	事業内容	所管課
1	さくらんぼ園(子ども発達支援センター)	就学前の発達に課題、または障害の疑いのある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。(児童発達支援事業、相談支援事業)	子ども家庭支援センター
2	保育園の特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	保育課

No	事業名	事業内容	所管課
3	幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることができる特別な支援を必要とする幼児を受け入れます。また、私立幼稚園でも、特別支援対象児の受け入れを行います。	学校支援課
4	障害児保育巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子ども未来課 保育課 子ども家庭支援センター

施策2 学校教育における学び、成長の支援

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進

No	事業名	事業内容	所管課
1	確かな学力向上プロジェクトの推進 重点検討項目	すべての児童・生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図るため、少人数・習熟度別指導や放課後補習の充実、学力調査の分析結果等を基にした授業改善の推進などの取組みを推進します。	
	1-1 学力パワーアップ事業	基礎学力定着のため、小・中学校に非常勤講師を配置しティーム・ティーチング等による学習支援を行います。	教育指導課
	1-2 学力フォローアップ教室	早い段階での学習のつまづきを解消するため、小学3、4年生を対象に、週1回程度、外部指導員による放課後補習教室を実施します。	教育指導課
	1-3 中学校スクラム・サポート事業	家庭学習アドバイザー（外部講師）が、希望する生徒に対し、個別に家庭学習教材を作成し、個別指導を行い、生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図ります。	教育指導課
	1-4 本気でチャレンジ教室	中学生の基礎学力と学習習慣の定着のため、夏季休業中に習熟度別の集中講座を実施します。	教育指導課
	1-5 夢サポート教室	希望する進路の実現を支援するため、中学3年生を対象に学校で、土曜日等に民間教育機関による受験対策ゼミを実施します。	教育指導課
2	基礎・基本の定着度調査	小学2～6年生及び中学校全学年で「基礎・基本の定着度調査」を実施して学力の定着度を把握するとともに、結果分析を通じて各校独自の授業改善推進プランを作成し、児童・生徒の確かな学力の定着を図ります。	教育指導課
3	理科支援員配置事業	小・中学校に理科支援員を配置し、実験活動の教員支援等を行って理科授業の活性化及び充実を図ります。	教育指導課
4	英語が使える北区人事業	小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。	教育指導課

2. 豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実

No	事業名	事業内容	所管課
1	自然体験活動の充実	岩井移動教室や夏季施設などで自然体験活動を行い、自然や文化に親しみ情操を豊かにするとともに、集団生活を行うことにより、自立心・公德心・協調性などを育成します。	学校支援課

No	事業名	事業内容	所管課
2	イングリッシュ・サマーキャンプ	英語によるコミュニケーション能力や異文化を理解し尊重する態度等を育むため、中学2年生を対象として、夏季に外国人留学生との国際交流キャンプを実施します。	学校支援課
3	スーパーサイエンススクール	小・中学生、高校生を対象に、科学やものづくりへの興味・関心を育てる場として、大学等と連携して専門的な講座を実施します。	生涯学習・学校地域連携課
4	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、小・中学校における教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課
5	北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業【再掲】	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	男女いきいき推進課

3. 個に応じたきめ細かな教育の推進

No	事業名	事業内容	所管課
1	特別支援学級	心身に障害がある児童・生徒に対しより適切な教育を行うため、小・中学校に特別支援学級を設置します。	教育支援担当課
2	特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とし早期に特別支援教育につなげるために、各校に特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。平成28年度から区内小学校全校に設置しています。	教育支援担当課
3	特別支援教育システム	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育を行うため、通常の学級や特別支援教室の活用等、児童・生徒の実態に応じた指導方針を決定する特別支援教育システムを進めます。	教育支援担当課
4	日本語適応指導教室	小・中学校へ通う日本の生活に不慣れな外国人児童生徒や海外からの帰国児童生徒を対象とした日本語適応指導通級学級へ日本語と外国語に対応できる指導補助員を配置し、日本語指導を行い、学校生活が円滑に送れるようにします。また、通級が困難な児童には、3ヶ月間を目安に在籍校へ日本語適応指導補助員を派遣します。	学校支援課 教育指導課

4. 不登校対策の推進

No	事業名	事業内容	所管課
1	ホップ・ステップ・ジャンプ教室 (適応指導教室)	様々な原因で学校に行けない児童・生徒に対して、学校復帰ができるよう指導援助を行います。	教育指導課
2	子どもと家庭の支援員(学校と家庭の連携推進事業)【再掲】	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	教育指導課
3	教育相談所の運営【再掲】	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに、学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	教育指導課 教育支援担当課

5. 学びをささえる就学支援の推進

No	事業名	事業内容	所管課
1	就学援助、奨学資金の貸付などの 就学支援のあり方の検討 重点検討項目	経済的な理由で進学や就学継続をあきらめることなく、意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、就学支援のあり方について検討します。	教育政策課 学校支援課
2	就学援助	経済的理由により、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学校給食費、新入学児童生徒学用品等購入費、夏季施設参加費、修学旅行費等の援助を行います。	学校支援課
3	特別支援学級就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条3の規定に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費、学用品購入費等就学に必要な経費について援助を行います。	学校支援課
4	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。	子育て施策担当課
5	修学旅行支度金の支給	生活保護受給世帯で小学5、6年生または中学3年生の子どもがいる保護者に対し、修学旅行に参加する際に必要となる費用を支給します。	生活福祉課
6	北区奨学資金貸付事業	修学意欲がありながら、家庭の経済事情から高校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して奨学資金の貸し付けを行います。	教育政策課
7	その他奨学金制度等の周知	北区奨学資金制度の周知のほか、奨学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めます。	教育政策課

No	事業名	事業内容	所管課
8	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付け、低所得世帯の子どもを支援します。（北区社会福祉協議会に委託）	健康福祉課
9	自立支援プログラム（高校進学支援プログラム）	生活保護受給世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成し、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
10	高等学校等就学費の支給	生活保護受給世帯において、高等学校等に就学し卒業することが自立助長に効果的と認められる場合に、生活扶助費等とは別に、生業扶助費として高等学校等の就学費を支給します。	生活福祉課

6. 子どもの貧困問題に対する学校における理解促進

No	事業名	事業内容	所管課
1	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施 重点検討項目	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を平成29年度から実施します。	教育指導課 子ども未来課

その他（家庭教育力の向上）

No	事業名	事業内容	所管課
1	家庭教育力向上プログラム	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。	教育政策課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 中央図書館 子ども未来課 保育課

施策3 子どもの居場所づくりの推進

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援

No	事業名	事業内容	所管課
1	生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象とした学習支援事業の充実 重点検討項目	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	生活福祉課
	1-1 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業	地域の中で、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援団体を立ち上げるための支援や進路相談、保護者への養育支援を実施します。	

2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり

No	事業名	事業内容	所管課
1	区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり 重点検討項目	区民施設や生涯学習施設などの区有施設を活用し、地域や包括協定締結大学の学生ボランティア、指定管理者などの協力を得ながら、小・中学生等が過ごせる多様な学習の場や居場所づくりの推進を図ります。	子ども未来課及び関係課
2	学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実 重点検討項目	地域や包括協定締結大学の学生ボランティアなどの協力を得ながら、学童クラブやわくわく☆ひろばにおける学習支援の充実に向けた取組みを検討します。	子ども未来課
3	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学3年生までは学童クラブ、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの特例的な利用で対応します。	子ども未来課
4	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	放課後や土曜日、長期休業期間に小学校を会場に、児童の安全・安心な居場所を提供します。自由遊びや勉強・スポーツ等の活動をとおして、大勢の大人や他学年の児童と触れ合うことで、子どもたちの社会性や協調性の充実を図ります。	子ども未来課
5	放課後子ども教室	平日の放課後に、小学校を会場に児童の安全・安心な居場所を提供します。地域の方々等の協力のもと、学習や体験学習等の活動を通して、子どもたちの学ぶ意欲に応えるとともに、地域の教育力の充実を図ります。	子ども未来課
6	地域寺子屋	土曜日を中心とした週末に小・中学生を対象に「地域で楽しく学んだり、くつろげる場」として『地域寺子屋』を開催します。宿題や補習、体験学習などを実施します。	子ども未来課

No	事業名	事業内容	所管課
7	児童館での小学生対応事業	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を行い、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。	子ども未来課
8	ティーンズセンター	中高生世代の居場所機能の充実を図るとともに、自己実現の場・社会体験機会の提供、中高生世代が抱えている課題への対応や地域と中高生世代をつなぐ架け橋としての機能を果たします。	子ども未来課
9	児童館・児童室での中高生対応事業	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	子ども未来課

3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

No	事業名	事業内容	所管課
1	NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討 重点検討項目	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	子ども未来課

施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

1. 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みの検討

No	事業名	事業内容	所管課
1	児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み 重点検討項目	国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みを検討します。	子ども未来課 及び関係課

2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進

(1) 就労支援事業への誘導強化

No	事業名	事業内容	所管課
1	困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化 重点検討項目	高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取組みを検討します。	産業振興課 生活福祉課
2	北区ジョブトライ事業	正規雇用の機会を失った新規学卒未就職者等の若年者を就職につなげるため、OA研修等の基礎研修、地域企業に就労体験のための紹介予定派遣を行うとともに、派遣終了後の正規雇用へのサポートも行います。	産業振興課
3	赤羽しごとコーナー	ハローワーク王子と共同で開設している職業相談・職業紹介窓口。 就職支援アドバイザーを週2回配置し、相談者に応じた就職に関する助言・指導、就職に関する情報提供、応募書類の書き方及び面接指導等を行います。	産業振興課
4	北区くらしとしごと相談センター（生活困窮者自立支援事業）【再掲】	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	生活福祉課

(2) 高校生の就職支援

No	事業名	事業内容	所管課
1	高校生就職支援コーディネーターの配置	就職を希望する高校生が内定を得られるよう、専門性の高いコーディネーターが、各学校を訪問するなど区内在住・在学の高校生へ就職活動の支援を行います。	産業振興課
2	高校生向け模擬面接の実施	高校生への採用面接解禁前に、各高等学校へ講師を派遣し、模擬面接を実施します。	産業振興課
3	保護者向け就職読本の配付	就職に対する正しい認識を持つことや子どもへの関わり方などを掲載した就職読本を作成し保護者に配付します。	産業振興課

No	事業名	事業内容	所管課
4	北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	男女いきいき推進課

施策5 孤立しないしくみづくり

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(切れ目のない支援)

No	事業名	事業内容	所管課
1	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討 重点検討項目	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。	健康推進課 子ども家庭支援センター
2	出産・子育て応援事業(はぴママ・きたく)	妊娠期から出産期にかけての切れ目のない支援を実施するため、妊娠期については、保健師等による面接を実施し、出産後(生後6か月まで)は、子ども家庭支援センターや相談機能のある児童館で面接を行い、妊娠中や育児の不安の軽減や孤立防止を図ります。	健康推進課 子ども家庭支援センター
3	妊産婦健康診査	妊娠中全妊婦を対象に医療機関に委託して妊婦健康診査等を行います。また、産婦については乳児健康診査時に妊娠中の既往調査を行い、必要に応じて医療機関の受診を指導します。	健康推進課
4	妊婦歯科健康診査	妊娠中の虫歯や歯周病のリスク軽減のため、希望者に歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき指導等を実施します。	健康推進課
5	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	ハイリスクの妊婦、産後の母体回復、新生児の発育や育児の悩みなどについて、保健師や助産師が家庭訪問をして指導助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けます。	健康推進課
6	産前産後セルフケア講座	産前産後の心身のケアと育児不安や孤立感の軽減を図るため、妊娠16週以降の安定期で運動制限がない妊婦と産後60～120日までの母子を対象に、エクササイズによる身体のケアや子育ての情報提供を行います。	健康推進課
7	未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、出生後、速やかに処置を講ずる必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。	健康推進課
8	乳幼児健康診査(3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	乳幼児を対象に、委託医療機関等による健康診査や、歯科医師による歯科健診、保健指導等を実施します。	健康推進課
9	みんなで祝い輝きパースデー事業	地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の児童館、児童室、子どもセンターに招き、月ごとにお祝い会を実施します。	子ども未来課
10	乳幼児歯科保健相談	特に2歳児を対象として、希望者に歯科医師による歯科健診や予防処置を実施するとともに、歯の生えてきた乳児には歯みがき教室を実施します。	健康推進課

No	事業名	事業内容	所管課
11	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会（児童館）	幼稚園に入園した子どもの保護者を児童館へ招き、次年度以降に幼稚園入園を予定している2歳児の保護者との情報交換・交流会を実施します。	子ども未来課
12	地域育て合い事業（児童館、保育園）	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設又は近隣の児童館及び保育園が連携して子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業等を一体的に実施します。	子ども未来課 保育課
13	幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	保育園にてふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施するほか、幼稚園にて未就園児向けの交流事業を実施します。	学校支援課 子育て施策担当課 保育課
14	子育て相談事業（児童館）	児童館に専門相談員（臨床心理士）を配置し、子育てに関する相談を行います。	子ども未来課
15	利用者支援事業（子育てナビ）	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供等を行います。	子ども家庭支援センター

（養育困難家庭への支援）

No	事業名	事業内容	所管課
1	養育支援訪問事業	子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、自立支援計画の下、ヘルパーを派遣して、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援し、保護者の養育力の向上を図ります。	子ども家庭支援センター
2	安心ママヘルパー事業	養育支援が特に必要な産前1か月前から生後4か月になるまでの母子のいる家庭にヘルパーを派遣し、日常的な家事支援・育児支援を行います。	子ども家庭支援センター
3	見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適切と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	子ども家庭支援センター
4	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら児童虐待の未然防止、養育家庭への適切な支援を行います。	子ども家庭支援センター

2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化

No	事業名	事業内容	所管課
1	スクールソーシャルワーカーの活用、充実 重点検討項目	学校・関係機関等と連携して、ケース数の増加や複雑困難化した課題を抱える児童・生徒等の増加に対し、より一層支援を進めるためスクールソーシャルワーカーの更なる活用・充実について検討します。	教育支援担当課
2	スクールソーシャルワーカーの活用	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など健全育成上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭・地域等の関係機関とのネットワークを構築してチームとして児童・生徒に支援を行い、課題の解決に努めます。	教育支援担当課
3	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に対応するために、全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、様々な相談内容に適切に対応して、教育相談体制の充実に努めます。	教育支援担当課
4	教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	教育指導課 教育支援担当課
5	子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業）	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	教育指導課
6	学校支援ボランティア活動推進事業	小・中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	生涯学習・ 学校地域連携課

3. 支援につながるしくみづくり

(1) 教育・福祉の関係機関の更なる連携強化

No	事業名	事業内容	所管課
1	教育と福祉の関係機関の更なる連携強化の推進 重点検討項目	教育と福祉の関係機関の更なる連携強化を図るため、子どもと家庭の支援に関わる関係機関等が定期的な意見交換や事例検討ができる連絡会の設置など、関係機関同士の顔の見える関係やネットワークづくりを推進します。	子ども未来課 及び関係課

(2) 相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）

No	事業名	事業内容	所管課
1	児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置 重点検討項目	特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成 29 年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置します。	子ども未来課

(3) わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導の強化

No	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などのわかりやすい情報発信 重点検討項目	支援を必要としている子どもと家庭が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などわかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。	子ども未来課
2	子育て応援サイト「きたハピ」	北区の子育てに関する情報を集約した子育て応援サイト「きたハピ」で、様々な子育て情報を発信します。また、子育てアプリを導入し、利便性の向上を図ります。	子ども未来課
3	子育てガイドブック、子育てマップの発行	北区の子育て支援事業を紹介する子育てガイドブック、及び主に乳幼児親子が過ごしやすい場所を案内する子育てマップを作成し、母子健康手帳配付時等に配布します。	子ども未来課
4	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	子育て家庭を対象に、子どもに関する講座や子育て支援情報等について、区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課

(4) 子どもの貧困の理解を深め、支援につなげるための職員のスキルアップ

No	事業名	事業内容	所管課
1	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【再掲】 重点検討項目	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を平成 29 年度から実施します。	教育指導課 子ども未来課

4. 情報共有のあり方の検討

No	事業名	事業内容	所管課
1	関係機関による情報共有のあり方の検討 重点検討項目	関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を展開するための関係者間における個人情報の共有のあり方について検討します。	子ども未来課 及び関係課

その他（専門相談）

No	事業名	事業内容	所管課
1	区民相談室（法律相談等）	日常生活で生じた法律問題や困りごとなどをもつ区民を対象に、相談内容に応じて弁護士・司法書士等が相談に対応します。	広報課
2	こころと生き方・DV相談	DV相談（配偶者等からの暴力）、夫婦・親子関係、職場等での人間関係など、生きていく上での様々な問題に関する相談に対応します。	男女いきいき推進課
3	女性のための法律相談	離婚や相続、セクシャルハラスメントなど、身の回りで起こる様々な問題に対して、女性弁護士が相談に対応します。	男女いきいき推進課

施策6 保護者への就労、生活支援

1. 保護者の就労支援の推進

(生活困窮世帯の保護者への就労支援)

No	事業名	事業内容	所管課
1	生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進 重点検討項目	経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対し、就業による自立に向けた包括的な支援を推進します。	生活福祉課
2	北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業)	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
3	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	平成 29 年度より、雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」、「社会生活自立に関する支援」、「就労に関する支援」を一貫して行います。	生活福祉課

(ひとり親家庭の保護者への就労支援)

No	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親家庭の保護者への就労支援の充実 重点検討項目	母子・父子自立支援員による包括的な相談支援を行うとともに、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得の支援などにより生活自立に向けた支援の充実を図ります。	生活福祉課
2	ひとり親家庭に対する相談体制 (母子・父子自立支援員)	ひとり親家庭の母・父の就労支援をはじめ、必要な場合には、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、児童相談所など他の機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援を行います。	生活福祉課
3	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、その能力を開発し、適職につくために受講した教育訓練費用の一部を区が給付することによって、ひとり親家庭の自立を支援します。	生活福祉課
4	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援し、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。	生活福祉課
5	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【北区社会福祉協議会事業】	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者に対して、養成機関の入学費用や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、自立の促進を図ります。(平成 28 年 12 月から事業開始)	北区社会福祉協議会
6	ひとり親家庭自立支援プログラム策定	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親を対象に、個々にあわせた自立支援プログラム(就労計画書)を策定し、就労支援員が公共職業安定所と連携して就労を支援します。	生活福祉課

(生活保護受給者への就労支援)

No	事業名	事業内容	所管課
1	被保護者就労支援事業	生活保護受給者からの就労等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた就労支援を行います。	生活福祉課
2	被保護者自立促進事業	生活保護受給者及び中国残留邦人等に対し、就労支援、社会活動参加支援等の自立支援に要する経費の一部を支給します。	生活福祉課

(その他の就労支援)

No	事業名	事業内容	所管課
1	北区ジョブトライ事業【再掲】	正規雇用の機会を失った新規学卒未就職者等の若年者を就職につなげるため、OA研修等の基礎研修、地域企業に就労体験のための紹介予定派遣を行うとともに、派遣終了後の正規雇用へのサポートも行います。	産業振興課
2	中高年者向け就職支援セミナー	就職活動の流れと注意点や求人情報収集の仕方などを解説するセミナーを実施します。	産業振興課
3	女性再就職支援事業	結婚・育児・介護等で離職し再就職を希望する区内女性を対象として、採用意欲の高い区内企業等で働くための技能・技術などの習得機会や職場経験のブランクを埋めるためのインターンシップの機会を提供します。また、女性人材の活用を希望する企業側への女性人材受入・活用支援を実施します。	産業振興課
4	就職フェア in 王子	ハローワーク王子等と共同で、区内企業への就職を促すことを目的に、区内企業の魅力を発信し、また就職希望者との交流の場を設けるため就職フェアを実施します。	産業振興課

2. ひとり親家庭への生活支援の充実

No	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親家庭への生活支援の充実 重点検討項目	家計と子育ての両方を一人で担い困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。 平成 29 年度からは、生活支援のための講習会の実施やひとり親家庭の交流の場の提供を開始します。	子ども未来課及び関係課
2	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の親子がそろってレクリエーションを楽しむため、北区指定の日帰り施設（プール・遊園地）の利用料の一部を助成します。	生活福祉課
3	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	区内在住で、生活上の様々な問題を抱え、子ども（18歳未満の児童）の養育に困窮した母子世帯が入所する児童福祉施設で、生活支援等を通じて自立の促進を支援します。	生活福祉課

3. 暮らしを支える給付、貸付制度

（給付制度）

No	事業名	事業内容	所管課
1	生活保護制度	生活保護受給者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。	生活福祉課
2	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度の3月末日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。（国制度）	子ども未来課
3	児童育成手当の支給	18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（東京都制度）	子ども未来課
4	特別児童扶養手当の支給	心身に障害があり、一定の条件に該当する20歳未満（20歳の誕生日前日まで）までの児童を養育している家庭の福祉の増進のための手当を支給します。	子ども未来課
5	児童手当の支給	児童手当は、中学3年生修了前（15歳に達した年度の3月末日）までのお子さんを養育している親等に支給します。	子ども未来課
6	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した年度の3月末日）までの保険適用医療費自己負担分を区が助成します。	子ども未来課
7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した年度の3月末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が助成します。	子ども未来課

(貸付制度)

No	事業名	事業内容	所管課
1	東京都母子及び父子福祉資金貸付	東京都内に、6ヶ月以上（修学・就学支度資金を除く）に居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子ども等を扶養している方へ修学、就職、転宅等の各種資金を貸し付けます。	生活福祉課
2	母子福祉応急小口資金貸付	区内に3ヶ月以上居住している母子家庭の方が災害、疾病など応急に必要な資金を貸し付けます。	生活福祉課
3	女性福祉資金貸付	区内に居住している寡婦や未婚の女性の方などが経済的に自立し安定した生活を送るための資金を貸し付けます。	生活福祉課
4	生活福祉資金貸付【北区社会福祉協議会事業】	低所得・高齢・障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。	北区社会福祉協議会

(住宅の支援)

No	事業名	事業内容	所管課
1	区営住宅の供給	住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。	住宅課
2	障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	（ひとり親世帯の内容）区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	住宅課
3	住居確保給付金の支給（生活困窮者自立支援事業）	離職等により住居を失ったもしくは失う恐れのある方に対し、住居確保と就労支援のため、一定期間の家賃助成を行います。	生活福祉課

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

1. 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける取組み

No	事業名	事業内容	所管課
1	区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施 重点検討項目	子どもの貧困について、平成29年度から地域や企業、NPOなどに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	子ども未来課
2	北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定 重点検討項目	北区応援サポーター寄附制度への子どもの未来応援に関する項目の設定を契機として、区民全体に子どもの貧困対策への理解と協力を広く呼びかけ、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図ります。	企画課 税務課 子ども未来課

2. 多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組み

No	事業名	事業内容	所管課
1	NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討 【再掲】 重点検討項目	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	子ども未来課
2	協働による地域づくりの推進（地域づくり応援団事業）	非営利で自主的、自発的に行われる公共的活動を行う団体が主体的に行う北区のまちづくりのための事業に対して必要な経費を助成します。	地域振興課
3	政策提案協働事業	NPO、ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業を、提案した団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業を進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的としています。	地域振興課

3. 地域全体で見守り、ささえるネットワークづくり

No	事業名	事業内容	所管課
1	地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置 重点検討項目	子どもの貧困に関する地域の現状把握や、地域ネットワークの構築、居場所づくりの立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置について検討します。	子ども未来課
2	子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業【北区社会福祉協議会事業】	学習支援や子ども食堂、居場所づくりといった子どもたちの支援を行う団体等のつながりの強化や、必要に応じてグループの立ち上げ支援を行い、地域の力で子どもたちへの支援活動を展開することで、子ども支援の輪を北区全体に広げていくことを目指します。	北区社会福祉協議会

2. (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会設置要綱

28 北教子第1824号
平成28年6月24日教育長決裁

(設置目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第4条の規定に基づき、北区における子ども貧困対策に関する総合的な施策の推進を図るため、(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、前条に規定する設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 実態把握のための調査に関する調査項目等に関すること。
- (2) 部会における検討の結果の共有及び部会への助言に関すること。
- (3) 計画全般及び計画策定全体の枠組みに関すること。
- (4) 支援に関する事業・取組の実施に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、別表第一に掲げる者を委員として構成する。

2 別表に掲げるもののほか、教育長は前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、前項に規定する委員以外の者を委員とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、子ども未来部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、教育振興部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、設置された日から平成29年3月31日までとする。

(招集等)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、検討会の運営については、会長が定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(部会)

第8条 検討会の検討事項のうち、特定の事項を調査及び検討するため、検討会に次の部会を設置する。

- (1) 教育・学び部会
- (2) 生活支援部会

2 前項各号に掲げる部会の所管事項及び委員は、別表第二のとおりとする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、子ども未来部子ども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会による第2条各号に掲げる事項の検討の終了をもって失効する。

3. (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会 委員名簿

構成	所属	氏名	検討会	教育・学び支援部会	生活支援部会
学識経験者	東京学芸大学講師	伊藤 秀樹	○	○	
	東京家政大学教授	岩崎 美智子	○		○
	首都大学東京子ども若者貧困研究センター特任研究員	小田川 華子	○	○	○
区職員	政策経営部長	依田 園子	○		
	健康福祉部長	都築 寿満	○		○
	教育振興部長	田草川 昭夫	○	○	
	子ども未来部長	栗原 敏明	○	○	○
	企画課長	筒井 久子	○		
	政策経営部参事(財政課長事務取扱)	小野村 弘幸	○		
	総務部参事(総務課長事務取扱)	小宮山 庄一	○		
	地域振興課長	関根 和孝	○		
	産業振興課長	気賀沢 進			○
	健康福祉課長	菊池 誠樹	○		○
	健康推進課長	飯窪 英一			○
	生活福祉課長	濱崎 祥三	○		○
	北部地域保護担当課長	大石 喜之		○	
	障害福祉課長	田中英行			○
	健康福祉部副参事(社会福祉協議会派遣)	上水流 ユキ			○
	住宅課長	荻田 浩成			○
	教育政策課長	野尻 浩行	○	○	
	学校支援課長	浅香 光男		○	
	教育指導課長	難波 浩明	○	○	
	教育支援担当課長	鈴木 静乃		○	
	子ども未来部参事(子ども未来課長事務取扱)	中嶋 稔	○	○	○
	子ども未来部副参事(放課後子どもプラン推進担当)	戸澤 俊人		○	
	子育て施策担当課長	高木 俊茂			○
	保育課長	松田 秀行			○
	男女いきいき推進課長	田名邊 要策			○
	子ども未来部参事(子ども家庭支援センター所長事務取扱)	橘 千秋			○
	滝野川保育園長	鈴木 薫			○
ふくろ幼稚園長	小針 静江			○	
小中学校	第四岩淵小学校長	山本 英一		○	
	十条富士見中学校長	高木 潤也		○	

4. (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の開催経過

日時	会議	議事
平成 28 年 7 月 1 日	第 1 回検討会 第 1 回教育・学び部会 第 1 回生活支援部会 (合同開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本における子どもの貧困の現状と自治体の役割」について ○「(仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」の策定について ○北区の主な事業・取組みについて ○実態把握のための調査の実施について
平成 28 年 7 月 22 日	第 2 回教育・学び部会	<ul style="list-style-type: none"> ○北区の現状等からみる子どもの貧困の課題 ○計画の対象及び検討における基本的視点 ○検討における施策の柱立て ○施策ごとの現状と課題
	第 2 回生活支援部会	
平成 28 年 8 月 5 日	第 3 回生活支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ○施策ごとの課題と方向性について ○重点的に取り組む事項について
平成 28 年 8 月 12 日	第 3 回教育・学び部会	
平成 28 年 10 月 13 日	第 2 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育学び・生活支援部会における検討の報告について ○実態調査の結果について ○計画(骨子案)について
平成 28 年 10 月 19 日	第 4 回教育・学び部会	
平成 28 年 10 月 20 日	第 4 回生活支援部会	
平成 28 年 10 月 27 日	第 3 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ○計画(中間のまとめ案)について
平成 29 年 2 月 2 日	第 4 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度における子どもの貧困対策に関する取組みについて ○計画(案)について

5. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以

下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6. 子どもの貧困対策に関する大綱（概要）

1. 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

2. 基本的な方針

- ①貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- ②第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- ③子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- ④子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- ⑤教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- ⑥生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- ⑦保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- ⑧経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- ⑨官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- ⑩当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

3. 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成25年）
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%（平成25年）
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%（平成25年）
- 生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後の進路：就職率2.5%／高等学校等卒業後の進路：就職率46.1%）（平成25年）
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率（中学校卒業後：進学率96.6%、就職率2.1%／高等学校等卒業後：進学率22.6%、就職率69.8%）（平成25年）
- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）72.3%（平成23年度）
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率（中学校卒業後：進学率93.9%、就職率0.8%／高等学校卒業後：進学率41.6%、就職率33.0%）（平成23年度）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数1,008人（平成25年度）／スクールカウンセラーの配置率小学校37.6%、中学校82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置（平成24年度）
- 就学援助制度に関する周知状況（毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合61.9%）（入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合61.0%）（平成25年度）

- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）（無利子：予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0%／有利子：予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%）（平成 25 年度実績）
- ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭の就業率 80.6%（正規 39.4%、非正規 47.4%）／父子家庭の就業率 91.3%（正規 67.2%、非正規 8.0%））（平成 23 年度）
- 子供の貧困率 16.3%（平成 24 年）
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%（平成 24 年）

4. 指標の改善に向けた当面の重点施策

(1) 教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障／学校を窓口とした福祉関連機関等との連携／地域による学習支援／高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実／「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減／特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築／夜間中学校の設置促進／子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供

(2) 生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の健康確保／母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援／食育の推進に関する支援／ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／親の支援のない子供等への就労支援／定時制高校に通学する子供の就労支援／高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化／相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等／住宅支援

(3) 保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

(4) 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

(5) 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究／子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究／子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

(6) 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

北区子どもの未来応援プラン
(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)

平成 29 年 3 月発行

刊行物登録番号
28-1-121

編集・発行 東京都北区教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課
〒114-8546
東京都北区滝野川 2-52-10
電 話 03 (3908) 9097

